

三次市こども計画

すべてのこどもの笑顔かがやくまち みよし

～こどもが健やかに育ち、誰もが安心して子育てができるまちをめざして～



令和7(2025)年3月

 三次市

目次

第Ⅰ部 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	3
4. 計画の対象	3
5. 三次市のこども・子育てを取り巻く状況	4
6. 調査結果にみる三次市の特徴	31
7. 三次市子ども・子育て支援施策の第2期計画の評価及び課題	64
第Ⅱ部 三次市こども・子育て支援の基本的な考え方	73
1. 基本理念	73
2. 基本的視点から見える課題	76
3. 基本目標	79
4. 取組の施策体系図	80
5. 主要施策の方向	82
基本目標1 全てのこどもの健やかな育ちへの支援	82
基本目標2 安心して産み育てられる環境づくり	92
基本目標3 地域全体で子育てを支える環境づくり	97
6. 基本目標に係る指標	102
第Ⅲ部 事業計画	104
第1章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	104
1. 教育・保育提供区域の設定	104
2. 教育・保育提供体制の確保	106
3. 地域子ども・子育て支援事業の充実	108
第Ⅳ部 計画の推進	122
1. 計画の推進体制	122
2. 計画の進捗状況の管理及び評価	122
資料編	123
1. 計画の策定経過	123
2. 三次市子ども・子育て会議条例	124
3. 三次市子ども・子育て会議 委員名簿	126

第Ⅰ部 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

近年の急速な人口減少、少子高齢化の進行に伴い、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会・経済への深刻な影響が懸念されています。令和5（2023）年の国の合計特殊出生率は、1.20と過去最低を更新しました。本市においても、合計特殊出生率は、1.42と過去最低となっています。

少子化の要因としては、未婚化や晩婚化、共働き世帯の増加、仕事と子育てとの両立に対する負担感や子育てに関する不安感、経済的負担などが指摘されています。

こうした状況の中、日本国憲法と児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指した「こども基本法」が令和5（2023）年4月に施行され、同年12月には、幅広いこども政策をより総合的に推進していくため、「少子化社会対策基本法」、「子ども・若者育成支援推進法」及び「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ねた「こども大綱」が策定されました。

「こども基本法」において、市町村は、こども大綱及び都道府県こども計画を勘案して市町村こども計画を定めるように努めることとされています。また、「こども大綱」では、すべてのこども・若者が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」をめざすことが掲げられています。

本市においては、「次世代育成支援行動計画」の性格を持ち合わせた計画として「三次市子ども・子育て支援事業計画」を平成27（2015）年3月に、「第2期三次市子ども・子育て支援事業計画」を令和2（2020）年3月に策定し、「子育てに夢がもてるまち みよし」をめざし、子育てに関する施策を総合的に推進してきました。

また、こどもの貧困が社会問題となる中、その対策を進めるためには、社会生活全般の複合的で継続的な取組が必要であると判断し、すべてのこどもたちの未来を応援することを目的とした「三次市子どもの未来応援宣言」を平成29（2017）年12月に宣言しました。この宣言の「子どもたちの可能性を伸ばします」、「子どもたちの希望を支えます」、「子どもたちのチャレンジを応援します」の3つを柱に、「三次市子どもの未来応援宣言取組基本方針及び個別事業」を策定し、こどもたちの未来を応援するために取組を進めてきました。

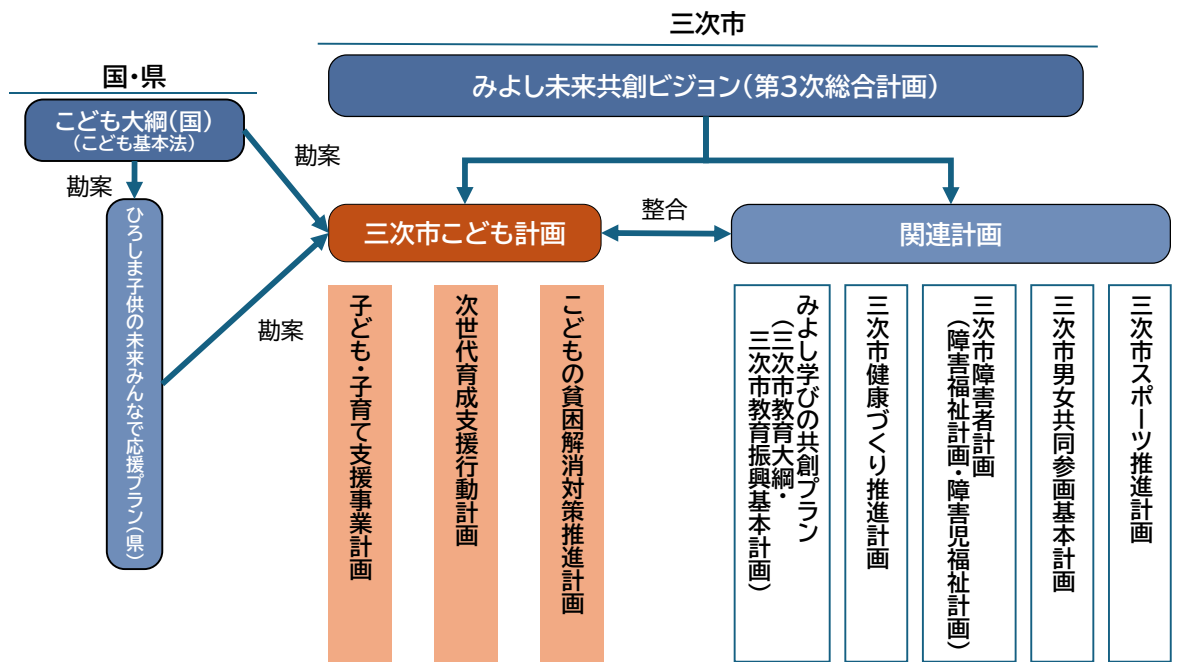
この度、「第2期三次市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間及び「三次市子どもの未来応援宣言取組基本方針」の取組期間が終了するにあたり、こども基本法に規定される市町村こども計画として、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度を計画期間とする「三次市こども計画」に、これらの計画や方針を包含し、一体的に策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第2項の規定に基づく「市町村こども計画」として、市のこども政策を総合的に推進するための方針を定めるものです。

三次市のまちづくりの方向性を示した「第3次三次市総合計画」を上位計画とし、その他の関連計画などと整合を図り策定します。また、この計画は子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく市町村行動計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく市町村計画として位置付けます。さらに、「三次市子どもの未来応援宣言」における取組基本方針は、「三次市こども計画」に包含し、引き続き、こどもの未来を応援するための環境づくりに取り組みます。

【計画の位置づけ】



* 計画策定にあたっては関連計画との整合と連携をはかります

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。

なお、計画期間中であっても、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

4. 計画の対象

この計画は、すべての子どもと子育て家庭、市民、地域コミュニティ、事業者、行政など、すべての個人・団体を対象とします。

なお、本計画の「子ども¹」とは、心身の発達の過程にある者としています。

¹ この計画では、「子ども」の用語法については、子ども基本法第二条「この法律において「子ども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。」に準じたものとします。また、「子ども」の表記については、以下のような特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いています。

- ① 法令に根拠がある語を用いる場合
- ② 固有名詞を用いる場合（既存の予算事業名や組織名等）
- ③ 他の語との関係で「子ども」表記以外の語を用いる必要がある場合

5. 三次市のこども・子育てを取り巻く状況

(1) 三次市の現状

①総人口と年齢3区分人口の推移

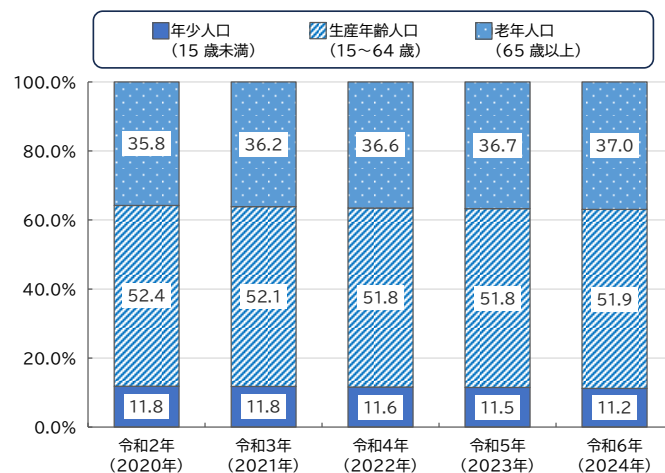
本市の総人口は、減少を続けており、令和6（2024）年では48,303人となっています。年齢3区分別でみると、15歳未満の年少人口割合は年々減少し、15歳～64歳の生産年齢人口割合も令和3年以前と比べ減少していますが、65歳以上の老年人口割合は増加しており少子高齢化がうかがえます。年少人口の推移では、どの年齢も年々減少していく見込みとなっています。

【総人口と年齢3区分人口の推移】

（単位：人，％）

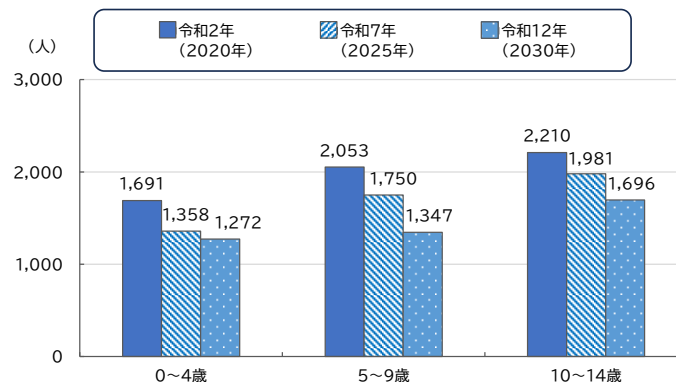
	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
総人口	51,507	50,852	49,909	49,106	48,303
年少人口（15歳未満）	6,095	5,985	5,795	5,639	5,405
割合	11.8	11.8	11.6	11.5	11.2
生産年齢人口（15～64歳）	26,989	26,482	25,872	25,443	25,047
割合	52.4	52.1	51.8	51.8	51.9
老年人口（65歳以上）	18,423	18,385	18,242	18,024	17,851
割合	35.8	36.2	36.6	36.7	37.0

【年齢3区分人口比率の推移】



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

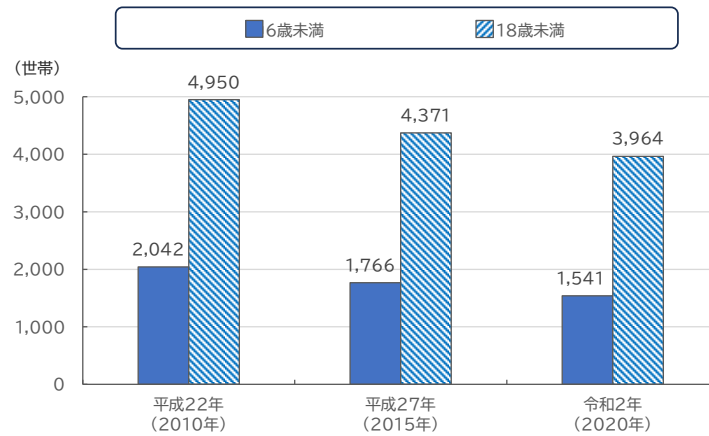
【年少人口の推移】



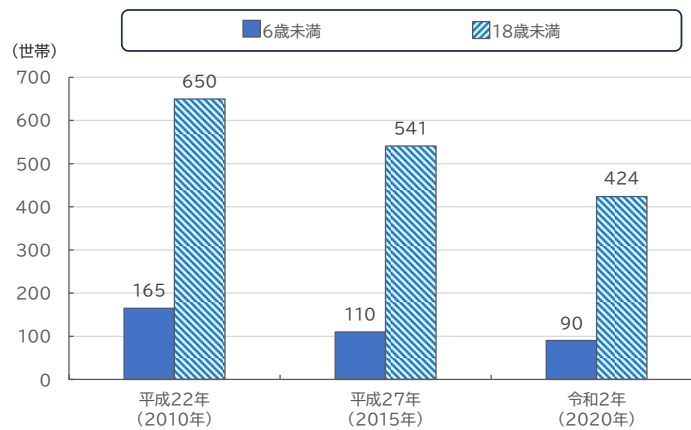
資料：令和2（2020）年は国勢調査，令和7（2025）年と令和12（2030）年は日本の地域別将来推計人口

子育て世帯の推移をみると、子育て世帯では平成22（2010）年から令和2（2020）年にかけて減少傾向にあります。

【18歳未満・6歳未満のこどものいる子育て世帯の推移】



【18歳未満・6歳未満のこどものいるひとり親世帯の推移】

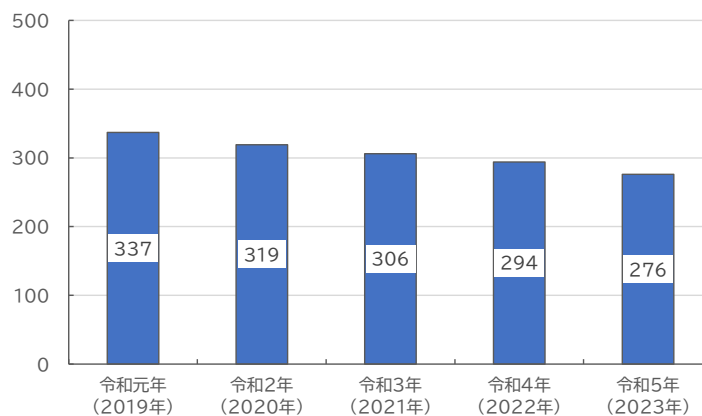


資料:国勢調査

②出生の動向

本市の出生数は、令和元（2019）年から令和5（2023）年にかけて減少傾向にあります。

【出生数の推移】(人)



資料：三次市こども家庭支援課

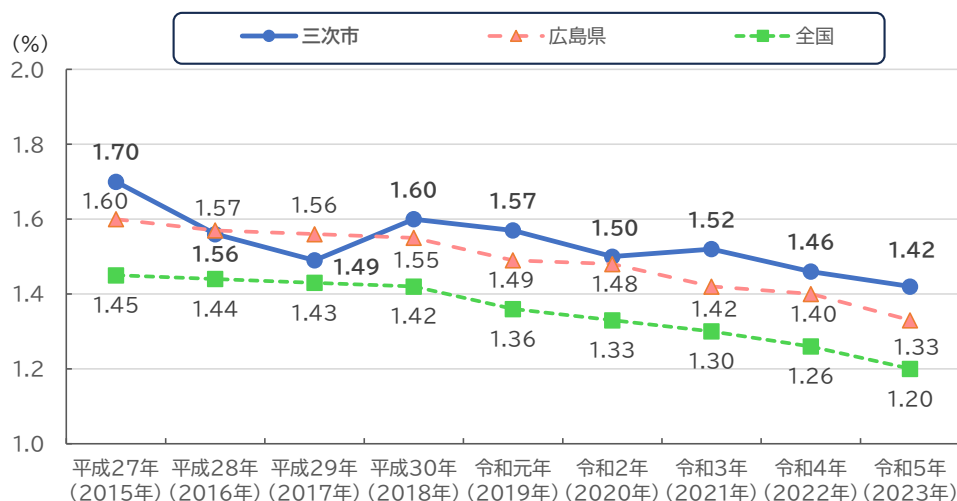
③合計特殊出生率

本市の期間合計特殊出生率は、ほとんどの年で国と県を上回ってはいるものの、減少傾向にあり、令和5（2023）年では1.41となっています。

【合計特殊出生率の推移】

		平成 25 年 (2013 年)	平成 26 年 (2014 年)	平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)	令和 元年 (2019 年)	令和 2 年 (2020 年)	令和 3 年 (2021 年)	令和 4 年 (2022 年)	令和 5 年 (2023 年)
期間合計 特殊出生 率	三次市	1.61	1.52	1.70	1.56	1.49	1.60	1.57	1.50	1.52	1.46	1.42
	広島県	1.57	1.55	1.60	1.57	1.56	1.55	1.49	1.48	1.42	1.40	1.33
	全国	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43	1.42	1.36	1.33	1.30	1.26	1.20
合計特殊 出生率 (ベイズ 推定値)	三次市	1.78					1.63					
	広島県	1.58					1.46					
	全国	1.43					1.33					

【期間合計特殊出生率の推移】



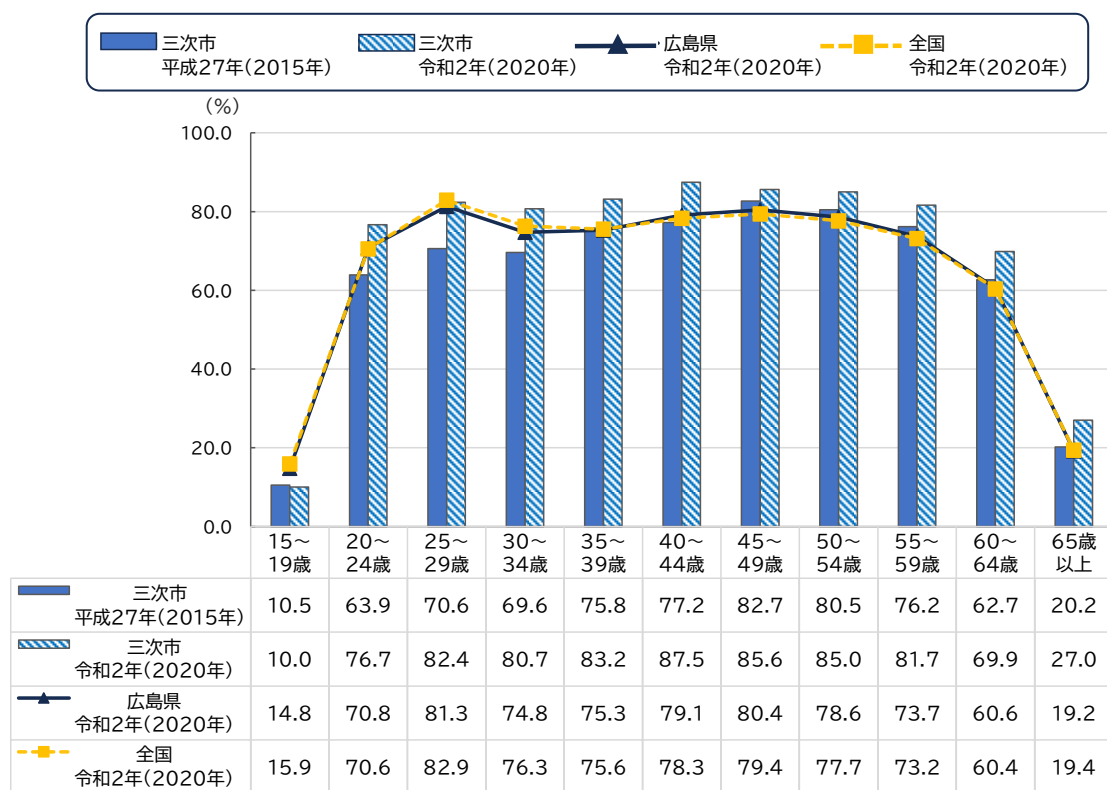
資料：こども家庭支援課，人口動態保健所・市町村別統計

(注) 合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に何人子どもを産むかを推計したものです。また、ベイズ推定値とは、地域間比較や経年比較に耐えうる、より安定性の高い指標を求めるためにベイズ統計学の手法を用いたものです。

④女性の年齢別就業率

本市の令和2（2020）年の女性の年齢別就業率は、15～19歳を除くほぼすべての年代で、全国、広島県の実績と比べて高くなっています。また、三次市 平成27（2015）年と比べて、三次市 令和2（2020）年では、15～19歳を除くすべての年代の実績が高くなっています。

【女性の年齢別就業率】



資料：国勢調査

(2) 教育・保育施設の状況

保育所，幼稚園などの設置状況，定員・利用者数などは次のとおりです。

①保育所の状況

【児童の入所状況】

令和6（2024）年4月1日現在（単位：人）

施設名		入所児童数							定員 (人)	入所率 (%)
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計		
三次市立	愛光保育所	6	12	18	23	26	25	110	110	100.0
	十日市保育所	1	19	24	17	28	30	119	170	70.0
	東光保育所	6	12	16	19	26	27	106	150	70.7
	川地保育所	0	2	5	5	3	10	25	45	55.6
	和田保育所	0	5	3	11	10	8	37	80	46.3
	田幸保育所	0	1	7	11	9	7	35	45	77.8
	神杉保育所	4	12	15	12	13	14	70	84	83.3
	河内保育所	休所								
	粟屋保育所	0	7	5	6	9	13	40	55	72.7
	川西保育所	0	3	1	1	5	1	11	45	24.4
	酒屋保育所	2	25	27	31	31	32	148	140	105.7
	君田保育所	1	2	1	1	5	1	11	60	18.3
	布野保育所	0	1	3	11	3	7	25	60	41.7
	さくぎ保育所	0	1	3	2	7	4	17	60	28.3
	吉舎保育所	0	4	5	5	8	11	33	90	36.7
	敷地保育所	0	0	3	3	0	3	9	30	30.0
	三良坂保育所	2	16	16	19	19	22	94	120	78.3
	みわ保育所	1	2	4	7	10	6	30	120	25.0
	こうめ保育所	0	3	6	6	4	9	28	100	28.0
私立	子供の館保育園	1	17	14	—	—	—	32	60	53.3
	子供の城保育園	7	18	21	16	17	20	99	100	99.0
合 計		31	162	197	206	233	250	1,079	1,724	61.9

資料：保育課

【保育サービスの状況】

令和6（2024）年4月1日現在

施設名		利用可能サービス			
		延長保育	休日保育	一時預かり	土曜午後保育
三次市立	愛光保育所	○	×	×	○
	十日市保育所	○	×	×	○
	東光保育所	○	○	○	○
	川地保育所	×	×	×	×
	和田保育所	×	×	×	○
	田幸保育所	×	×	×	×
	神杉保育所	×	×	×	○
	河内保育所	休所			
	栗屋保育所	×	×	×	○
	川西保育所	×	×	×	×
	酒屋保育所	○	×	○	○
	君田保育所	×	×	×	×
	布野保育所	○	×	×	○
	さくぎ保育所	×	×	×	×
	吉舎保育所	×	×	×	○
	敷地保育所	×	×	×	×
	三良坂保育所	○	×	○	○
	みわ保育所	×	×	○	○
	こうぬ保育所	×	×	○	×
私立	子供の館保育園	○	×	×	○
	子供の城保育園	○	×	休止	○

資料：保育課

【保育所入所児童数の推移】

各年度4月1日現在（単位：人）

区分	施設数 (か所)	定員数 (人)	入所児童数						合計 (人)
			年齢別						
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
令和元年度 (2019年度)	22	1,846	37	176	216	268	286	272	1,255
令和2年度 (2020年度)	21	1,816	29	173	222	245	275	293	1,237
令和3年度 (2021年度)	21	1,744	32	162	225	235	249	277	1,180
令和4年度 (2022年度)	21	1,744	36	174	207	243	240	253	1,153
令和5年度 (2023年度)	20	1,724	32	165	204	226	245	242	1,114
令和6年度 (2024年度)	20	1,724	31	162	197	206	233	250	1,079

資料：保育課

②認定こども園の状況

【児童の入所状況】

令和6（2024）年4月1日現在（単位：人）

施設名	入所児童数							定員 (人)	入所率 (%)
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計		
認定 みゆきこども園	4	24	25	27	23	24	127	120	105.9

資料：保育課

【保育サービスの状況】

令和6（2024）年4月1日現在

施設名	利用可能サービス			
	延長保育	休日保育	一時預かり	土曜午後保育
認定 みゆきこども園	○	×	○	○

資料：保育課

【認定こども園入所児童数の推移】

各年度4月1日現在（単位：人）

区分	施設数 (か所)	定員数 (人)	入所児童数						合計 (人)
			年齢別						
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
令和元年度 (2019年度)	1	120	7	24	24	24	21	25	125
令和2年度 (2020年度)	1	120	10	24	24	24	24	19	125
令和3年度 (2021年度)	1	120	7	23	24	24	24	24	126
令和4年度 (2022年度)	1	120	5	21	23	22	22	24	117
令和5年度 (2023年度)	1	120	10	24	22	27	23	23	129
令和6年度 (2024年度)	1	120	4	24	25	27	23	24	127

※平成31（2019）年4月1日開設

資料：保育課

③幼稚園の状況

【児童の入所状況】

令和6（2024）年5月1日現在（単位：人）

保育園名	定員・入所状況	0歳	1歳	2歳 (満3歳)	3歳	4歳	5歳	合計
三次中央幼稚園	定員	—	—	20	60	90	90	260
	入所状況	—	—	6	48	56	44	154
三次清心幼稚園	定員	—	—	30		35	35	100
	入所状況	—	—	4	10	8	16	38
合 計	定員	—	—	110		125	125	360
	入所状況	—	—	10	58	64	60	192

資料：保育課

【保育サービスの状況】

令和6（2024）年4月1日現在

施設名	利用可能サービス			
	延長保育	休日保育	一時預かり	土曜預かり保育
三次中央幼稚園	○	×	×	○
三次清心幼稚園	○	×	×	○

資料：保育課

【幼稚園入所児童数の推移】

各年度5月1日現在（単位：人）

区分	施設数 (か所)	定員数 (人)	入所児童数						合計 (人)
			年齢別						
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
令和元年度 (2019年度)	3	440	—	—	17	68	71	75	231
令和2年度 (2020年度)	3	440	—	—	2	67	69	70	208
令和3年度 (2021年度)	2	360	—	—	6	73	67	71	217
令和4年度 (2022年度)	2	360	—	—	3	65	71	73	212
令和5年度 (2023年度)	2	360	—	—	2	65	66	69	202
令和6年度 (2024年度)	2	360	—	—	10	58	64	60	192

資料：保育課

④サービスの状況

【預かり保育】

(単位:延べ利用児童数(人))

区分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
幼稚園の預かり保育	21,984	22,369	22,166	24,373
幼稚園以外の預かり保育	1,589	1,824	1,965	1,304

資料:保育課

【延長保育】

区分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
実施施設数(保育所)	9	9	9	9
利用実人数(人)	341	287	278	336

資料:保育課

⑤認可外保育施設の状況

【児童の入所状況】

令和6（2024）年4月1日現在（単位：人）

保育所名	入所可能年齢	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
青空保育園	2歳以上 就学まで	50	—	—	0	9	7	12	28
ベビーハウスすみれ	生後1ヶ月以上 就学まで	6	0	0	0	0	0	0	0
チャイルドハウス いづみ	0歳(6ヶ月)以上 就学まで	30	0	5	3	0	0	0	8
こどもの家 のこのこのっこ	0歳(満6ヶ月) 以上就学まで	休止							
市立三次中央病院 院内保育施設	0歳以上2歳 まで	12	1	4	0	0	0	0	5
清心幼稚園	2歳以上 3歳まで	5	—	—	4	0	—	—	4
合 計		103	1	9	7	9	7	12	45

資料：保育課

【認可外保育施設の入所児童数の推移】

各年度4月1日現在（単位：人）

区分	施設数 (か所)	定員数 (人)	入所児童数						合計 (人)
			年齢別						
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
令和元年度 (2019年度)	6	153	6	14	19	13	32	84	
令和2年度 (2020年度)	5	129	3	18	13	14	25	73	
令和3年度 (2021年度)	5	108	2	14	16	13	26	71	
令和4年度 (2022年度)	5	108	1	4	13	12	24	54	
令和5年度 (2023年度)	5	110	2	6	7	8	22	46	
令和6年度 (2024年度)	5	103	1	9	7	9	19	45	

資料：保育課

⑥地域型保育事業（事業所内・小規模保育事業）の状況

【児童の入所状況】

令和6（2024）年4月1日現在（単位：人）

保育所名	入所可能年齢	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
きらきら保育所	0歳（満9か月） 以上2歳まで	15	0	4	4	—	—	—	8
三次あゆみ保育園	0歳（満9か月） 以上2歳まで	12	0	2	4	—	—	—	6
専法寺保育園	0歳（満6か月） 以上2歳まで	19	2	5	5	—	—	—	12
あおぞら ひよこ園	0歳（満6か月） 以上2歳まで	12	0	8	6	—	—	—	14
合 計		58	2	19	19	—	—	—	40

資料：保育課

【地域型保育事業所入所児童数の推移】

各年度4月1日現在（単位：人）

区分	施設数 (か所)	定員数 (人)	入所児童数						合計 (人)
			年齢別						
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
令和元年度 (2019年度)	3	46	0	6	12	－	－	－	18
令和2年度 (2020年度)	3	46	3	10	8	－	－	－	21
令和3年度 (2021年度)	4	58	2	16	18	－	－	－	36
令和4年度 (2022年度)	4	58	5	15	15	－	－	－	35
令和5年度 (2023年度)	4	58	4	17	17	－	－	－	38
令和6年度 (2024年度)	4	58	2	19	19	－	－	－	40

※あおぞら ひよこ園：令和3（2021）年4月1日開設

資料：保育課

（３）地域子ども・子育て支援事業の実施状況

子ども・子育て支援新制度では、こども・子育て家庭などを対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて、以下の13事業を実施することとされています。

①延長保育事業
②一時預かり事業
③ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）【子育てサポート事業】
④子育て短期支援事業（ショートステイ）
⑤病児・病後児保育事業
⑥地域子育て支援拠点事業
⑦利用者支援事業
⑧乳児家庭全戸訪問事業
⑨養育支援訪問事業・その他要支援児童，要保護児童等の支援に資する事業
⑩妊婦健康診査
⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

それぞれの事業の取組状況は以下のとおりです。

①延長保育事業

事業概要

保育認定を受けたこどもの利用時間以外に保育園や認定こども園などで保育を行う。

対象年齢

0歳児～5歳児

三次市の取組状況

【実績（令和5（2023）年度）】

●実施施設数：9か所（公立6か所，私立3か所）

【利用料】

●100円，200円，300円（利用施設，利用時間により異なる）

【実施状況】

区分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
実施施設数（保育所）	9	9	9	9
利用実人数（人）	341	287	278	336

資料：保育課

②-1 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育）

事業概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児について、主に昼間において、幼稚園で一時的に預かる。

②-2 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育）

事業概要

通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに保護者の要請に応じて希望する者を対象に一時的に預かる。

対象年齢

3歳児～5歳児

三次市の取組状況

【実施状況】

区分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
延べ利用児童数（人）	21,984	22,369	22,166	24,373

資料：保育課

②-3 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育以外）

事業概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児について、主に昼間において、保育所などで一時的に預かる。

対象年齢

0歳児～5歳児

三次市の取組状況

【実績（令和5（2023）年度）】

- 実施施設数：6保育所（公立5か所，私立1か所）
- 延べ利用児童数：1,304人

【利用料】

区分	月額	日額	一時間当たり
3歳未満児	42,000	3,200	500
3歳以上児	32,000	2,500	500

【実施状況】

区分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
延べ利用児童数（人）	1,589	1,824	1,965	1,304

資料：保育課

③ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）【子育てサポート事業】

事業概要

こどもの預かりなどの援助を受けたい者（おねがい会員）と援助を行いたい者（まかせて会員）との相互援助活動に関する連絡，調整を行う。

対象年齢

0歳～小学6年生

三次市の取組状況

【実績（令和5（2023）年度）】

●会員数：742 人（おねがい会員 507 人，まかせて会員 167 人，両方会員 68 人）

●活動件数：604 件

【利用料】

●7時～21時（平日）：1時間あたり 800 円（うち 400 円を市が助成）

●7時～21時（土・日・祝日・年末年始）：1時間あたり 860 円（うち 430 円を市が助成）

●6時～7時 21時～22時：1時間あたり 1,000 円（うち 500 円を市が助成）

●22時～7時：3,000 円（助成なし）（就労・冠婚葬祭・保護者の病気に限る）

※きょうだい複数同時預かりの場合は，2人目以降半額（ただし 22 時～7 時を除く）

【実施状況】

（単位：人）

区分	令和元年度 (2019 年度)	令和2年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)
延べ利用数（未就学児）	698	467	525	196	259
延べ利用数（就学児）	597	336	473	268	345
延べ利用数（合計）	1,295	803	998	464	604
提供会員（まかせて会員）	172	176	175	154	167
依頼会員（おねがい会員）	668	654	605	571	507
両方会員	86	79	69	68	68

資料：こども家庭支援課

④子育て短期支援事業（ショートステイ）

事業概要

保護者の病気や出張，冠婚葬祭などにより，家庭においてこどもを養育することが一時的に困難になった場合，児童養護施設などで一定期間，養育・保護を行う。

対象年齢

0歳～18歳

三次市の取組状況

三次市では未実施

⑤病児・病後児保育事業

事業概要

発熱などの急な病気や病気からの回復期に集団保育が困難なこどもについて一時的に保育を行う。

対象年齢

生後6か月～小学6年生

三次市の取組状況

【実績（令和5（2023）年度）】

- 実施施設数：1か所
- 延べ利用児童数：193人

【利用料】

- 1人1日2,000円（月～土 8時～18時）（減免制度あり）

【開設状況】

名称	住所
病児・病後児保育室「すくすく」	三次市東酒屋町10531番地 市立三次中央病院内

【実施状況】

区分	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
実施施設数（か所）	2	2	2	2	1
延べ利用児童数 （すくすく）（人）	158	98	93	100	193
延べ利用児童数 （おひさま）（人）	66	54	95	43	—
延べ利用児童数（合計）（人）	224	152	188	143	193

※病後児保育室「おひさま」：令和4（2022）年3月末で廃止し，令和5（2023）年4月から病児・病後児保育室「すくすく」に統合

資料：こども家庭支援課・保育課

⑥地域子育て支援拠点事業

事業概要

公共施設や保育所などの地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談などを行う。

対象年齢

0歳～おおむね2歳

三次市の取組状況

【実績（令和5（2023）年度）】

- 実施施設数：7か所（一般型：公営3か所，民営4か所）
- 延べ利用人数：15,529人（年間利用延べ親子組数：7,294組）

【開設状況】

名称	住所
三良坂地域子育て支援センター「みつばち」	三次市三良坂町三良坂 5042 番地 1 三良坂支所内
北部あそびの広場	三次市布野町上布野 1196 番地 1 三次市布野生涯学習センター内
地域子育て支援センター「すまいる」	三次市栗屋町 949 番地 2 栗屋西自治交流センター内
ちゅうおう憩いの森「キッズルーム」	三次市十日市中二丁目 9 番 24 号 子供の城保育園
認定 みゆきこども園「きりんの会」	三次市畠敷町 1868 番地 2 認定 みゆきこども園
子育てフリースペース太才町DASAIYA	三次市三次町 1151 番地
だっこルームみよし	三次市十日市東四丁目 1 番 30 号 サングリーン内

【実施状況】

区分	令和元年度 (2019 年度)	令和2年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)
実施施設数（か所）	7	7	8	7	7
延べ利用数（人）	24,238	11,492	10,139	12,462	15,529
延べ利用親子組数（組）	11,027	5,380	4,655	5,651	7,294
月平均延べ利用数（人）	2,020	958	845	1,039	1,294

※地域子育て支援センター「すまいる」：令和3(2021)年10月開設

「あそび工房」：令和4(2022)年3月末で閉所

資料：こども家庭支援課

⑦-1 利用者支援事業（基本型）

事業概要

こども及びその保護者などが教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整などを行う。

三次市の取組状況

【実績（令和5（2023）年度）】

- 保育課に子育て支援に関する専門員を配置

【実施状況】

区分	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
設置数（か所）	1	1	1	1	2

資料：保育課

⑦-2 利用者支援事業（母子保健型）

事業概要

妊娠期から子育て期にわたるまで、助産師などの専門職が妊産婦の状況を継続的に把握し、関係機関との連携や支援プランを作成するなど支援を行う。

三次市の取組状況

【実績（令和5（2023）年度）】

- 健康推進課に助産師を配置

【実施状況】

区分	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
設置数（か所）	1	1	1	1	1

資料：健康推進課

⑧乳児家庭全戸訪問事業

事業概要

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う。

対象年齢

0歳

三次市の取組状況

【実績（令和5（2023）年度）】

●訪問者実家庭数：277戸

【実施状況】

区分	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
訪問者実家庭数（戸）	333	317	281	281	277
訪問対象家庭数（戸）	348	302	300	289	278
訪問実施率（％）	95.7	105.0	93.7	97.2	99.6

資料：健康推進課

⑨養育支援訪問事業、その他要支援児童・要保護児童等の支援に資する事業

【養育支援訪問事業】

事業概要

養育支援が特に必要な家庭に対して、家庭児童相談員と保健師、関係機関が連携して家庭訪問を実施し子育ての悩みや不安に対して適切な指導・助言などを行うなど、養育能力を向上させるための支援を行う。

対象年齢

0歳～17歳

三次市の取組状況

【実績（令和5（2023）年度）】

- 養育支援連絡会議6回（延べ検討ケース385件）
- 延べ訪問件数 222件

【実施状況】

区分	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
延べ訪問件数（件）	340	199	193	192	222
養育支援連絡会議開催数（回）	6	6	6	6	6
延べ検討ケース件数（件）	639	295	266	338	385

資料：こども家庭支援課

【要保護児童ケース検討事業】

事業概要

児童虐待など多様化する児童問題に対応するため、問題の早期発見、早期対応、再発防止などの支援を行うため要保護児童対策地域協議会における関係機関とのケース検討会議を実施する。

対象年齢

0歳～17歳

三次市の取組状況

【実績（令和5（2023）年度）】

- 定例（実務者）会議6回（延べ検討ケース391件）

【実施状況】

区分	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
定例（実務者）会議開催数（回）	6	6	6	6	6
延べ検討ケース件数（件）	335	335	437	502	391

資料：こども家庭支援課

⑩妊婦健康診査

事業概要

妊婦の健康の保持，増進を図るとともに，安全な出産を迎えるため妊婦健診を行う。

対象

妊婦

三次市の取組状況

【実績（令和5（2023）年度）】

- 妊婦届出数：276 人
- 受診者数：265 人

【実施状況】

区分	令和元年度 (2019 年度)	令和2年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)
妊婦届出数（人）	328	337	312	269	276
受診者数（人）	309	308	292	213	265
受診回数（回）	5,097	4,643	4,165	3,964	3,176

資料：健康推進課

⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

事業概要

保護者の就労等の理由で、放課後に保育を受けることができない小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や公共施設などを活用し、放課後における生活の場、適切な遊び場を提供し、こどもの発達段階に応じて健全な育成を図る。

対象年齢

小学1年生～小学6年生

三次市の取組状況

【実績（令和5（2023）年度）】

- 実施施設（クラブ）数：10区域 21クラブ
- 利用児童数：707人（令和6（2024）年3月現在）

【利用負担金】

- 1人あたり 月額 4,000円（1人目） 月額 2,000円（2人目以降）
※要保護・準要保護世帯については減免制度あり

【利用対象者】

- 小学校に就学している児童で、放課後に家庭において保育が受けることができない児童

【実施状況】

利用区分	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
実施施設（クラブ）数	21	21	21	21	21
低学年 利用児童数（人）	524	517	500	519	531
高学年 利用児童数（人）	118	108	135	159	176

資料：社会教育課

【放課後児童クラブ利用者数の推移（各年度3月時点）】

（単位：人）

区域		令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
三次小学校	低学年	64	67	69	65	66
	高学年	11	14	15	30	24
十日市小学校	低学年	158	148	161	161	165
	高学年	32	36	42	54	66
八次小学校	低学年	159	153	129	127	131
	高学年	39	23	34	22	23
酒河小学校	低学年	35	42	35	46	46
	高学年	7	10	15	13	18
神杉小学校	低学年	16	12	9	15	19
	高学年	4	2	4	4	1
和田小学校	低学年	19	16	16	14	15
	高学年	11	6	4	5	6
吉舎小学校	低学年	14	18	20	19	20
	高学年	3	4	6	7	7
みらさか小学校	低学年	20	19	22	33	38
	高学年	2	1	2	2	6
三和小学校	低学年	21	21	19	11	11
	高学年	7	5	9	16	11
甲奴小学校	低学年	18	21	20	28	20
	高学年	2	7	4	6	14
合計	低学年	524	517	500	519	531
	高学年	118	108	135	159	176
	全学年	642	625	635	678	707

資料：社会教育課

◇小規模型放課後児童クラブ※関連事業

事業概要

保護者の就労等の理由で、放課後に保育を受けることができない小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室を活用し、放課後における生活の場、適切な遊びを提供する。

対象年齢

小学1年生～小学6年生

三次市の取組状況

【実績（令和5（2023）年度）】

- 実施施設数：1 か所
- 利用児童数：10 人

【利用料】

- 運営主体で決定

【利用対象者】

- 地域の小学校に就学している児童で、放課後に家庭において保育が受けることができない児童

【実施状況】

（単位：人）

区分	令和元年度 (2019 年度)	令和2年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)
実施施設数（か所）	1	1	1	1	1
利用児童数（人）	8	10	8	10	10

資料：社会教育課

【小規模型放課後児童クラブ利用者数の推移】

（単位：人）

小規模型放課後児童クラブ	令和元年度 (2019 年度)	令和2年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)
八幡小規模型放課後児童クラブ	8	10	8	10	10
合計	8	10	8	10	10

資料：社会教育課

◇放課後子ども教室※関連事業

事業概要

地域の参画を得て、「学び」「体験」「交流」「遊び」といった多様な体験学習の機会を提供し、こどもたちが地域社会の中で心豊かに育まれる環境づくりを推進する。

対象年齢

小学1年生～小学6年生

三次市の取組状況

【実績（令和5（2023）年度）】

- 実施施設数：10 か所
- 利用児童数：191 人

【利用料】

- 各教室で決定

【利用対象児童】

- 地域の小学校に就学している児童

【実施状況】

（単位：人）

利用区分	令和元年度 (2019 年度)	令和2年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)
実施施設数（か所）	9	10	10	10	10
利用児童数（人）	158	163	159	186	191

資料：社会教育課

【放課後子ども教室利用者数の推移】

（単位：人）

放課後子ども教室	令和元年度 (2019 年度)	令和2年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)
河内放課後子ども教室	10	12	11	15	14
粟屋放課後子ども教室	17	19	23	18	23
青河放課後子ども教室	17	17	16	16	20
田幸放課後子ども教室	28	23	21	20	18
川地放課後子ども教室	25	25	25	22	24
川西放課後子ども教室	8	7	5	15	15
君田放課後子ども教室	14	14	8	14	13
布野放課後子ども教室	24	22	26	38	43
作木放課後子ども教室	15	11	11	13	8
小童放課後子ども教室	—	13	13	15	13
合計	158	163	159	186	191

資料：社会教育課

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要

保護者の世帯所得の状況などを勘案して、特定教育・保育または特定子ども・子育て支援を受けた保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の助成を行う。

三次市の取組状況

【実績（令和5（2023）年度）】

●実施施設数：2 幼稚園

●利用児童数：40 人

【実施状況】

利用区分	令和元年度 (2019 年度)	令和2年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)
実施施設数（か所）	3	3	2	2	2
利用児童数（人）	50	39	60	59	40

資料：保育課

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業概要

特定教育・保育施設などへの民間事業者の参入の促進に関する調査研究，その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設などの設置または運営を促進する。

三次市の取組状況

【実績（令和5（2023）年度）】

●なし

6. 調査結果にみる三次市の特徴

(1) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査の概要

①調査の目的

就学前の子どもと小学生の子どもがいる保護者を対象に、本市の子育て支援に関する現状及び要望などを把握し、第3期計画の策定に向けた基礎資料として、本計画に反映することを目的に実施しました。

②調査実施方法

調査は、以下の方法により実施しました。

区 分	就学前児童調査	小学生児童調査
1. 調査対象者と抽出方法	三次市に居住する0歳から5歳までの小学校入学前児童の保護者	三次市に居住する小学生児童の保護者
2. 調査方法	郵送配布・郵送及びインターネット回収	郵送配布・郵送及びインターネット回収
3. 調査期間	令和6（2024）年10月	令和6（2024）年10月
4. 回収状況	配布数 1,414 回収数 708 【前回調査 745】 回収率 50.1% 【前回調査 49.7%】	配布数 1,099 回収数 519 【前回調査 701】 回収率 47.2% 【前回調査 46.7%】

③集計にあたっての注意点

- ・グラフは、パーセントで示しています。
- ・グラフ中表示している「n=」は、パーセントを計算するときの母数となるサンプル数（回答者数）を示しています。
- ・算出されたパーセントは、小数第2位を四捨五入して、小数第1位までの表示としているため、その合計が必ずしも100.0%にならない場合もあります。
- ・複数回答で質問している調査項目においては、その合計は100.0%を超えます。

(2) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果

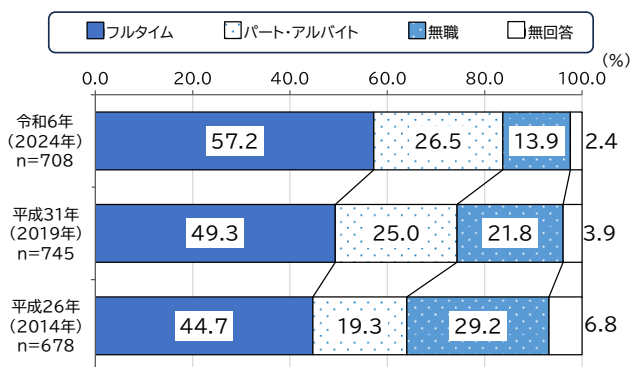
①保護者などの就労について

◇母親の就労状況

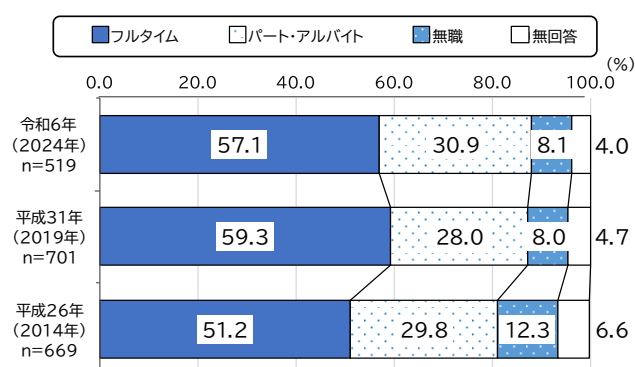
母親の就労状況について、就学前の世帯では平成31年調査に比べて令和6年調査では「フルタイム」や「パート・アルバイト」が増加傾向にあり、母親の就労率は上昇しています。また、現在就労していない母親の就労意向では、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の回答が増加しています。

【母親の就労状況(就学前・小学生)】

<就学前>

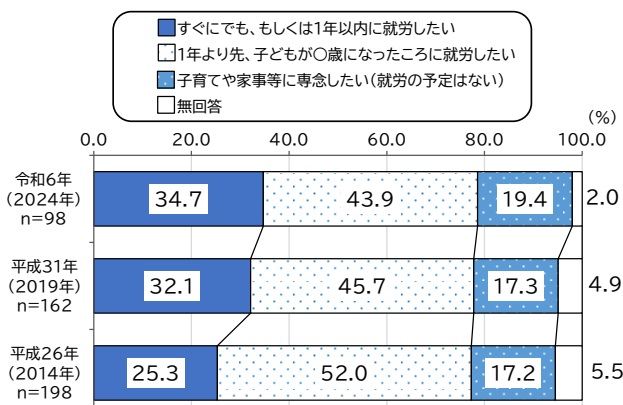


<小学生>

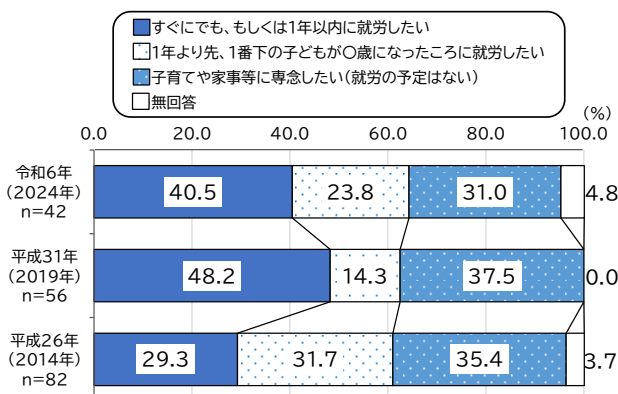


【現在就労していない母親の就労意向(就学前・小学生)】

<就学前>



<小学生>

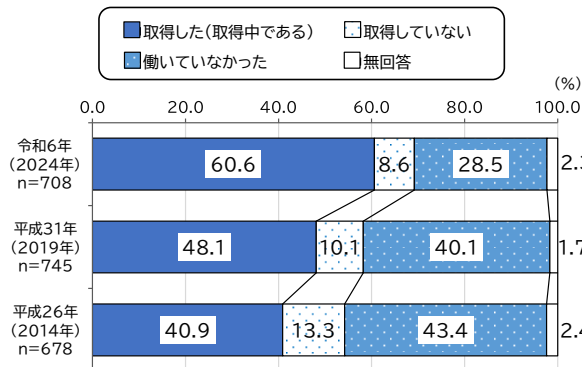


◇保護者の育児休業取得状況

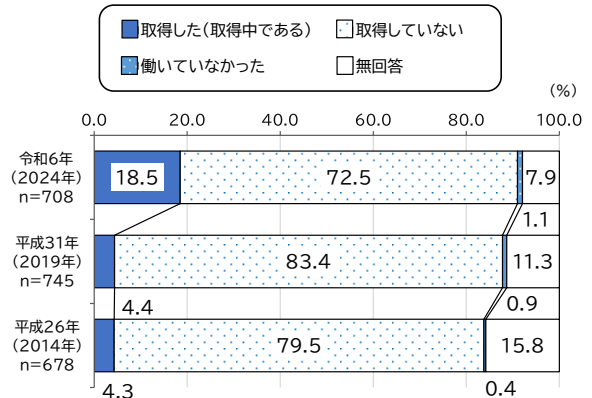
母親と父親の育児休業取得状況について、平成31年調査に比べて令和6年調査では「取得した（取得中である）」が母親の場合は12.5ポイント上昇，父親の場合は14.1ポイント上昇しています。

【母親と父親の育児休業取得状況（就学前）】

<母親>



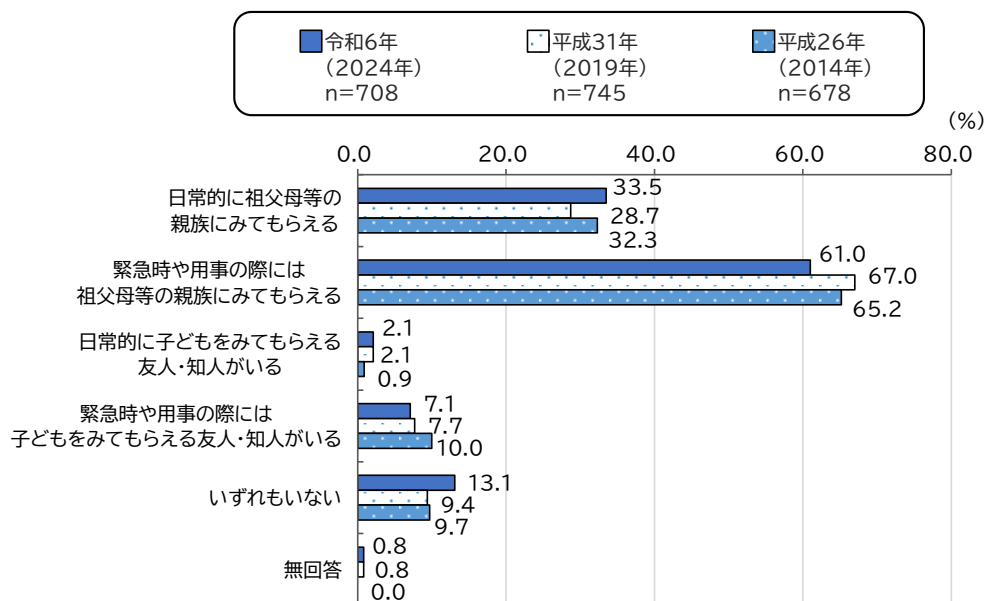
<父親>



◇祖父母などに預かってもらえる状況

祖父母などに預かってもらえる状況について、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が3割となっています。

【祖父母などに預かってもらえる状況（就学前）】

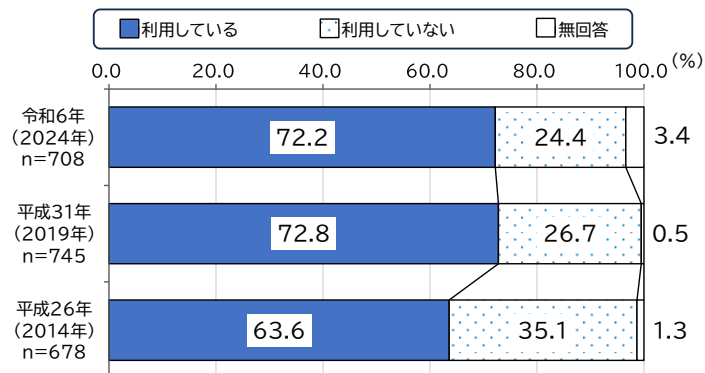


②サービス・事業について

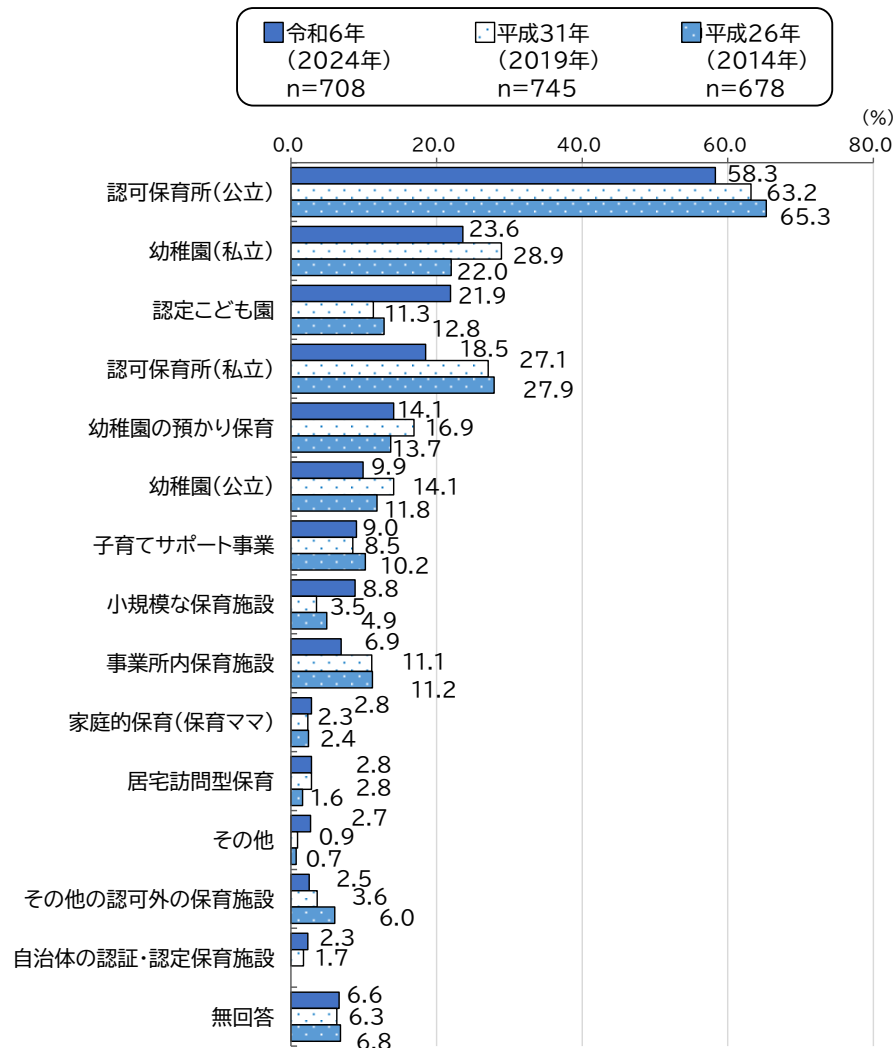
◇平日の定期的な幼稚園・保育所などのサービス利用状況

幼稚園・保育所などの利用状況について、平成31年調査に比べて令和6年調査では「利用している」が横ばいです。

【幼稚園・保育所などの利用状況（就学前）】



【定期的な幼稚園・保育所などの利用希望状況（就学前）】



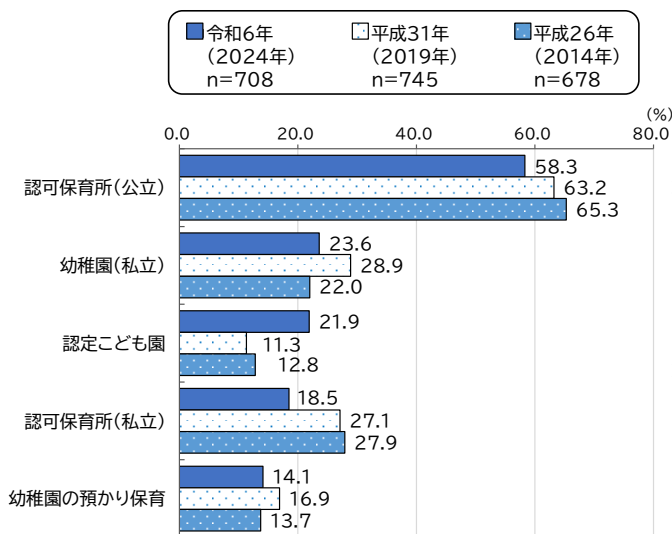
◇今後の平日の定期的な教育・保育事業の利用希望

平日の定期的な教育・保育事業の利用希望について、平成26年、平成31年、令和6年調査ともに、「認可保育所（公立）」が最も高くなっています。

また、施設を利用するときに重視することについて、「職員（教諭、保育士等）の対応の良さ」や「通勤・送迎の便の良さ」が5割となっています。

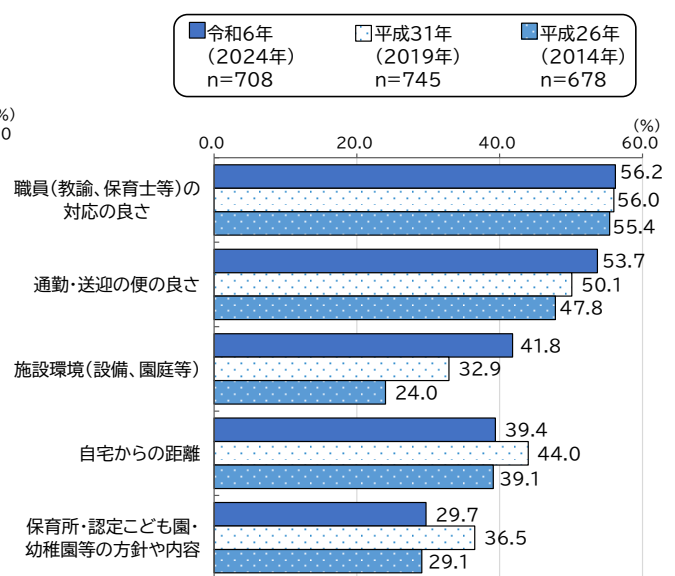
【平日の定期的な教育・保育事業の利用希望（就学前）】

<上位5位>



【施設を利用するときに重視すること（就学前）】

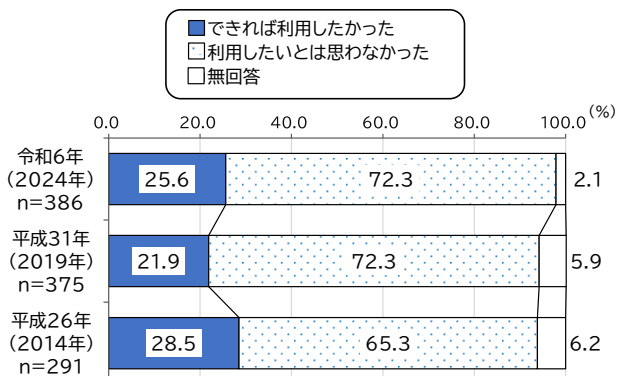
<上位5位>



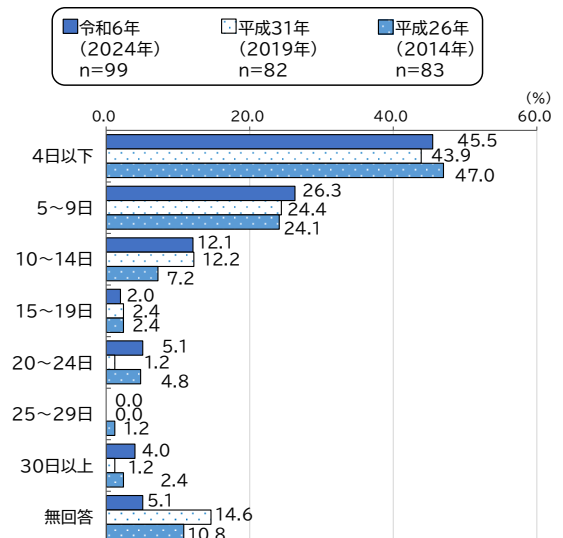
◇病児・病後児保育の利用希望

父親または母親が仕事を休んで対処した人のうち、病児・病後児保育を「できれば利用したかった」と答えた人の割合は25.6%となっており、利用したいと思った日数について、平成26年、平成31年、令和6年ともに「4日以下」が4割となっています。

【病児・病後児保育の利用希望（就学前）】



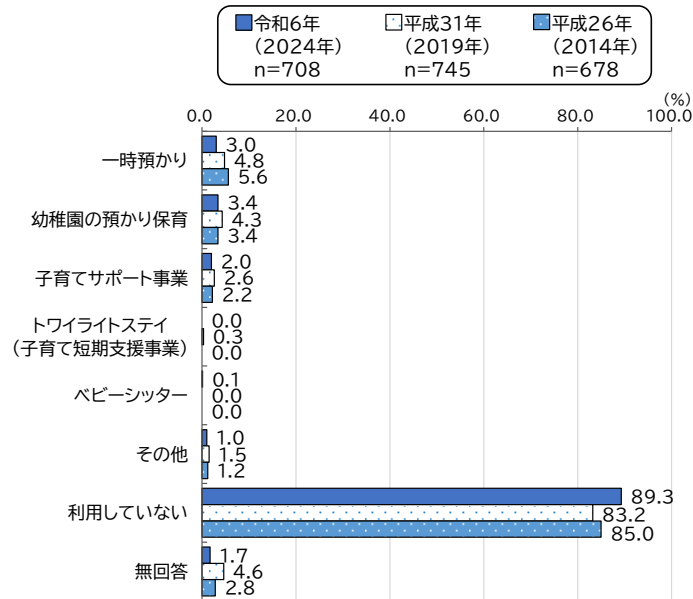
【利用したいと思った日数（就学前）】



◇一時預かりの利用希望

私用、親の通院、不定期の就労などの目的で不定期的に利用しているサービスについてみると、「利用していない」が89.3%を占めています。利用している割合は、「一時預かり」が3.0%、「幼稚園の預かり保育」が3.4%、「子育てサポート事業」が2.0%となっています。

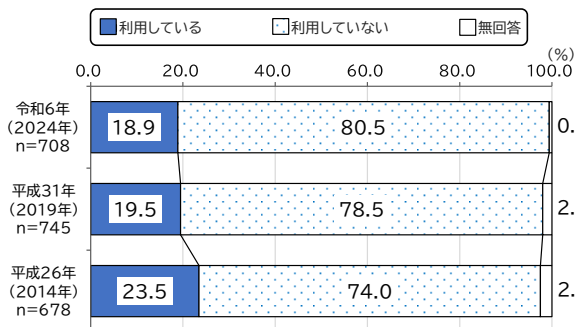
【一時預かりの利用希望（就学前）】



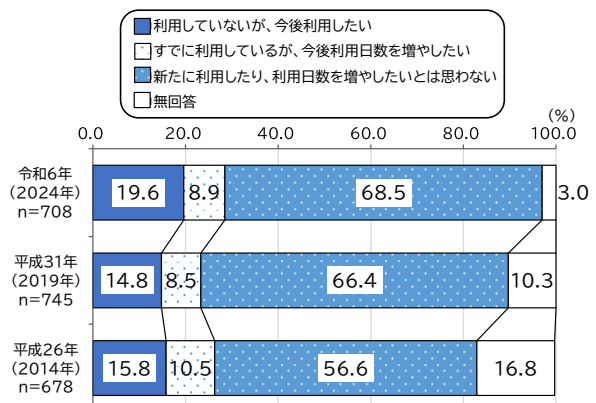
◇地域子育て支援センターの利用状況

地域子育て支援センターの利用状況は、「利用している」と回答した人の割合は18.9%となっており、今後の利用意向も「利用していないが、今後利用したい」が19.6%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が8.9%、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が68.5%となっています。

【地域子育て支援センターの利用状況（就学前）】



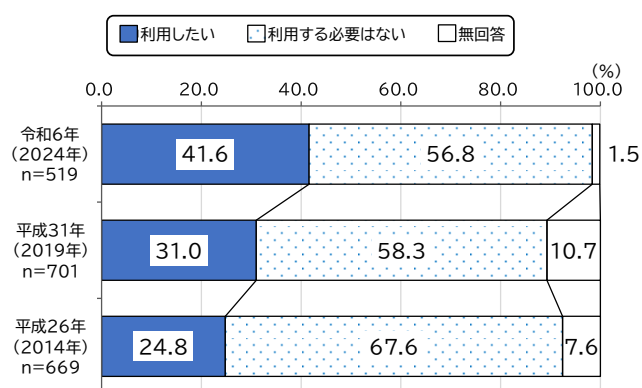
【今後の利用意向（就学前）】



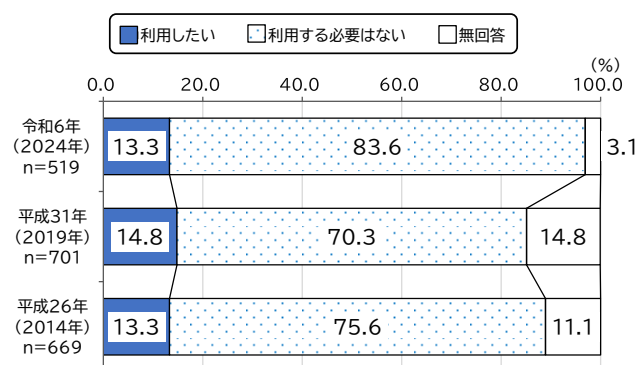
◇放課後児童クラブの利用意向

放課後児童クラブの利用意向は、「利用したい」と回答した人の割合は平日の場合41.6%、土曜の場合13.3%、夏休み・冬休みなど長期休暇の場合43.9%となっています。

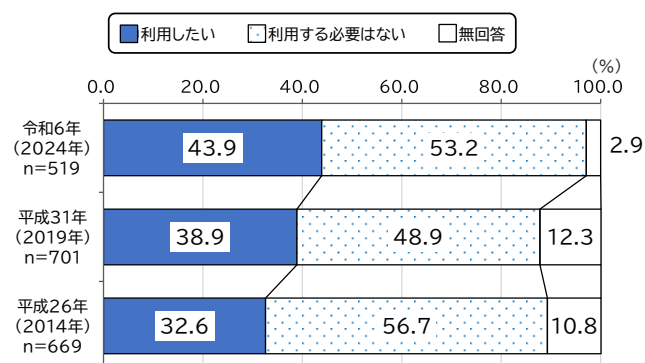
【平日の放課後児童クラブの利用意向（小学生）】



【土曜日の放課後児童クラブの利用意向（小学生）】



【夏休み・冬休みなど長期休暇期間の放課後児童クラブの利用意向（小学生）】



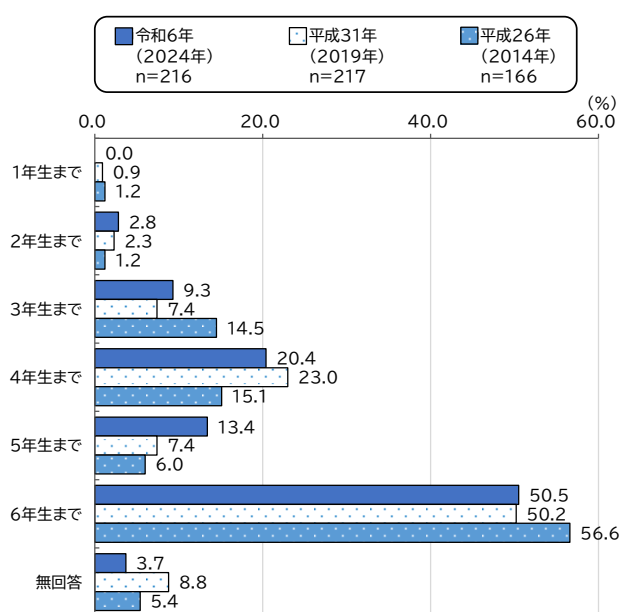
◇放課後児童クラブの利用

平日の希望利用学年は、平成31年同様、令和6年も「6年生まで」との回答が50.5%と最も高く、また週当たり利用希望日数は、「5日」が82.4%と最も高くなっています。希望利用終了時間は、平成31年同様、令和6年も「18時台」を希望する人が多くなっています。

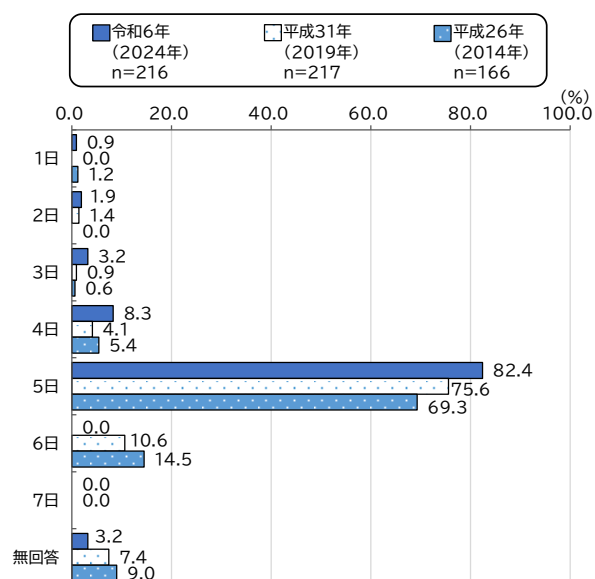
長期休暇期間の希望利用学年でも、平日と同様に「6年生まで」との回答が57.5%と最も高くなっています。

<平日>

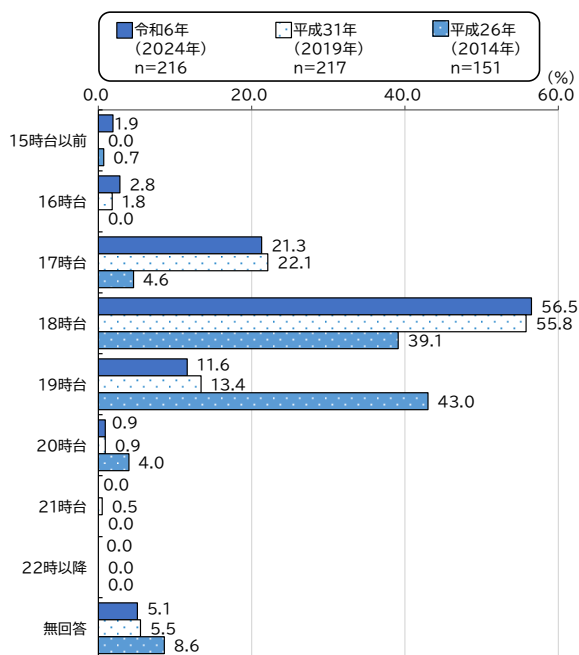
【希望利用学年（小学生）】



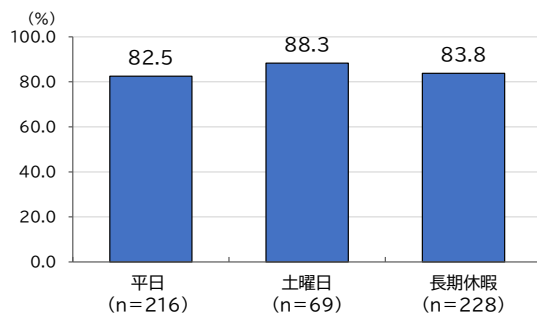
【週当たり希望利用日数（小学生）】



【希望利用終了時間（小学生）】

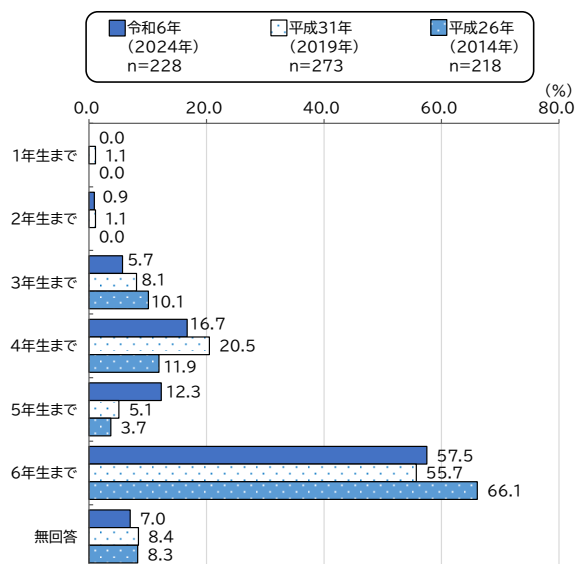


【放課後児童クラブの18時台まで利用希望者の割合（小学生）】



<夏休み・冬休みなど長期休暇期間>

【希望利用学年（小学生）】



③こども・保護者の状況について

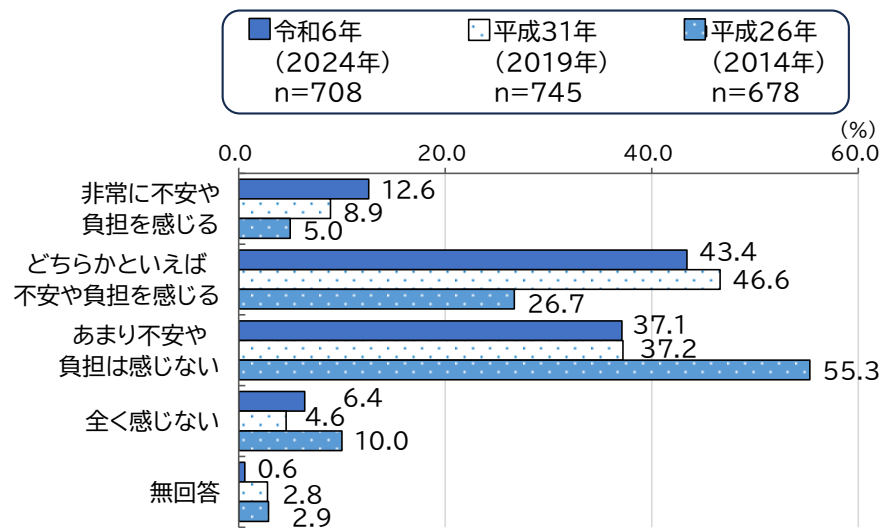
◇子育てに対する不安・負担感

子育てに対する不安・負担感について、就学前児童の保護者では「非常に不安や負担を感じる」が増加傾向にあります。

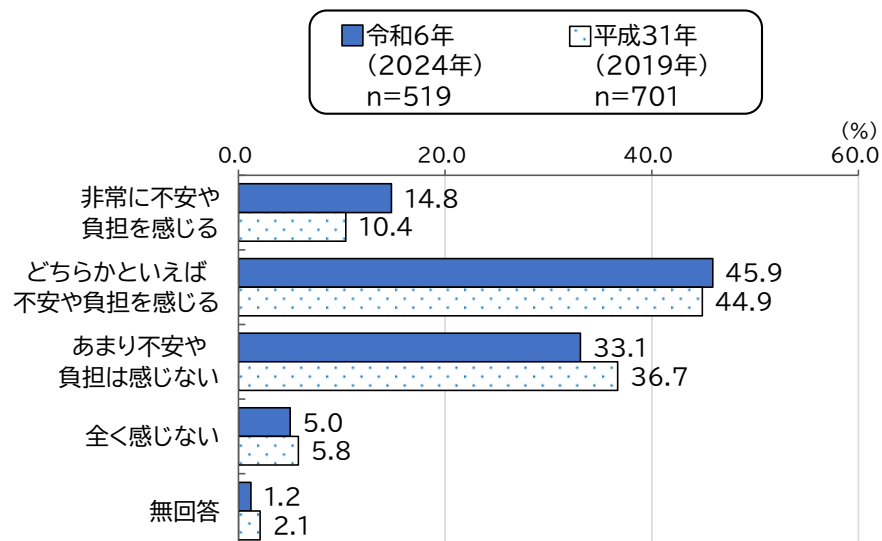
また、小学生の保護者でも、6割以上が「不安・負担を感じる」と回答しています。

【子育ての不安・負担感（就学前・小学生）】

<就学前>



<小学生>



子育ての不安・負担感について、就学前（学齢別）・小学生（学年別）でみると、就学前は「発達・発育に関すること」「子どもとの時間を十分にとれないこと」などに悩む保護者が多くなっていますが、小学生は「子どもの教育に関すること」や「友だちづきあい（いじめ等を含む）に関すること」に悩みを抱える保護者が多くなっています。

<就学前 学齢別（1位～3位）>

学齢別	1位	2位	3位
0歳	発達・発育に関すること (42.9%)	食事や栄養に関すること (38.0%)	子どもの教育に関すること (27.7%)
1歳	発達・発育に関すること (38.0%)	子どもの教育に関すること (34.1%)	食事や栄養に関すること (31.0%)
2歳	子どもとの時間を十分に とれないこと (34.0%)	子どもを叱りすぎているよ うな気がする (34.0%)	食事や栄養に関すること (29.0%)
3歳	子どもとの時間を十分に とれないこと (35.1%)	子どもを叱りすぎているよ うな気がする (34.0%)	育児の方法（しつけ等）がよ くわからないこと (29.8%)
4歳	子どもを叱りすぎているよ うな気がする (44.7%)	子どもの教育に関すること (39.4%)	発達・発育に関すること (37.2%)
5歳	子どもとの時間を十分に とれないこと (35.0%)	友だちづきあい（いじめ等 を含む）に関すること (31.1%)	発達・発育に関すること (30.1%)

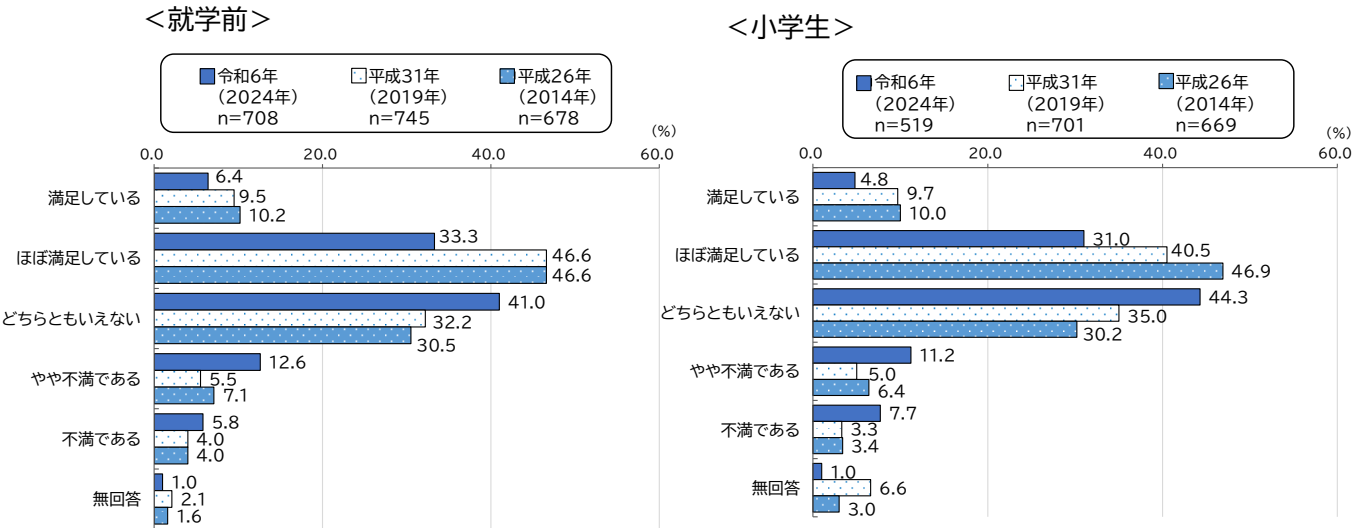
<小学生 学年別（1位～3位）>

学年別	1位	2位	3位
1年生	子どもの教育に関すること (42.1%)	友だちづきあい（いじめ等 を含む）に関すること (34.2%)	発達・発育に関すること (32.9%)
2年生	子どもの教育に関すること (48.8%)	友だちづきあい（いじめ等 を含む）に関すること (37.5%)	発達・発育に関すること (28.8%)
3年生	子どもの教育に関すること (40.5%)	友だちづきあい（いじめ等 を含む）に関すること (35.7%)	子どもを叱りすぎているよ うな気がする (33.3%)
4年生	子どもの教育に関すること (47.5%)	友だちづきあい（いじめ等 を含む）に関すること (31.7%)	子どもとの時間を十分に とれないこと (31.7%)
5年生	子どもの教育に関すること (52.7%)	友だちづきあい（いじめ等 を含む）に関すること (41.8%)	子どもとの時間を十分に とれないこと (24.2%)
6年生	子どもの教育に関すること (47.5%)	友だちづきあい（いじめ等 を含む）に関すること (35.0%)	発達・発育に関すること (23.8%)

◇子育て環境の満足度

子育て環境の満足度について、就学前・小学生どちらの保護者も「満足している」と「ほぼ満足している」との回答が約4割となっており、「どちらともいえない」が約4割と増加しています。令和6年調査では、三次市の子育て環境に満足している就学前・小学生の保護者は減少しています。

【子育て環境の満足度（就学前・小学生）】



◇子育て支援策

充実してほしい三次市の子育て施策について、子育て環境に満足していない就学前・小学生どちらの保護者も「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」ことを望んでいます。

【子育て環境に満足していない保護者が、充実してほしい三次市の子育て施策（就学前・小学生）】

<上位3位>

	就学前	小学生
1位	保育所や認定こども園、幼稚園等にかかる費用負担を軽減してほしい（44.6％）	安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい（45.9％）
2位	安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい（40.8％）	子どもの学習支援に取り組んでほしい（44.9％）
3位	残業時間の短縮や休暇の取得促進等、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい（40.0％）	放課後に安心して過ごせる場所をつくってほしい（34.7％）

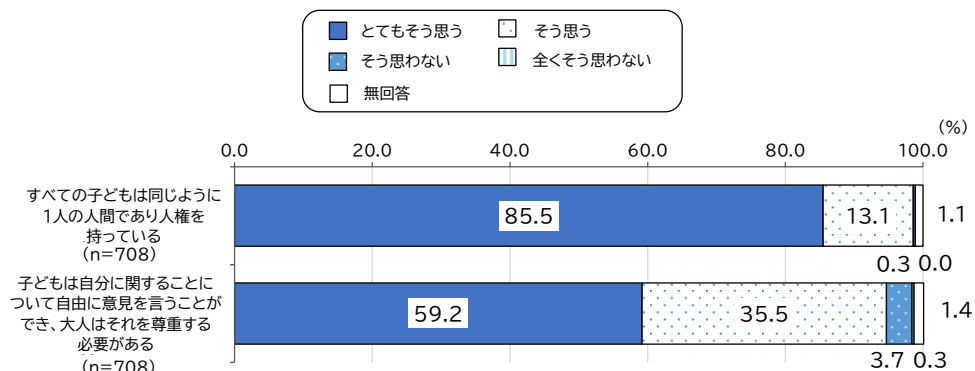
④こどもの権利擁護

こどもの権利について、「すべての子どもは同じように1人の人間であり人権を持っている」では、「とてもそう思う」「そう思う」の回答は、9割以上となっています。

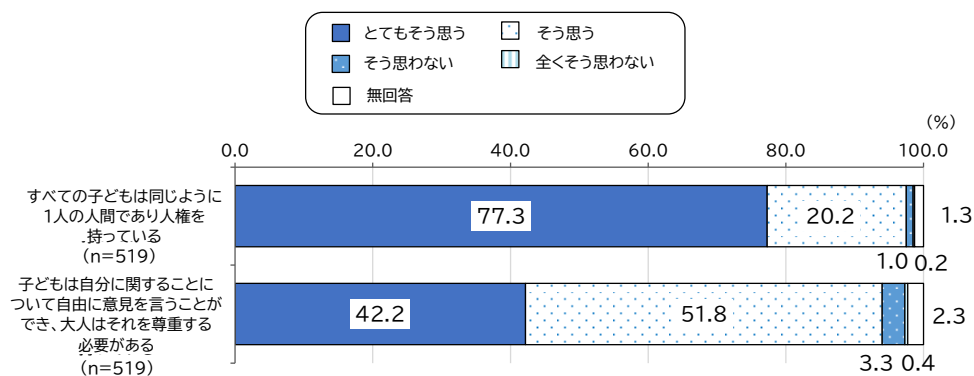
また「子どもは自分に関することについて自由に意見を言うことができ、大人はそれを尊重する必要がある」では「とてもそう思う」との回答が就学前で59.2%、小学生で42.2%となっています。

【こどもの権利擁護（就学前・小学生）】

<就学前>



<小学生>



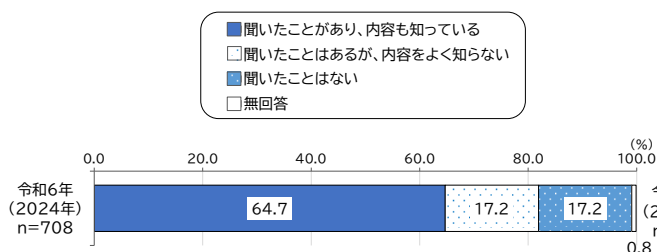
⑤ヤングケアラー認知度・お世話の状況

ヤングケアラー※の認知度については、「聞いたことがあり、内容も知っている」との回答が就学前で 64.7%，小学生では 68.0%となっています。

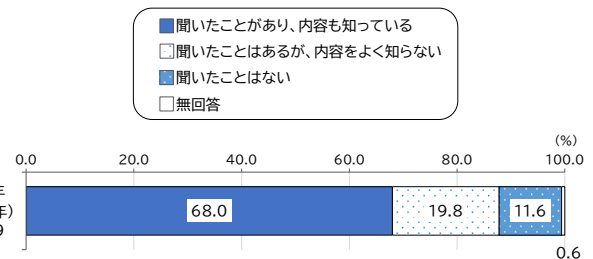
※ヤングケアラー：本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、こども自身がやりたいことができないなど、こども自身の権利が守られていないと思われるこども

【ヤングケアラーの認知度（就学前・小学生）】

<就学前>



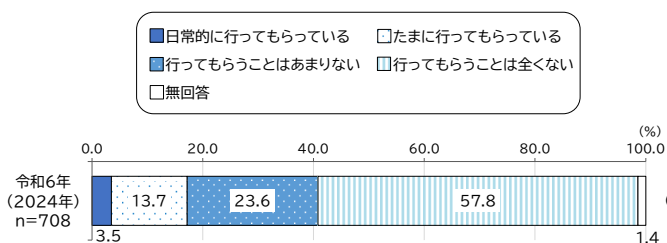
<小学生>



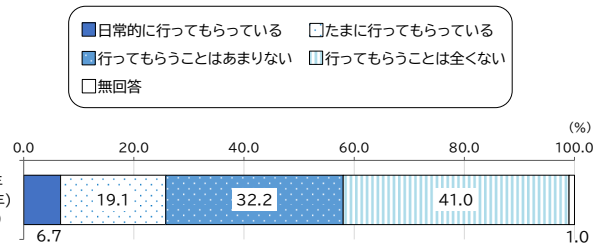
本来大人が担うと想定される家事や家族の世話をこども（対象児童の兄弟姉妹を含む）が行っていることについては、「日常的に行ってもらっている」「たまに行ってもらっている」との回答が就学前で 17.2%，小学生では 25.8%となっています。

【家事や家族の世話（就学前・小学生）】

<就学前>

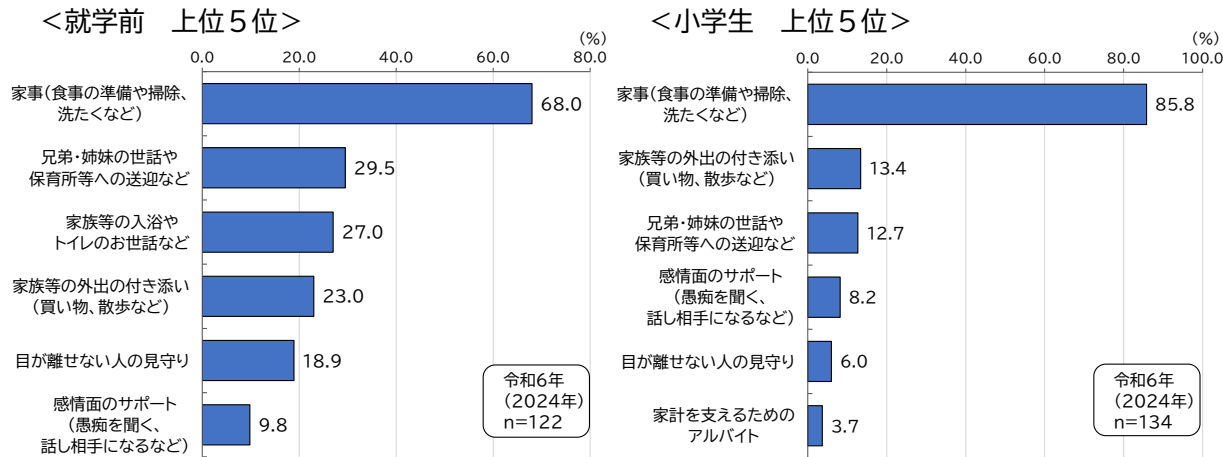


<小学生>

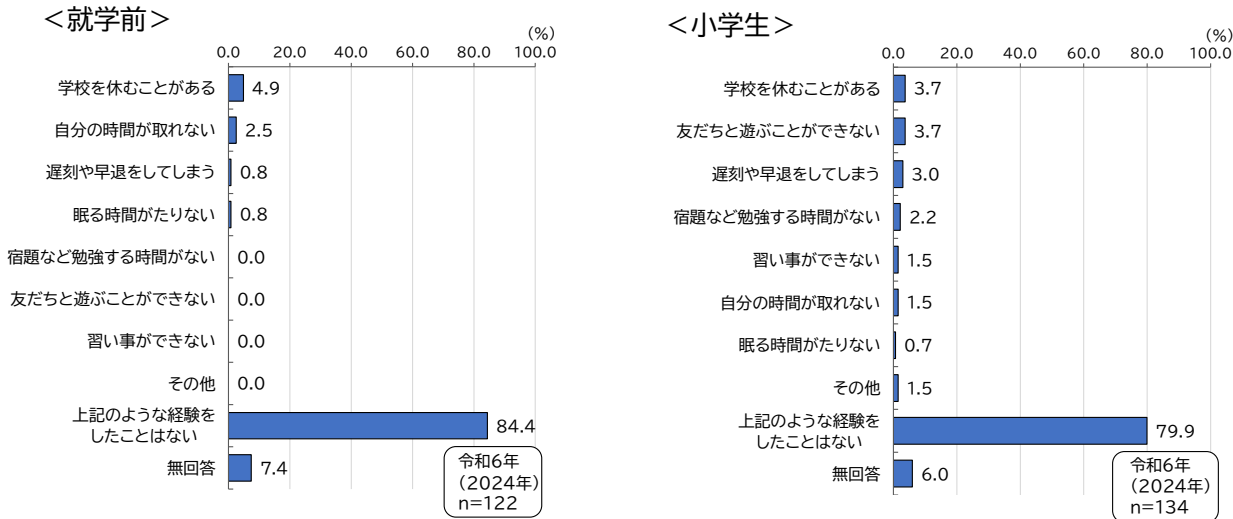


家事や世話の内容については、就学前では「家事（食事の準備や掃除、洗たくなど）」が 68.0%と最も高く、次いで、「兄弟・姉妹の世話や保育所等への送迎など」（29.5%）となっています。小学生では、「家事（食事の準備や掃除、洗たくなど）」が 85.8%と最も高く、次いで、「家族等の外出の付き添い（買い物、散歩など）」（13.4%）となっています。

【家事や家族の世話の内容（就学前・小学生）】



【家事や世話における日常的な影響（就学前・小学生）】



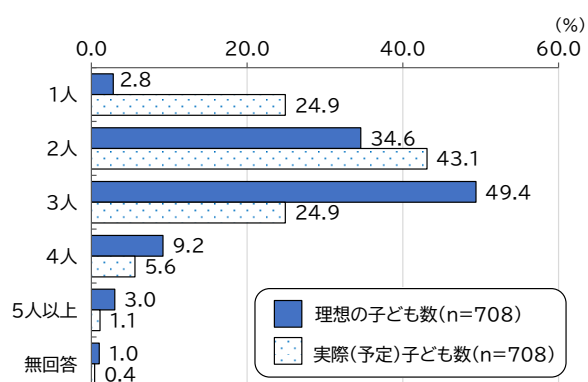
⑥理想のこども数

理想のこども数について、就学前では「3人」との回答が49.4%と最も高いのに対して、実際（予定）のこども数は「2人」が43.1%と最も高くなっています。小学生では、理想のこども数は、「3人」との回答が45.5%と最も高いが、実際（予定）のこども数は「2人」が46.6%と最も高くなっています。

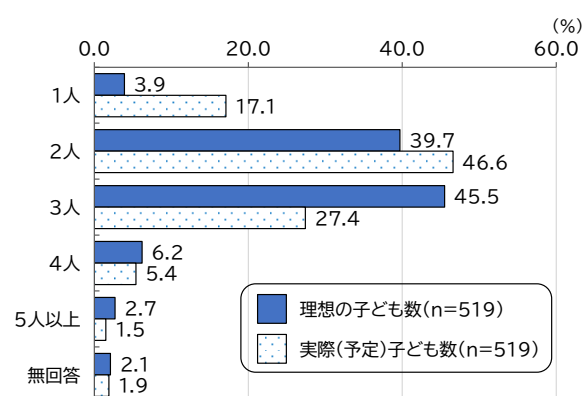
また理想のこども数より少ない理由については、就学前・小学生ともに「子育てや教育にかかる経済的負担が大きい」との回答が最も高くなっています。

【理想のこども数と実際（予定）のこども数（就学前・小学生）】

<就学前>

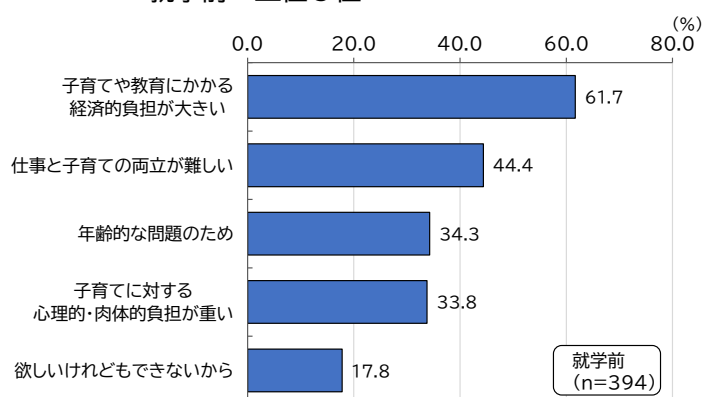


<小学生>

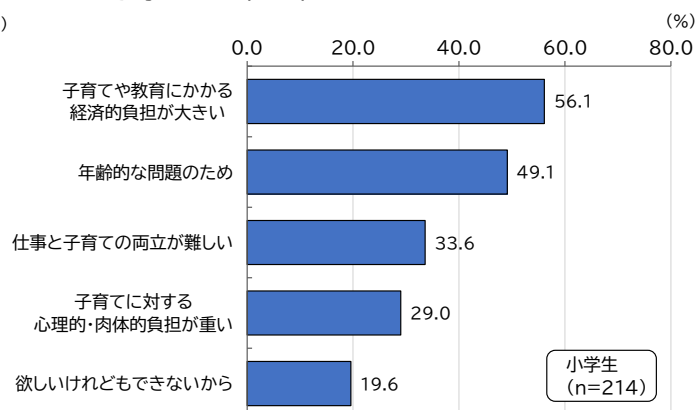


【理想のこども数より少ない理由（就学前・小学生）】

<就学前 上位5位>



<小学生 上位5位>

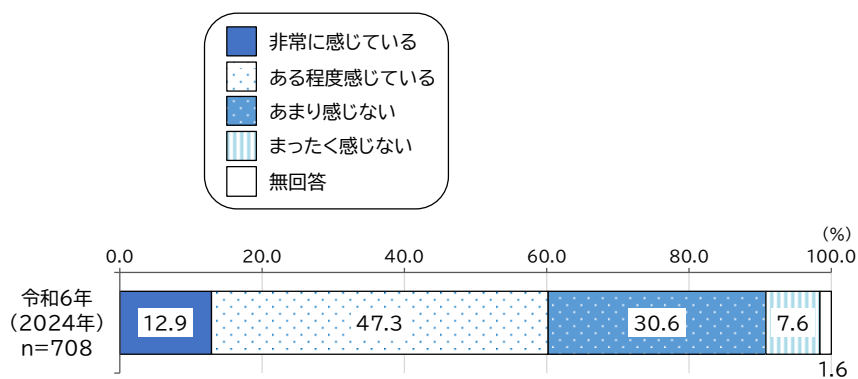


⑦地域とのかかわり

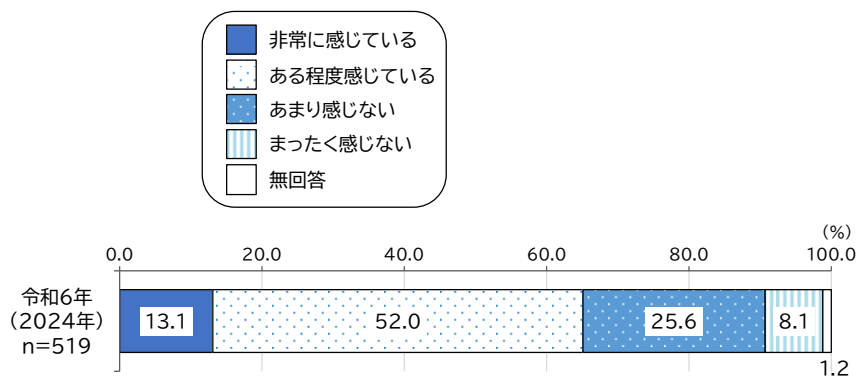
子育てが地域の人や社会に支えられていると感じているかについて、「非常に感じている」「ある程度感じている」との回答は、6割以上となっています。

【子育てでの地域とのかかわり（就学前・小学生）】

<就学前>



<小学生>



(3) 子どもの生活実態調査の概要

①調査の目的

こどもの育ちを巡る環境や親の子育て環境（少子化や核家族化，経済状況など）が変化する中，子育て世帯の生活状況や経済状況，家族との関わり，ヤングケアラーなどの生活実態を把握し，効果的な子育て支援のあり方や，支援を必要とする子育て家庭に対する施策を検討するための基礎資料となるよう調査・分析を行いました。

②調査実施方法

調査は，以下の方法により実施しました。

区 分	小学6年生	中学3年生	高校2年生年齢
1. 調査対象と抽出方法	三次市に居住する小学6年生のこども及びその保護者	三次市に居住する中学3年生のこども及びその保護者	三次市に居住する高校2年生年齢のこども及びその保護者
2. 調査方法	学校を通じて配布・回収（インターネットでの回答も可）	学校を通じて配布・回収（インターネットでの回答も可）	対象者を抽出し，郵送にて配布・回収（インターネットでの回答も可）
3. 調査期間	令和5（2023）年12月	令和5（2023）年12月	令和5（2023）年12月
4. 回収状況	【こども】 配布数 436 回収数 321 回収率 73.6% 【保護者】 配布数 436 回収数 326 回収率 74.8%	【こども】 配布数 396 回収数 295 回収率 74.5% 【保護者】 配布数 396 回収数 297 回収率 75.0%	【こども】 配布数 442 回収数 147 回収率 33.3% 【保護者】 配布数 442 回収数 154 回収率 34.8%

(4) 子どもの生活実態調査結果

①保護者の経済的な状況

等価世帯収入※の水準について、小学生保護者では、「中央値以上」が47.9%、「中央値の2分の1以上中央値未満」が34.0%、「中央値の2分の1未満」が10.7%となっています。

中学生保護者では、「中央値以上」が47.8%、「中央値の2分の1以上中央値未満」が36.0%、「中央値の2分の1未満」が11.1%となっています。

高校生保護者では、「中央値以上」が53.9%、「中央値の2分の1以上中央値未満」が31.8%、「中央値の2分の1未満」が9.7%となっています。

※等価世帯収入...異なる世帯の規模間での経済的な状況を比較するため、世帯の年間収入を世帯の人数の平方根で割ったもの。

ここでは、内閣府実施の全国調査と同様の基準を利用して、下記の手順で算出した。

①年間収入に関する回答の各選択肢の中央値をその世帯の収入の値とする。

(例えば、「50 万円未満」であれば 25 万円,「50～100 万円未満」であれば 75 万円とする。

なお,「1,000 万円以上」は 1,050 万円とする。)

②世帯収入を同居家族の人数の平方根で割る。

例: 夫婦と子ども1人世帯 年間収入 630 万円の場合

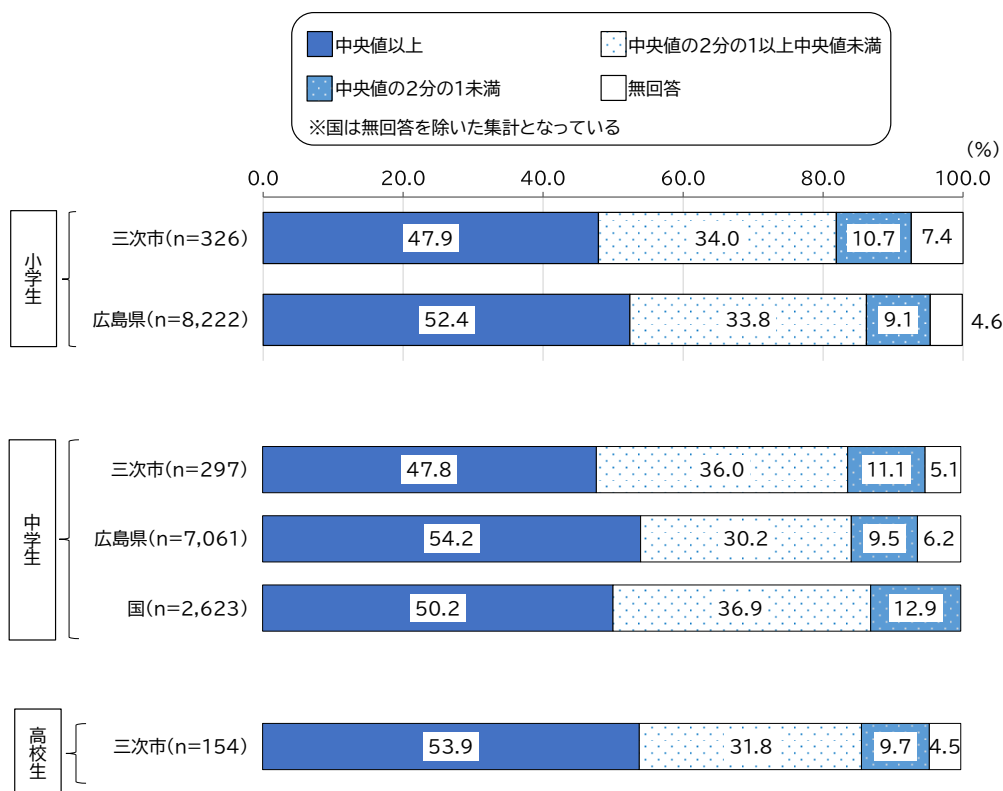
630 万円は「600 万円から 650 万円」に該当し、その中央値 625 万円 を世帯収入とする。

$625 \text{ 万円} / \sqrt{3} = 360.8 \text{ 万円}$

③②の計算を各回答者に行い、算出した値(等価世帯収入)の中央値を求める。

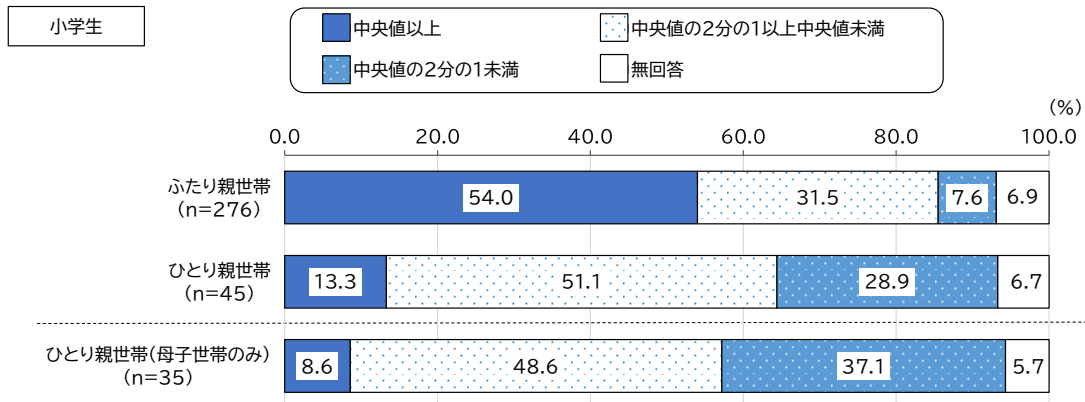
④さらにその中央値の2分の1を算出し、下記の通り3つに分類した。

- ・中央値以上: 収入が中位以上の水準の世帯
- ・中央値の2分の1以上中央値未満: 収入が中低位の水準の世帯であり,「貧困」の課題を抱えるリスクが高い世帯
- ・中央値の2分の1未満: 収入の水準が低い世帯であり,「貧困」の課題を抱えている世帯

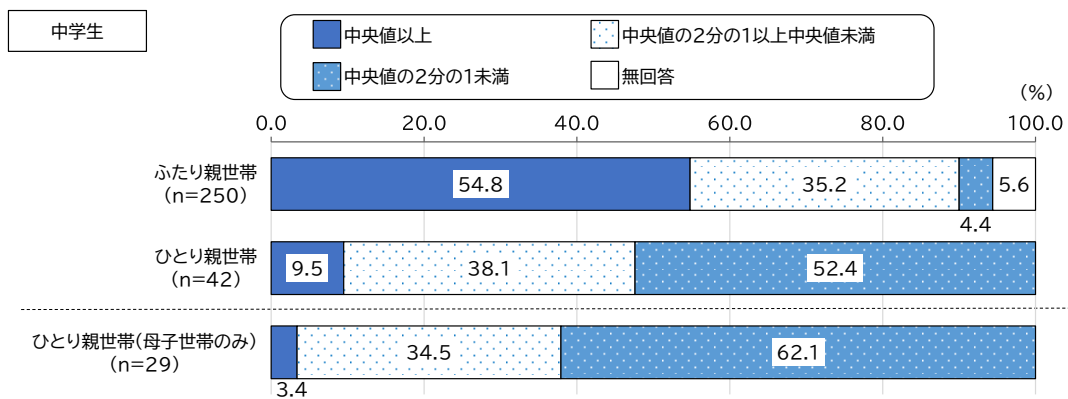


【世帯の状況別】

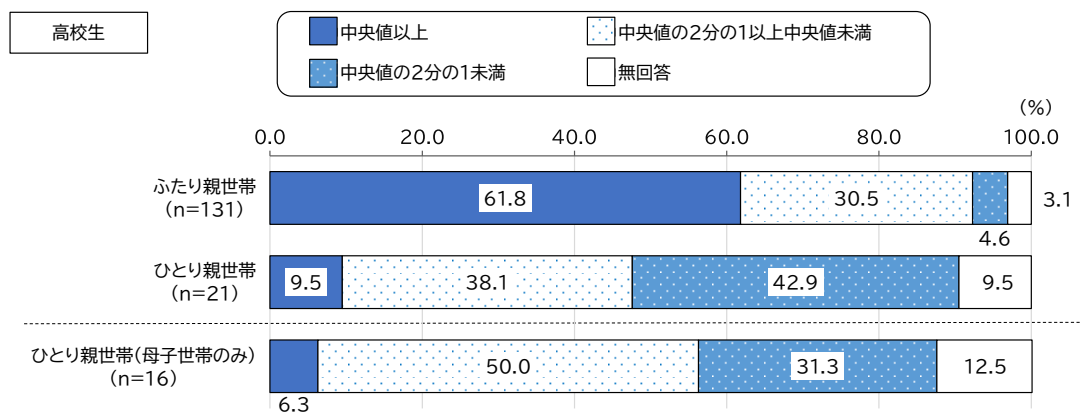
小学生保護者でみると、「中央値の2分の1未満」は、「ふたり親世帯」では7.6%、「ひとり親世帯全体」では28.9%、「母子世帯のみ」では37.1%となっています。



中学生保護者でみると、「中央値の2分の1未満」は、「ふたり親世帯」では4.4%、「ひとり親世帯全体」では52.4%、「母子世帯のみ」では62.1%となっています。

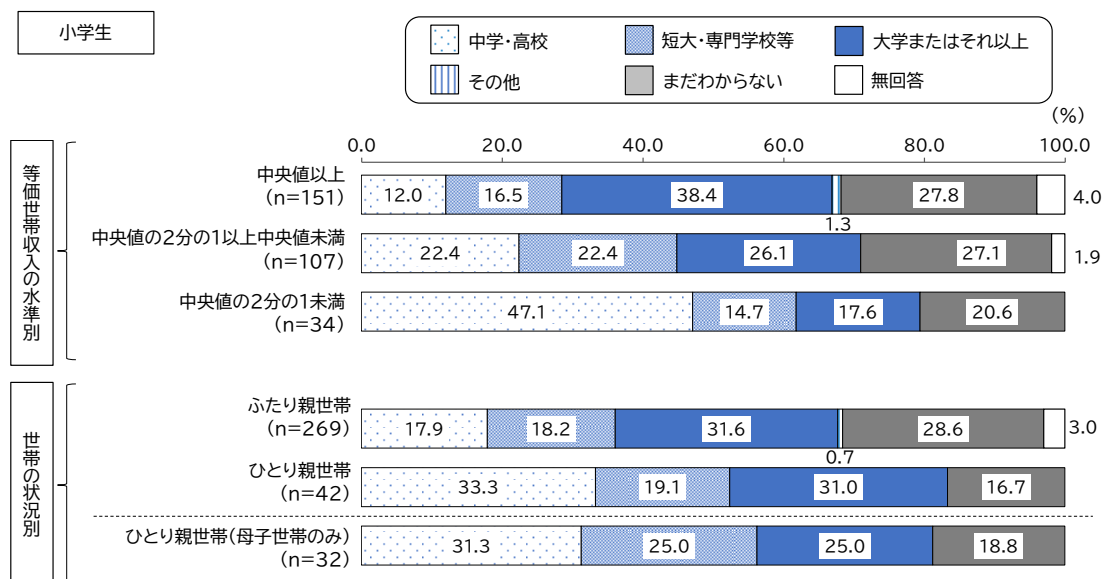


高校生保護者でみると、「中央値の2分の1未満」は、「ふたり親世帯」では4.6%、「ひとり親世帯全体」では42.9%、「母子世帯のみ」では31.3%となっています。

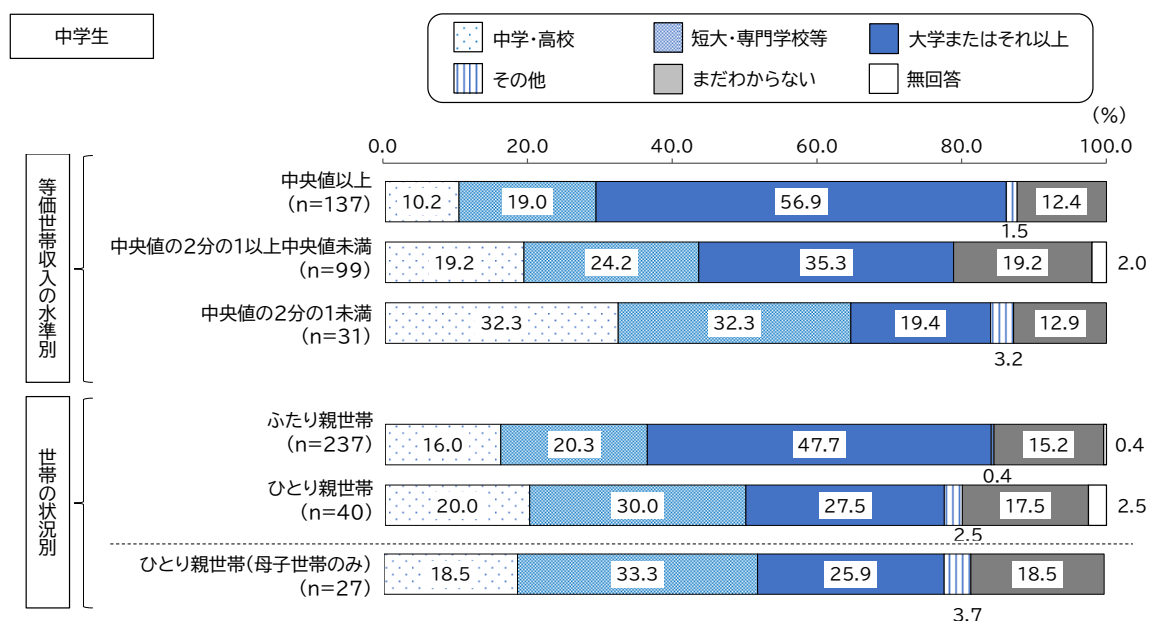


②こども本人の進学希望

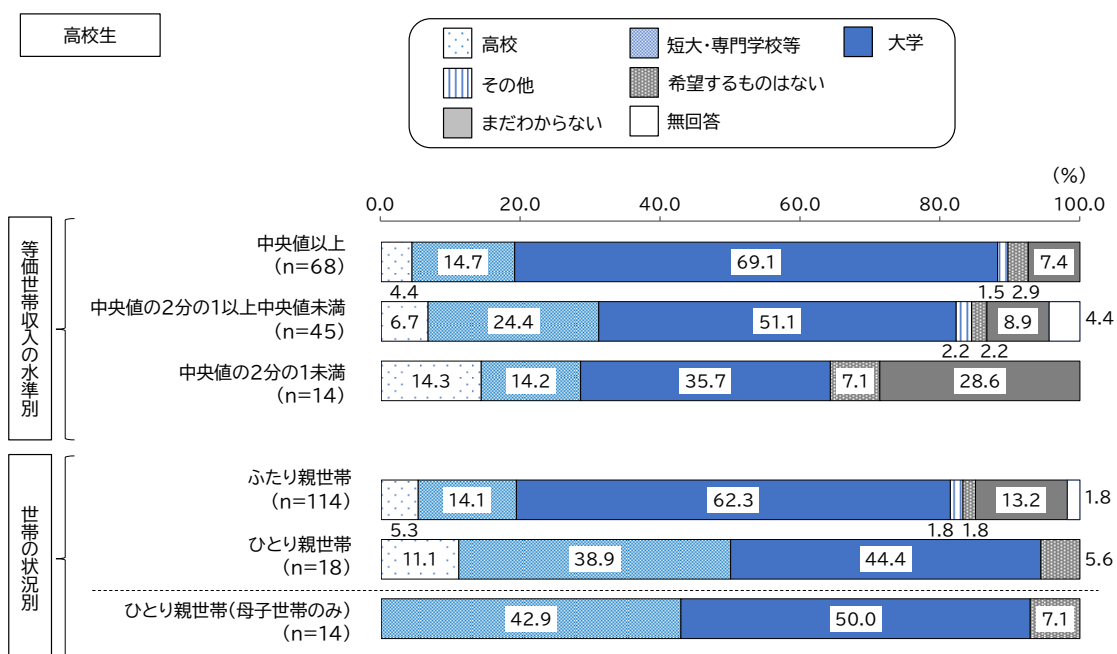
小学生では、等価世帯収入の水準別にみると、「大学またはそれ以上」は、「中央値以上」では 38.4%、「中央値の2分の1以上中央値未満」では 26.1%、「中央値の2分の1未満」では 17.6%となっています。世帯の状況別にみると、「大学またはそれ以上」は、「ふたり親世帯」では 31.6%、「ひとり親世帯全体」では 31.0%、「母子世帯のみ」では 25.0%となっています。



中学生では、等価世帯収入の水準別にみると、「大学またはそれ以上」は、「中央値以上」では 56.9%、「中央値の2分の1以上中央値未満」では 35.3%、「中央値の2分の1未満」では 19.4%となっています。世帯の状況別にみると、「大学またはそれ以上」は、「ふたり親世帯」では 47.7%、「ひとり親世帯全体」では 27.5%、「母子世帯のみ」では 25.9%となっています。

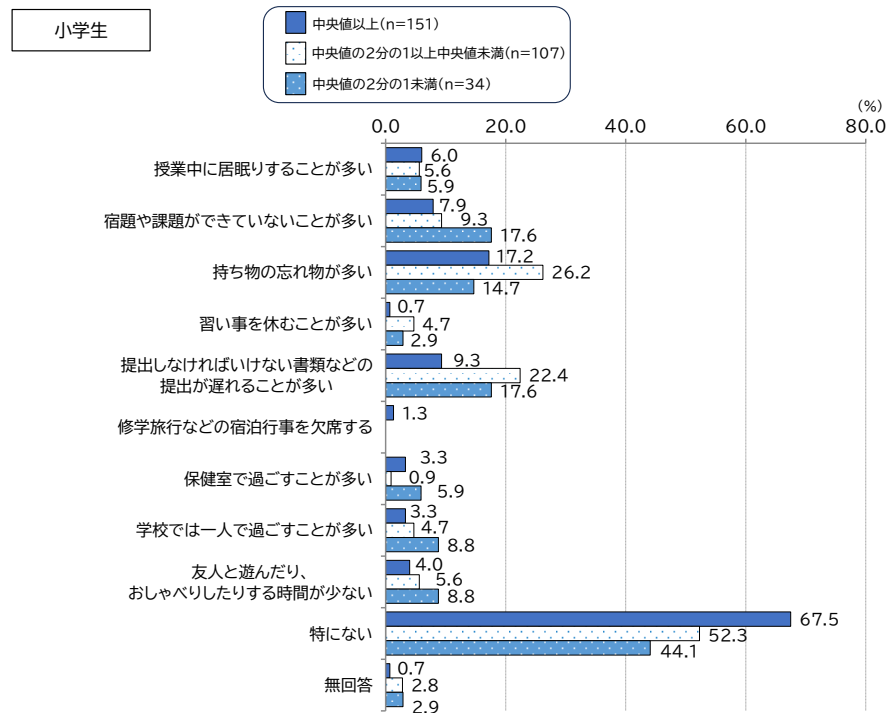


高校生では、等価世帯収入の水準別にみると、「大学」は、「中央値以上」では 69.1%、「中央値の2分の1以上中央値未満」では 51.1%、「中央値の2分の1未満」では 35.7%となっています。世帯の状況別にみると、「大学」は、「ふたり親世帯」では 62.3%、「ひとり親世帯全体」では 44.4%、「母子世帯のみ」では 50.0%となっています。

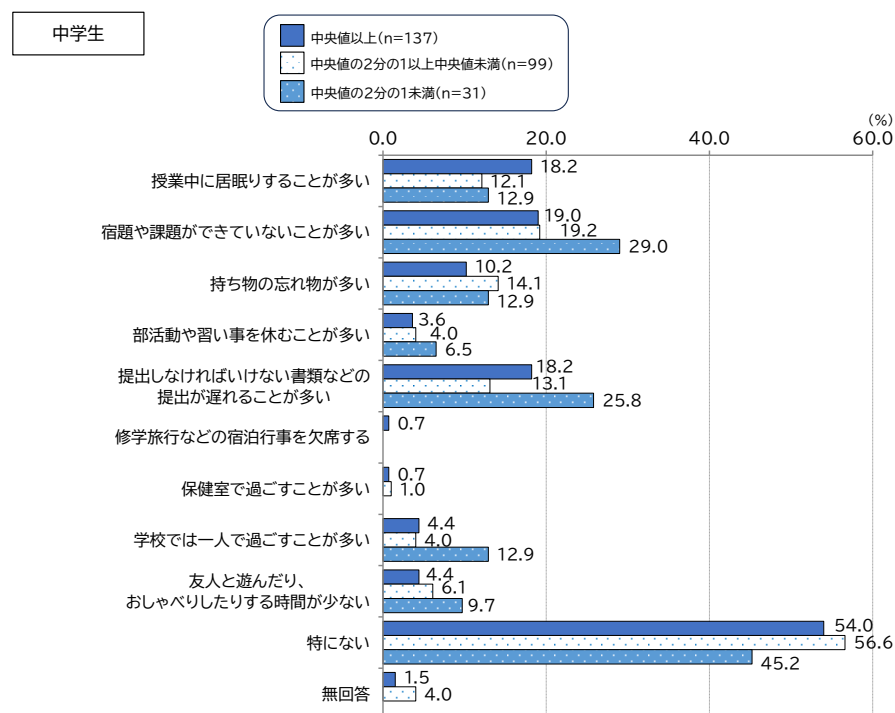


③こどもの学校生活の状況

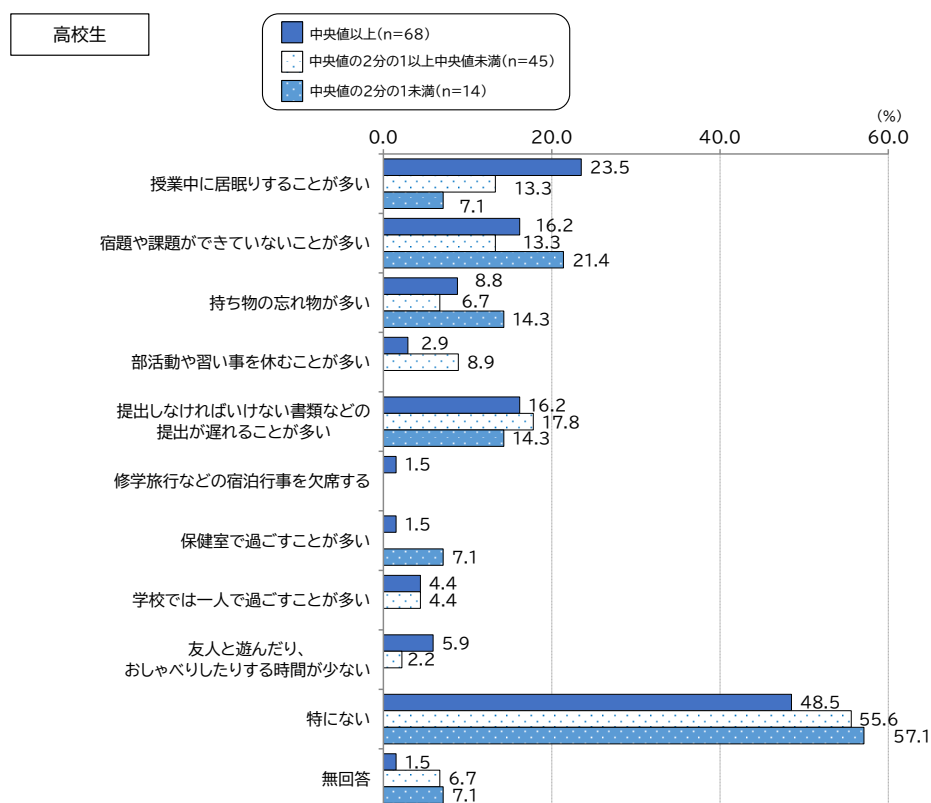
小学生では、等価世帯収入の水準別にみると、「中央値の2分の1未満」では、「宿題や課題ができていないことが多い」が17.6%となっており、他の世帯と比べて高くなっています。



中学生では、等価世帯収入の水準別にみると、「中央値の2分の1未満」では、「宿題や課題ができていないことが多い」が29.0%、「提出しなければいけない書類などの提出が遅れることが多い」が25.8%、「学校では一人で過ごすことが多い」が12.9%となっており、他の世帯と比べて高くなっています。

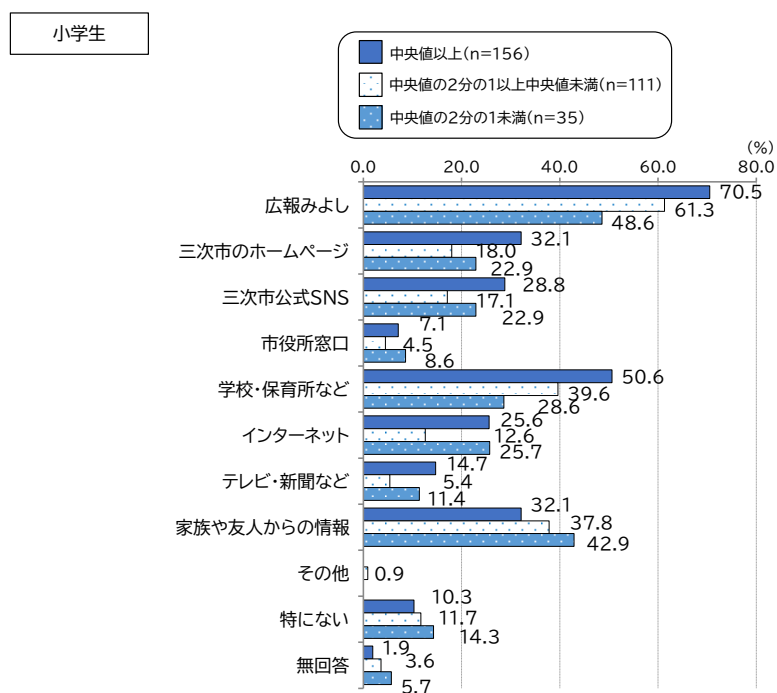


高校生では、等価世帯収入の水準別にみると、「中央値の2分の1未満」では、「宿題や課題ができていないことが多い」が 21.4%、「持ち物の忘れ物が多い」が 14.3%、「保健室で過ごすことが多い」が 7.1%となっており、他の世帯と比べて高くなっています。

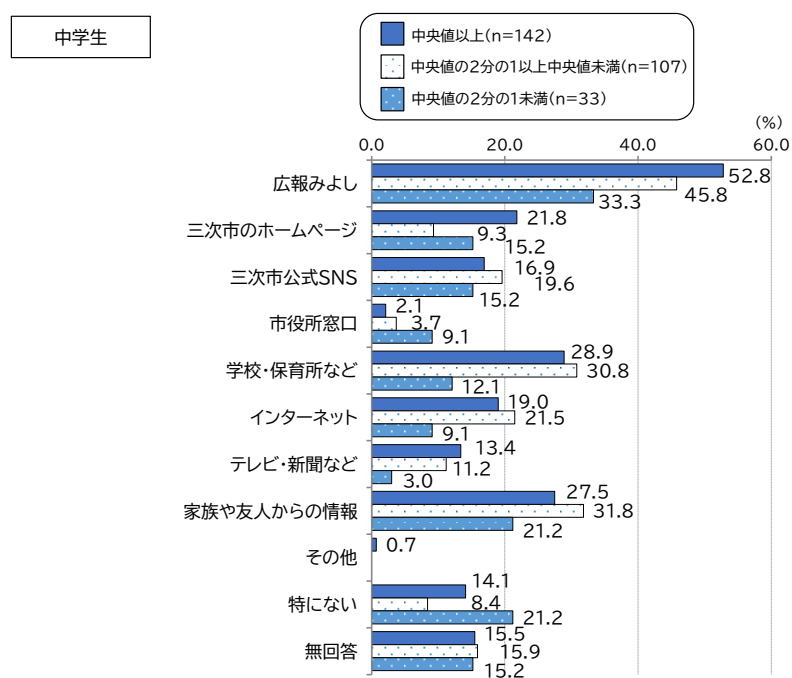


④子育て家庭への支援の情報入手の手段

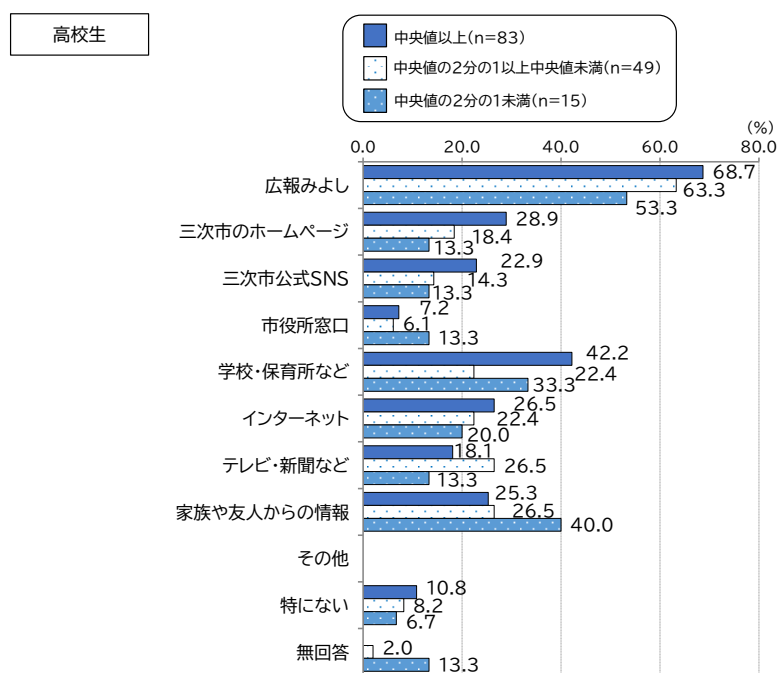
小学生保護者では、等価世帯収入の水準別にみると、「中央値の2分の1未満」では、「広報みよし」が 48.6%、「学校・保育所など」が 28.6%と他の世帯と比べて低くなっている。一方で、「家族や友人からの情報」は 42.9%と高くなっています。



中学生保護者では、等価世帯収入の水準別にみると、「中央値の2分の1未満」では、「広報みよし」が 33.3%、「学校・保育所など」が 12.1%と他の世帯と比べて低くなっています。

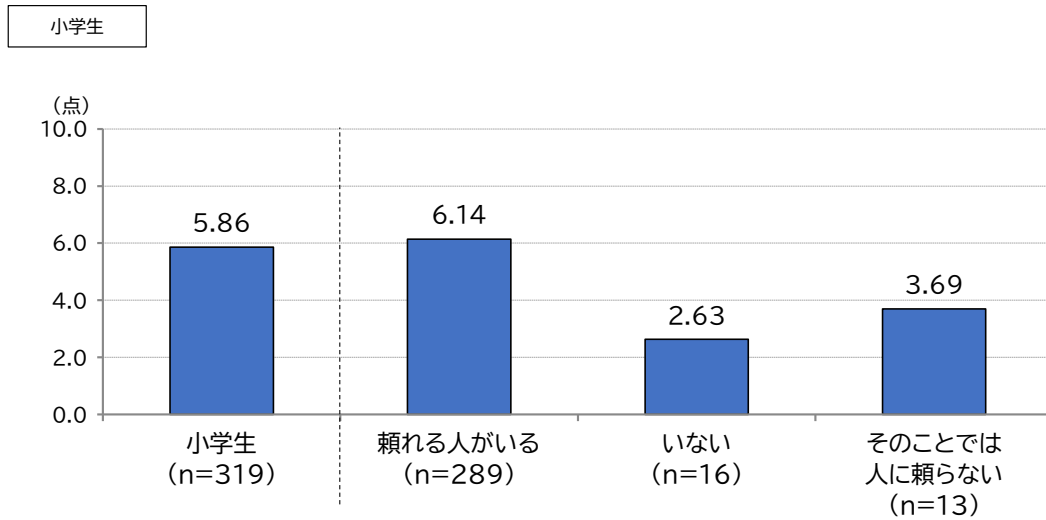


高校生保護者では、等価世帯収入の水準別にみると、「中央値の2分の1未満」では、「広報みよし」が 53.3%、「三次市のホームページ」が 13.3%、「三次市公式 SNS」が 13.3%と他の世帯と比べて低くなっています。一方で、「市役所窓口」は 13.3%、「家族や友人からの情報」は 40.0%と高くなっています。

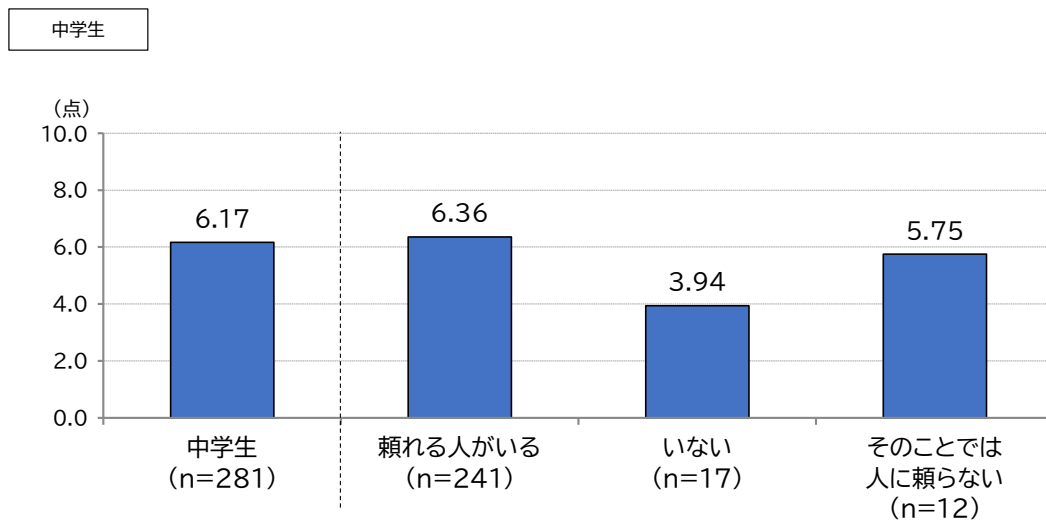


⑤子育てに関する相談ができる人の有無別の生活満足度

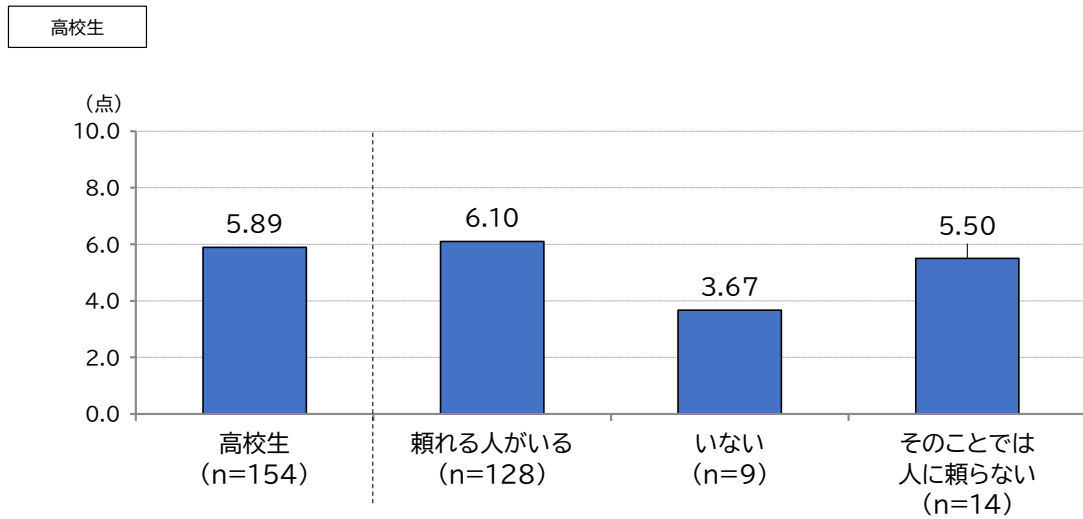
小学生保護者では、子育てに関する相談をできる人の有無別にみると、保護者の生活満足度の平均値は、「いない」(2.63)が「頼れる人がいる」(6.14)を 3.51 点下回っています。



中学生保護者では、子育てに関する相談をできる人の有無別にみると、保護者の生活満足度の平均値は、「いない」(3.94)が「頼れる人がいる」(6.36)を 2.42 点下回っています。



高校生保護者では、子育てに関する相談をできる人の有無別にみると、保護者の生活満足度の平均値は、「いない」(3.67)が「頼れる人がいる」(6.10)を 2.43 点下回っています。



（５）若者の意識に関するアンケートの概要

①調査の目的

こども計画策定に向けた基礎資料とするため、「令和６年度三次市二十歳のつどい」に参加登録をされた方を対象に、若者の居場所や意見表明に関すること等のアンケートを実施しました。

②調査実施方法

調査は、以下の方法により実施しました。

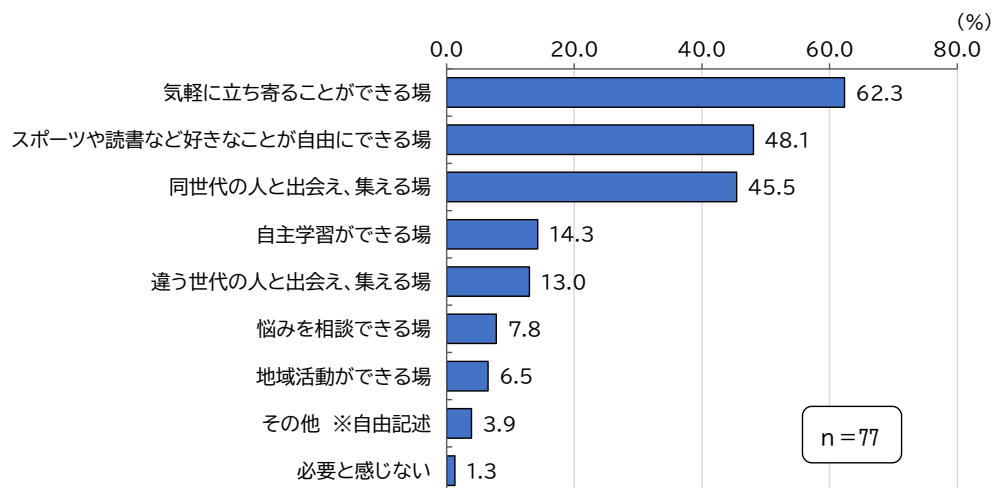
1. 調査対象者	平成 16 年 4 月 2 日から平成 17 年 4 月 1 日までに生まれた三次市に住民登録のある方及び市外に住む三次市出身の方で、三次市公式 LINE アカウントから「令和 6 年度三次市二十歳のつどい」に参加登録された方
2. 調査方法	三次市公式 LINE アカウントから、アンケートを配信し回収
3. 調査期間	令和 7（2025）年 1 月 6 日～13 日
4. 回収状況	配信数 358 回収数 77 回収率 21.5% ※参考：二十歳のつどいの参加対象者 470 人 （住民登録のある方及び市外転出者で参加申請された方）

(6) 若者の意識に関するアンケート結果

①若者の居場所について

家庭や学校(職場)以外であれば良いと思う居場所について、「気軽に立ち寄ることができる場」「スポーツや読書など好きなことができる自由にできる場」「同世代の人と出会え、集える場」との回答が多く、心身ともにリラックスできる場が求められています。

【若者の居場所について】

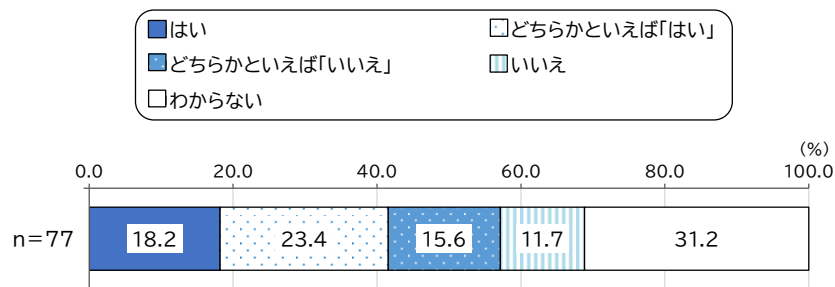


②ふるさとへの愛着について

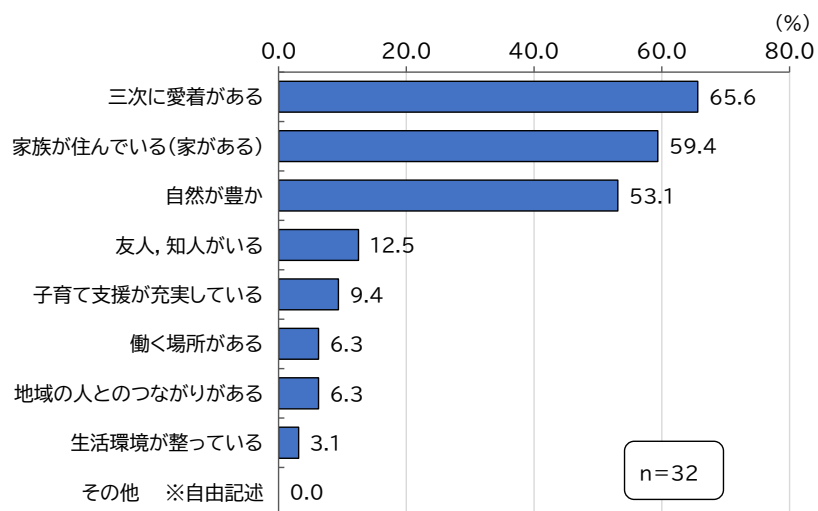
ふるさとへの愛着(三次に住みたい(住み続けたいか))について、「はい」「どちらかといえば「はい」」との回答が4割となっています。

愛着への理由について、「三次に愛着がある」「家族が住んでいる(家がある)」「自然が豊か」との回答が多くなっています。

【ふるさとへの愛着（三次に住みたい（住み続けたいか））について】



【愛着への理由について】

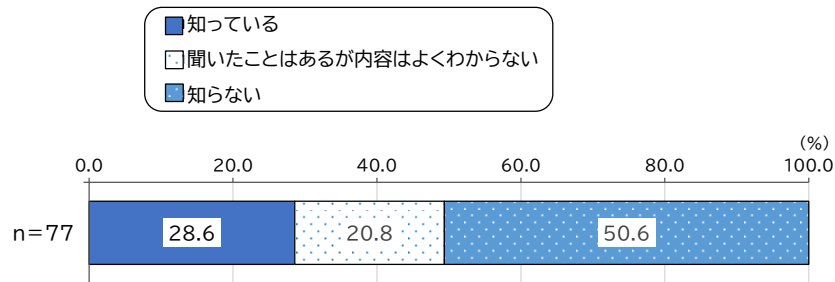


③こどもの意見表明について

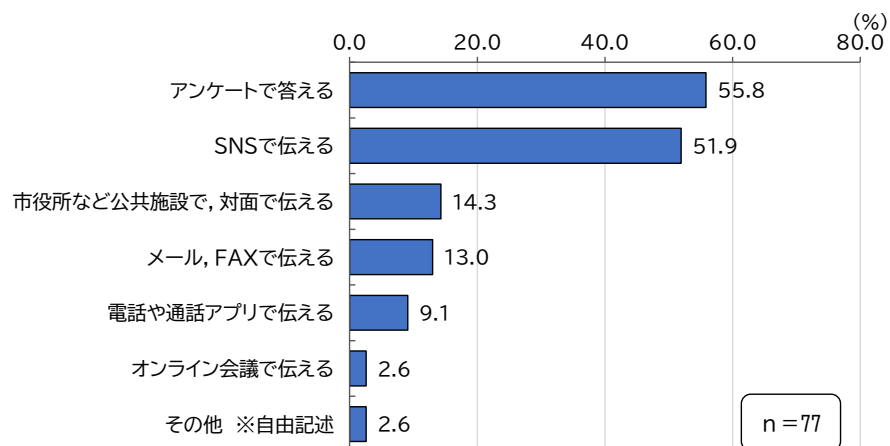
こどもの意見表明について、「知らない」との回答が5割となっています。

三次市(行政)に対して意見を伝えやすい方法・手段については、「アンケートで答える」「SNS で伝える」との回答が多くなっています。

【こどもの意見表明について】



【三次市（行政）に対して意見を伝えやすい方法・手段について】



7. 三次市子ども・子育て支援施策の第2期計画の評価及び課題

基本目標1 子どもが健やかに育つ支援体制づくり

(1) 乳幼児期の教育・保育の充実

教育・保育提供区域については、第2期計画では需給調整が完結できる区域として市全域を教育・保育提供区域とすることが適当と判断し、「教育・保育提供区域」及び「地域子ども・子育て支援事業」ともに「市全域」を提供区域としました。これまでの取組経緯からみてこの設定に問題は生じていないため、こども計画においても、引き続き「市全域」を提供区域として位置づけても問題ないと考えます。また、「放課後児童クラブ」については学校区での事業サービスの提供が基本であるため、引き続き「小学校区」を提供区域と位置づけても問題ないと考えます。

本市においては、依然として人口減少・少子高齢化が進行していますが、共働き家庭増加や育児休業からの早期復職などにより、3歳未満児の保育需要が増大し、地域によっては待機児童が解消できない状況にあります。令和6年（2024）4月1日現在、市内の保育施設等は、公立保育所19施設（うち、1施設が休所中、民間委託が3施設）、私立保育園2施設、認定こども園1施設、事業所内保育事業所2施設、小規模保育事業所2施設、私立幼稚園2施設及び民間の認可外保育所が4施設あります。

また、一部地域においては入所児童数が著しく減少し、年齢別の集団保育が実施できない状況にあるため、第2期三次市立保育所規模適正化推進計画に基づき、令和5（2023）年に河内保育所を休所としました。児童数が少ない保育所にあっても、所長や国の配置基準に従った適正な保育士の配置が必要であり、保育士一人当りの児童数にばらつきが生じています。保育士とこどもの関わりの度合いを全体的に最適なものにしていく観点から、保育士一人当りの児童数の平準化が望まれます。また、保育士の人数確保が困難な状況においては、保育士一人当りの児童数を平準化し、全体としての受入児童数を増やすことで、待機児童対策に繋げていく必要があります。

また、施設の運営方針や内容の充実、既存施設における安全対策及び衛生面を含めた設備改善などの環境整備についても対応が必要です。

（２）切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

平成 30（2018）年度に妊娠，出産，子育てに関する子育て支援の身近な相談窓口として「三次市妊娠・出産・子育て相談支援センター（ネウボラみよし※）」を開設しています。三次市健康づくり推進計画の母子保健分野として策定した「三次市母子保健計画」にもとづき，妊娠前から妊娠・出産・子育て期まで切れ目のない支援体制の構築及び誰もが安心して産み育てることのできる総合的な子育て支援に取り組みました。

妊娠から子育てまで切れ目ない相談支援として，母子保健コーディネーター（保健師・助産師）を配置するとともに，産婦人科医，小児科医，精神科医などによる母子保健推進連絡会議を開催し，医療機関との連携強化と相談体制の充実を図っています。市役所東館の 2 階をネウボラみよしの拠点とし，地域子育てセンター 3 カ所をサテライトと位置づけ，母子保健推進員をはじめ医療機関等の関係機関との協力・連携により地域で子育て家庭を見守る環境づくりに取り組みました。

令和 4 年度，母子健康手帳交付時に行ったアンケートによるとネウボラみよしの窓口認知度について 53.1%が知っていると回答しています。

また，不妊検査・不妊治療費助成事業を行い不妊治療の負担軽減にも取り組んでいます。産後ケアや産前産後ヘルパー事業等を実施し，産後の母親の身体的ケアや授乳状況の把握，不安の軽減に努めるとともに，産婦健診を 2 回実施し，産後うつの早期発見等により医療機関と連携し早期支援につなげています。パパママ教室においては，妊婦の栄養指導等を行い，離乳食講座や乳幼児健診時の栄養相談等を通して乳幼児期からの適切な食習慣づくりを進めています。

今後も，これらの切れ目ない保健対策・子育て支援の充実は不可欠であり，関係機関が連携して，ライフステージごとに適切な支援を行うことができるよう，体制づくりが必要です。

※ ネウボラとはフィンランド語で「相談・アドバイスの場所」を意味します。ネウボラみよしは妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援する仕組みです。

（３）子育てにかかる負担の軽減対策

令和元（2019）年からの保育利用料の無償化や副食費補助，多子世帯保育利用料の補助を継続し，子育てにかかる負担を軽減してきました。

全国的に第 2 子目からの保育利用料の無償化を進める自治体が増える中，本市として今後の方向性について検討していく必要があります。

（４）児童虐待防止対策の充実

虐待防止については、三次市すくすくネットワーク協議会（三次市要保護児童対策地域協議会）において、要保護児童の早期発見、早期の適切な対応を図るため、関係機関などの情報交換及び連携と適切な支援を実施しています。令和３（2021）年より三次市すくすくネットワーク協議会の構成団体を追加し機能強化を図りました。また、令和４（2022）年度に「三次市子ども家庭総合支援拠点」を開設、令和６（2024）年には「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」の機能を維持したうえで一体的支援を行う「三次市こども家庭センター」を設置し、より包括的な相談体制へと移行しました。

今後も「三次市こども家庭センター」を中心に関係機関等との連携を深め、妊娠期から子育て期まで継続した相談支援により、虐待の発生予防、早期発見、発生時の迅速で的確な対応に取り組む必要があります。

（５）支援を必要とするこどもなどへの支援の充実

発達面に心配のある乳幼児を対象に、発達に関する相談や子育て支援としての親子通所教室等を実施する施設として、三次市こども発達支援センター「すまいる」を開設しています。保護者が安心して子育てができるよう関係機関と連携し支援しました。

また、保育の中で発達支援の充実をめざし、専門講師による保育所等巡回発達支援を行っています。さらに、保育士・幼稚園教諭・保健師などの専門職を対象にした研修会を開催し、こども理解やその支援などについて学びを深めスキルアップを図っています。今後も関係機関と連携し、社会環境の変化や子育て家庭のニーズに即した発達支援を図っていきます。

（６）放課後などの子どもの居場所づくり

保護者が就労などにより昼間留守にする家庭の小学１年生から６年生までの児童を対象として、放課後や土曜日、春、夏、冬休みなどの学校休業日に、家庭に代わる生活の場を提供して、遊びを中心とした活動を行う放課後児童クラブの運営を行い、こどもたちの健全育成を図りました。また、放課後子ども教室の事業では、小学校の空き教室等を利用し、地域の方が参画して、多様な体験学習の機会を提供することで、こどもたちが地域社会の中で心豊かに育まれる環境づくりを推進しました。

（７）ひとり親家庭の自立支援の推進

児童扶養手当や医療費支給などの経済的支援のほか、ひとり親家庭の「学び」・「仕事」・「住まい」・「生活」を総合的に支援しました。母子・父子自立支援員による相談・就労支援・情報提供などの支援、ひとり親家庭等入学支度金支給事業、ひとり親家庭等住居確保支援事業を行うとともに、ひとり親家庭等高等職業訓練促進費給付事業、ひとり親家庭等スポーツ観戦・文化鑑賞事業を行い、ひとり親家庭などの自立を支援しています。今後も、ひとり親家庭の自立に向けた総合的支援に取り組む必要があります。

基本目標２ 子育てを楽しく感じる環境づくり

（１）ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進

「子育て支援」の推進にあたっては、「男女共同参画」や「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」が重要です。

女性活躍推進プラットフォーム「アシスタ lab.」では、女性の起業や就業を支援する各種事業を展開し、女性がそれぞれのライフステージに合わせて柔軟で多様な働き方を選択できるよう、起業・就業セミナーや専門家による個別相談など寄り添った支援を継続し、会員数は大幅な増加傾向にあります。ニーズ調査においても、就学前の母親について、「フルタイム」で起業や就業する母親は増加しており、育児休業取得率も上昇しています。

共働き世帯が増加する一方で、家事時間や育児休業制度の取得状況については、男女間での差が依然として大きく、家庭や職場での男性・女性の役割や働き方、ワーク・ライフ・バランスについて、市民一人ひとりが考え、実践することが必要です。

男女がともに協力し合い、子育てなどに取り組むことができる環境を整備するため、各種制度を活用できる職場づくり、職場の雰囲気づくりなど、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた事業所への働きかけ、市民への啓発を継続し、その取組を支援していくことが必要です。

（２）相談支援体制の充実

「三次市妊娠・出産・子育て相談支援センター（ネウボラみよし）」では、市役所をネウボラみよしの拠点、地域子育てセンター３カ所をサテライトとして、妊娠前から妊娠・出産・子育て期まで切れ目のない支援に取り組んでいます。乳幼児健診や個別相談などにおいて、親の気持ちに寄り添い、こどもの発育・発達などへの相談支援を行いました。サテライトでは、子育て親子の交流の場を提供し、保健師の巡回相談を行うなど子育てに関する相談や子育て情報の提供などを行い、地域における身近な子育て支援の場としての機能を果たしており、継続した取組が必要です。

保育所入所児などの相談については、保育所と連携して巡回相談や心理相談に継続して取り組むとともに、就学に向けては、引き続き教育委員会など関係部署、機関と連携して支援に取り組む必要があります。

児童福祉法の改正に伴い、すべての妊産婦、こども、子育て家庭への相談支援を行う機能を有する「三次市こども家庭センター」を令和６（２０２４）年４月に設置しました。ネウボラみよしの取組に加え、母子保健機能と児童福祉機能のより一層の情報共有・連携強化を図り、一体的に相談支援を進めるとともに関係機関と連携して必要な支援につなげていけるよう、職員の資質向上や機能の充実を図っていく必要があります。

(3) 子育てしやすい環境づくり

保育所での開放事業や、地域子育て支援センター、母子保健推進員の地区活動などを通して、気軽に集え、交流できる機会を提供するとともに、地域の関係機関などと協力、連携し地域での見守りを行いました。また、「三次市こどもの室内遊び場 みよし森のポッケ」では、季節や天候に左右されず親子が安心して遊べる場を提供し、木のおもちゃを通して木育の推進を図るなど、様々な遊びを通して、こどもの成長や親子のふれあいを育む取組を進めました。引き続き、親子が安心して遊べる場を提供し、親子の絆を育み、地域で見守る取組が必要です。

基本目標3 地域みんなで子育てを支えるまちづくり

(1) 地域子ども・子育て支援事業の質の向上

①延長保育事業

保育認定を受けたこどもについて、保育所や認定こども園などで、利用時間以外に延長して保育を行い、保護者の就労と育児の両立を支援しています。

本市では、保育所8か所（公立6か所、私立2か所）、認定こども園1か所の計9か所で対応しており、令和2（2020）年から利用者は減少していましたが、現在は増加傾向にあります。今後も、共働き家庭の増加、就労形態の多様化が見込まれるため、継続した受け入れ体制づくりが必要となっています。

②一時預かり事業

冠婚葬祭や就労、傷病など、その他私的理由などにより、家庭で一時的に保育を受けることが困難になった児童を、保育所や幼稚園、認定こども園などで一時的に預かり、保護者の生活を支援しています。本市においては、保育所6か所（公立5か所、私立1か所）、幼稚園2園、認定こども園1か所で実施しており、保育所、幼稚園の預かり事業ともに、増加傾向にあります。

ニーズ調査結果では一時預かりを利用していないが89.3%と低い状況ですが、一時的な保育や緊急を要する預かりが今後も見込まれるため、継続した受け入れ体制づくりが必要となっています。

③ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）【子育てサポート事業】

子育て中の保護者の負担軽減を図るため、子育てを支援してほしい「おねがい会員」と子育てを支援したい「まかせて会員」による相互支援活動を市が仲介し、地域ぐるみでの子育てネットワークを支援しています。「まかせて会員」を増やし確実な支援を行うための講習会を開催するなど会員の増員に努め、ニーズに対応したサービスの提供を行いました。

ニーズ調査結果では子育てサポート事業の利用経験及び今後の利用意向がいずれも低い状況ですが、急な預かりが必要なときに利用できるよう、現在の提供体制を維持するとともに、事業の周知や情報提供に努めていく必要があります。

④子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病や育児疲れなどにより、家庭においてこどもの養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設などにおいて一定期間こどもを養育する本事業について、令和6（2024）年11月から事業を開始しサービスの提供が可能となりました。

ニーズ調査結果では、就学前では13.1%、小学生では14.3%の人が日常的にも緊急時にも祖父母などに預かってもらえる状況にないと回答しています。今後は子育てサポート事業では対応できないケースなど、ニーズに応じてサービスを提供できるよう受入体制づくりを進めていく必要があります。

⑤病児・病後児保育事業

病児・病後児保育室「すくすく」を市立三次中央病院内に開設し、病気の回復期に至らない時期からの児童の看護及び保育を行い、保護者の子育てと仕事の両立に向けて支援しています。令和4（2022）年度末に利用の減少や有資格者の確保などの理由から、病後児保育室「おひさま」を廃止し、病児・病後児保育室「すくすく」に統合しました。統合に伴い、令和5（2023）年度から病児・病後児保育室「すくすく」の開設日数を週5日から週6日（土曜日開設）に拡充することで年間受入日数を維持し、ニーズに対応したサービスを提供しました。

ニーズ調査において子どもが病気やケガで通常のサービスが利用できなかった日に、病児・病後児保育などを「できれば利用したかった」の割合は増加に転じており、就労している保護者にとって重要な事業として、今後も継続する必要があります。

⑥地域子育て支援拠点事業

公営3か所、民営4か所の地域子育て支援センターを拠点として、子育て相談、遊びの場の提供、子育て講座などを行うとともに、公営3か所はネウボラみよしサテライトと位置づけ、保健師や栄養士・歯科衛生士が定期的に訪問し、支援を行っています。コロナ禍で一時的に利用者が減少しましたが、その間もオンラインで相談や子育て情報の発信を行い、再び増加傾向にあります。

ニーズ調査では就学前の18.9%が地域子育て支援センターの利用経験があり、今後の利用意向も19.6%あるものの、利用していない人の割合は増加傾向であり、新規利用者の利用促進が課題となっています。特に、子育て相談については、子育て中の親や地域の子育て力の向上や保護者の子育てに関する不安の解消などの重要な役割を果たしているため、サービスや施設を利用しやすい環境づくりが必要です。

⑦利用者支援事業（基本型・母子保健型）

市窓口子育てに関する専門職を配置し、こども及びその保護者などが教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるように、関係機関との連絡調整と必要に応じた相談・助言等を行い、不安の軽減に努めました。また、令和5（2023）年度より、三次市こども発達支援センターに専門員を1名配置し、発達に心配のあるこどもの相談にも対応しています。

母子保健分野では、妊娠期から子育て期にわたるまで、助産師等専門職が妊産婦に伴走し、支援プランの作成や医療機関等の関係機関と連携を行う等、きめ細やかに支援を行いました。令和4（2022）年度、支援が必要な妊婦は19.7%で課題が複合している場合も多く、多機関での連携が重要です。

今後も、個々のニーズに合ったサービスの情報提供を実施し、妊婦や保護者などが円滑に支援を受けられるように取り組みます。

⑧乳児家庭全戸訪問事業

生後2か月頃の乳児のいる家庭を全戸訪問し、母子の健康状態を把握するとともに、身体計測や予防接種の紹介をしています。

産後は10～15%程度の方にうつ病がみられることから、早期に関わり必要な支援につなげるために、乳児家庭の全戸訪問の取組は重要です。

⑨養育支援訪問事業、その他要支援児童・要保護児童等の支援に資する事業

支援が特に必要な家庭に対して、家庭児童相談員と保健師、関係機関が連携して家庭訪問を実施し、子育ての悩みや不安に対して適切に対応し、安定した養育が可能となるための支援を行っています。また、年間6回の養育支援連絡会議を開催し、関係機関で情報共有と、対応方針の協議を重ね、個々に応じた対応を行っています。要保護児童対策地域協議会における要保護児童ケースの延べ検討ケース件数は、300件から400件程度となっており、計画の見込量より検討の必要なケース数が増加しましたが、全ケースについて検討を行い対応しました。

ニーズ調査では、子育ての不安・負担感について、特に就学前の保護者で「不安や負担を感じる」が大きく増加しており、早い段階で保護者の不安に対応することが重要になっています。今後も、「三次市こども家庭センター」を中心としつつ、三次市妊娠・出産・子育て相談支援センター「ネウボラみよし」の取組と連携し、子育ての不安や負担感に対する早い段階での対応で、保護者の負担感の解消、児童虐待の発生予防につなげることが重要です。

⑩妊婦健康診査（産婦健康診査）

母子健康手帳交付時に妊婦一般健康診査補助券などを交付し、経済的負担の軽減と母子の健康管理の充実を図りました。妊婦一般健康診査検査券（1回）、子宮頸がん検査受診券（1回）、クラミジア検査券（1回）、妊婦健康診査補助券（14回）、産婦検診受診券（産後2週間、1か月）を交付しました。

妊婦の心身の健康管理とともに産後の母体の回復や授乳状況の把握、産後うつなどの早期発見・早期支援を行いました。産後は10～15%程度にうつ病がみられることから妊婦健診や産婦健診などの受診勧奨により、安心して妊娠・出産・育児ができる環境づくりに取り組みました。仕組みづくりとして医療機関との連携強化が重要です。

⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童クラブの利用者数は増加傾向にあります。受入定員を超える場合は、教室を増設するなどの対応を行いました。また、施設の集約化や移転等を行い、量及び質の確保に努めました。

また、放課後児童支援員の確保対策や各児童クラブの受入人数の見直しを行い、今後の受入に向けて運営体制の見直しを図りました。

ニーズ調査においても、平日及び長期休暇中の放課後児童クラブの利用希望は、前回調査時の5年前より大きく増加しています。今後も需要の拡大が予測されることから、支援を行う放課後児童支援員の確保のほか利用施設の整備が課題となっています。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

私立幼稚園に入所している低所得者世帯の児童の保護者に対し、副食費の実費負担分を令和元（2019）年10月から補助し、経済的負担の軽減を図っています。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設などへの民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設などの設置または運営を促進するための事業で、前回計画期間における実績はありませんでした。

（２）安全な環境づくり

各学校では、計画的に、教科、学級活動・ホームルーム活動、学校行事など、教育活動全体を通じて、災害の基礎的な知識及び災害発生時の対策（各学校の防災計画）などの指導を行うとともに、平素から登下校中の避難行動及び避難場所について指導しています。

また、安全・安心な日常生活が過ごせるよう、警察や交通安全協会によるこどもの交通安全教室や消防署による避難訓練を行うとともに、事故予防に関する啓発や青色防犯パトロール活動・こども110番の家の継続など、地域の見守り体制の強化に取り組んでいます。

令和3年度からは、小学校5年生の体験活動で、防災について学習することとしており、地域の防災士や広島県みんなで減災推進課との連携で、児童が自分で命を守る行動を学んでいます。

今後も引き続き、命を守る教育を継続していく必要があります。

第Ⅱ部 三次市こども・子育て支援の基本的な考え方

1. 基本理念

国のこども基本法の基本理念およびこども大綱の6つの基本方針を踏まえながら、本計画の基本的なビジョンを明確にしていきます。

こども基本法

こども施策の基本理念を定めています。

- 1 すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと
- 2 すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること
- 3 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること
- 4 すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること
- 5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること

こども施策に関する大綱（こども大綱）として6つの基本方針を定めています。

- 1 こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。
- 2 こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。
- 3 こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。
- 4 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする。
- 5 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろう）の打破に取り組む。
- 6 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する。

本計画がめざす基本理念は第2期計画を継承しつつ、こども大綱を踏まえた将来像をめざすものとしします。

【計画の基本理念】

すべてのこどもの笑顔かがやくまち みよし

～こどもが健やかに育ち、誰もが安心して子育てができるまちをめざして～

【基本理念の考え方】

- こどもは次代を担う大切な存在である。
- こどもの権利が保障される社会のもとで、一人ひとりの人格・個性を尊重し、こどもの最善の利益を図る視点に立つ。
- すべてのこどもが自分らしく将来にわたって幸せな生活を送ることができる。
- こどもの貧困の解消を図り、良好な成育環境を確保する。
- 子育ては家庭が第一義的に責任を有するという認識を大切にしつつも、こどもを安心して産み育てることができるよう、社会全体で子育てを支えるまちづくりを推進する。

基本理念のもと、こども・子育て支援の推進のために、以下の基本的な視点に立ち、計画の実現を図ります。

視点1 未来を担うこどもの育ちを支える

次代を担うこどもの幸せを第一に考え、こどもの最善の利益が、最大限に尊重されるよう配慮し、一人ひとりの育ちを大切にしたい支援を進める。

- こどもが尊重され、生き抜く力を身につけ、成長し自立できる取組を進める。
- こどもが、多様な機会に参画して自らの意見を述べるができる環境づくりを進める。
- こどもに様々な学習機会や情報を提供することで、自らの将来を考え、自ら選択・決定し、自己実現ができるよう支援する。
- 貧困の状態にある家庭のこどもが、経済的な理由から人生の選択を制約されることがないよう貧困の連鎖の防止に取り組む。
- 虐待、ヤングケアラー、障害や発達に支援を要するなど、困難な状況にあるこどもやその関係者が相談しやすい相談支援体制の充実を図る。

視点2 子育て家庭を支える

子育ての第一義的な責任は保護者にあることを前提としつつ、安心してこどもを産み育てることができる環境づくりを進める。

- 安心して妊娠・出産・子育てができるよう、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の充実を図る。
- 気軽に相談できる相談支援体制を充実し、子育て家庭の孤立化防止や不安感の軽減を図る。
- 男女ともに仕事も子育ても両方参画することができる共育てを推進する。

視点3 地域全体で子育てを支える

地域全体で子育てを温かく応援し、つながり支え合っていく地域づくりを進める。

- 安心して子育てができる地域子育て支援の充実を図る。
- こどもが、安全・安心に過ごすことができる多様な居場所づくりを推進する。
- 地域社会がこどもの成長を見守り育む環境づくりを推進する。

2. 基本的視点から見える課題

上記の基本的視点から三次市の課題を整理しています。

視点1 未来を担うこどもの育ちを支える

- こどもや子育て家庭を取り巻く環境は変化し、共働き世帯の増加や核家族化、価値観やライフスタイルの多様化が進み、各家庭が抱える問題も複雑化・多様化しています。
- 児童虐待など、こどもが生まれ育つ環境によって様々なリスクが顕在化しており、予防的支援を含めたアセスメントや、機を逸しないフォロー体制を構築する必要があります。
- こどもの生活実態調査においては、ひとり親家庭や相対的に収入の低い世帯のこどもについては、宿題・課題等への取組状況、進学希望における高等教育の進学希望の割合や、部活動等への参加状況の割合が低くなっています。保護者の経済状況や婚姻状況によって、こどもは学習状況や生活習慣、体験活動、心理的側面など、様々な範囲で影響を受けているということが明らかとなっており、金銭的な支援だけでなく多様な範囲での支援が必要となっています。
- こどもの生活実態調査の結果から三次市においても家族のお世話をしているこどもが存在しており、近年注目されているヤングケアラー（こどもが家族の世話や介護を担う状況にあるこども）の可能性が示唆されています。こどもたちが本来すべきこととされている学業や自分のしたいことが妨げられることのないよう、早期に発見し、対応していくことが求められています。
- こども基本法においては、こどもを権利の主体として尊重するとともに、意見表明・参画や自己決定の権利を持った主体として、こどもに関する施策を検討するうえでは、こどもが自身の意見を表明し、社会的なプロセスに参加する機会を増やすことを求めています。
- 発達に課題があるなど、支援の必要なこどもが増加傾向にあり、保育の質の更なる向上を図るとともに、多面的・継続的な支援体制を構築する必要があります。また、個々の背景を踏まえ、こどもが抱えるそれぞれの課題に即した支援を行うことが必要です。
- こどもたちの基礎的な学力は概ね定着している一方で、「学習した内容を組み合わせて、新たな課題を解決していく力」が十分とは言えない状況にあり、一人ひとりに最適で効果的な学びの支援が必要となっています。
- 暴力行為やいじめ等の早期発見・解決が図られているものの、不登校児童生徒は全国や県と同様に増加傾向にあり、教育相談体制や不登校児童等に対する支援強化が必要です。
- ひとり親家庭や相対的に収入の低い世帯ほど、市などの公的機関からの情報が届きにくい傾向が見受けられます。必要な人に必要な情報を届けていく相談しやすい体制づくりや、情報発信を行う必要があります。

視点2 子育て家庭を支える

- こどもの養育については、家庭を基本として行われ、保護者が第一義的責任を有するとの認識のもと、こどもの養育に関する支援を行っていく必要があります。
- ネウボラみよしの開設や各種母子保健事業の推進、保育利用料・医療費等の負担軽減、保育サービスの充実、小児救急医療 24 時間体制の維持など、子育て環境の整備や経済的・精神的な負担の軽減など、切れ目ない支援を進めてきましたが、引き続き安心して産み育てる環境づくりを進めていく必要があります。
- 母親の就労率が上昇し、夫婦共働きのライフスタイルが更に進む中、子育てと仕事の両立支援に向けた取組を進めていますが、女性の負担が依然として大きい傾向が続いており、働きながら安心して子育てができる環境づくりや、これから親となる世代の育成が必要です。
- 妊娠期からの切れ目ない相談支援の充実を図るとともに、関係機関等と連携し、安心して妊娠・出産・子育てができる支援体制を強化する必要があります。
- 急速に進行する少子化、核家族化によって、子育てに関する相談や協力を身近な人から得られない状況が深刻化しています。子育て当事者が課題を抱え込んで孤独になってしまわないよう、相談体制の充実や、届くべき情報を届けられることが必要です。
- 物価の高騰等により経済的負担が大きくなる中、子育て家庭への更なる経済的支援の充実が求められています。こどもの生活実態調査では、収入の水準が低い世帯やひとり親世帯では、経済的な問題に留まらず、保護者の心身の健康状態についても負担がかかっていることが示唆されています。他方で、相談できる人がいる場合は、生活満足度が高まる傾向が見られたことから、相談体制を充実し、悩んでいる保護者が孤立しないようにすることが必要となっています。
- 子育てと仕事の両立の推進に向けては、企業等における職場環境づくりの機運醸成が必要です。ニーズ調査の結果、父親の育児休業取得の状況は、過年度よりも「取得した」と回答した割合が高まっているものの、さらなる浸透に向けて職場や地域社会全体への意識啓発に取り組む必要があります。
- 子育てに対する不安・負担感については、就学前児童の保護者では増加傾向、小学生保護者も6割以上が不安・負担を感じており、安心して気軽に相談できる体制の充実が求められています。

視点3 地域全体で子育てを支える

- こどもは家庭を基盤にして、地域や学校などの安全で安心な環境の中で、多様な大人や同年齢・異年齢のこどもたちとの関係を通じて成長していく存在ですが、昨今の地域のつながりの希薄化や少子化の進行に伴い、地域のなかでこども同士が遊び、成長し、学び合う機会が減少し、「地域社会の中で育つ」ことが難しくなっています。
- 地域とのつながりの中で、ふるさとへの愛着を育むとともに、充実した子育て支援や保健・医療体制により、安心して妊娠・出産・子育てができ、帰ってきたくなるまちへと繋げる必要があります。
- 核家族化などを背景として、地域のつながりが弱まり、地域や社会から孤立しがちな子育て家庭が増加しています。子育ての不安や負担を解消するため、引き続き、地域の各種の子育て支援サービスを充実することが求められています。
- 住民自治組織等による放課後子ども教室等の運営や登下校時の声かけ活動、「ママカフェ」などの子育て世代の交流・相談の場づくりなど、地域での見守りや居場所づくり、学習機会の提供等、市民協働による地域一体となった支援につながっている活動もあり、取組を継続していく必要があります。
- こどもや学校が抱える課題や達成したい教育目標について、教職員と保護者や地域住民等が共有しながら、地域総がかりでの教育（ひとづくり）を実現する必要があります。地域の特色を活かした、三次ならではの教育を進め「三次に帰ってきたい」と思う人材育成につなげる必要があります。
- こどもの預け先や居場所について、ニーズ調査の結果、就学前児童保護者では「放課後児童クラブ」のニーズが高いため、引き続きサービスの提供に取り組めます。

3. 基本目標

上記の課題の整理を踏まえ、基本理念を実現するため、次の3つを基本目標として、市民や行政、地域、事業所等が協働して、総合的に施策を推進します。

基本目標1 すべてのこどもの健やかな育ちへの支援

こどもたちの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、すべてのこどもたちが健やかに成長でき、一人ひとりの個性や権利が尊重される環境づくりに取り組みます。

基本目標2 安心して産み育てられる環境づくり

妊娠から子育て期まで切れ目のない支援を充実させ、子育てに関する様々な不安や負担を解消し、男女がお互いに協力して子育てに関わりながら、安心して妊娠・出産・子育てができるような環境づくりに取り組みます。

基本目標3 地域全体で子育てを支える環境づくり

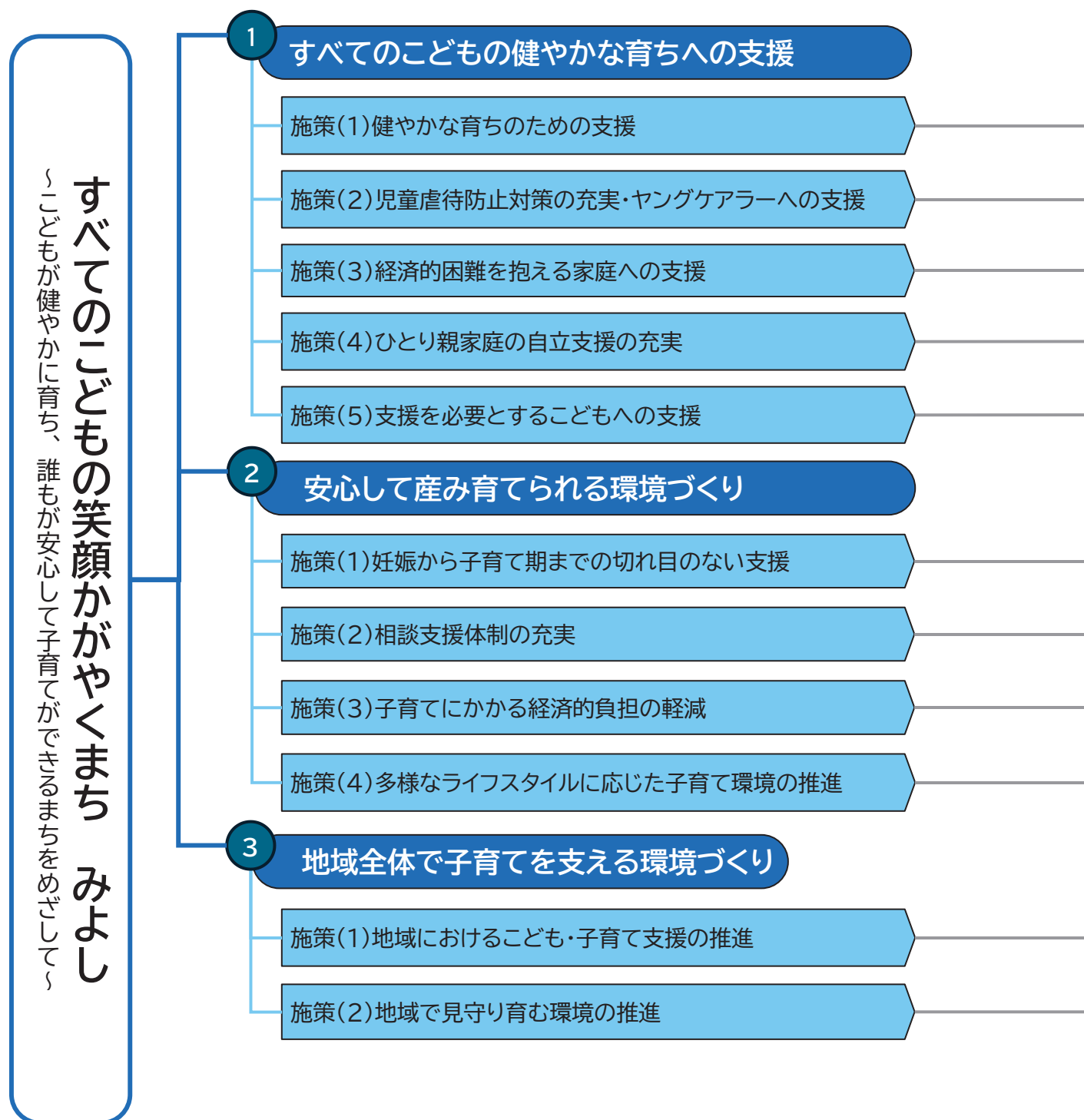
保護者の多様なニーズ、ライフスタイルに応じた様々な保育サービスを提供し、地域における子育てを支援します。

また、地域社会におけるあらゆる構成員が、こどもや子育てに対する関心や理解を深めて、それぞれの役割を果たすとともに、子育ての見守りや手助けに積極的に参加できるまちづくりを進めます。

4. 取組の施策体系図

基本理念

基本目標/施策



主な取組

①質の高い教育・保育の推進 ②教育・保育環境の整備・充実 ③多様な遊びや体験活動の充実
④次代を担うこども・若者の育成 ⑤こどもが権利の主体であることの啓発

①虐待の予防的支援と早期対応 ②関係機関との連携強化と相談体制の充実
③ヤングケアラーへの支援

①安心できる相談体制と情報発信の充実 ②就学支援の充実 ③多様な体験機会の確保
④経済的支援

①母子・父子自立支援員による相談・就労支援 ②自立のための総合的支援

①障害や発達に課題のあるこども等への支援 ②こどもの悩みに対する支援
③連携強化による一貫した支援

①切れ目のない保健・医療の提供 ②子育て相談支援 ③子育て情報提供の充実

①安心できる相談体制と情報発信の充実

①子育て家庭の経済的負担の軽減

①共育での推進 ②仕事と子育ての両立支援

安心して子育て
ができる地域子
ども・子育て支
援事業

①延長保育事業 ②一時預かり事業 ③ファミリー・サポート・センター事業
④子育て短期支援事業 ⑤病児・病後児保育事業 ⑥地域子育て支援拠点事業
⑦利用者支援事業 ⑧乳児家庭全戸訪問事業
⑨養育支援訪問事業, 其他要支援児童・要保護児童等の支援に資する事業
⑩妊婦健康診査 ⑪放課後児童健全育成事業 ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 ⑭子育て世帯訪問支援事業
⑮児童育成支援拠点事業 ⑯親子関係形成支援事業 ⑰妊婦等包括相談支援事業
⑱乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度) ⑲産後ケア事業

①多様な居場所づくり ②ふるさとへの愛着を育む環境の推進 ③安全・安心に過ごせる環境の推進
④家庭教育支援

5.主要施策の方向

基本目標1 すべてのこどもの健やかな育ちへの支援

施策（１）健やかな育ちのための支援

三次市で生まれ育つすべてのこどもが、心身ともに健やかに成長できるよう、こどもの生きる力を育み、一人ひとりの多様な個性・能力を伸ばす教育・保育を推進します。

また、こどもが様々な活動を通じて自己を確立し、主体的に社会に参画するために必要な能力の育成に努めるとともに、こども一人ひとりが権利の主体であることの理解促進に取り組みます。

①質の高い教育・保育の推進

乳幼児期の愛着形成や人格形成の重要性を踏まえて、質の高い幼児教育・保育の環境を提供します。

急激に変化する社会状況の中で、新しい時代に求められる資質・能力や確かな学力の育成に取り組みます。

②教育・保育環境の整備・充実

保護者の就労状況に応じた多様なニーズに対応するため、安全で快適な保育環境を整備し、こどもたちが安心して成長できる環境づくりに取り組みます。

学校でこどもが安全・安心に過ごすことができ、個々の創造性や学ぶ力を引き出すために、魅力ある教育環境の整備とこどもの心身の発達を支える取組を推進します。

③多様な遊びや体験活動の充実

自然豊かな環境や多様な資源を活用して、こどもが主体的に様々な遊びや体験、交流できる場づくりを促進し、自己肯定感を高め、自己理解や価値観を深めるきっかけづくりに取り組みます。

④次代を担うこども・若者の育成

一人ひとりのこどもが自分の良さや可能性を認識し、その個性や可能性を伸ばしていくために、主体的な学びを促進するとともに、多様な活動の機会を提供します。

また、こども・若者が、自らのライフデザインを考える機会の提供にも取り組みます。

⑤こどもが権利の主体であることの啓発

こども基本法やこどもの権利条約の趣旨や内容についての普及啓発に取り組むことにより、こどもが権利の主体であることについて広く周知を図るとともに、こどもが主体的に社会に参画し、意見を表明できる機会を促進します。

<主な取組内容>

取組	内容	担当課
チーム学校による児童生徒の学力の向上	児童生徒の基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させるため、学力定着状況の把握や教育データの活用を行います。	学校教育課
個別最適で協働的な学びの実現	小中学校での学習において ICT を活用し、個別最適で、協働的な学びを実現します。	学校教育課
英語教育、国際理解教育の充実	外国語指導助手による小1からの英語教育、小中学校外国語授業の実施、英語による体験活動などを実施します。	学校教育課
質の高い教育・保育	こどもの集団での育ちを保障し、こどもの主体性を育むため、発達段階にあわせた活動ができるよう環境づくりを行います。	保育課
保育活動環境の充実	こどもの安全で快適な教育・保育環境を提供するため、保育活動環境の整備を図ります。	保育課
読書活動の充実	学校図書館の蔵書の更新や、読書活動推進員の巡回配置による読書活動の充実を図ります。	学校教育課
	市内のおはなしボランティアグループ等と連携し、各図書館でのおはなし会の開催や保育所・小学校等での読みかたりを行い、本に親しむ取組を推進します。	社会教育課
体験活動の充実	乳幼児期に自然や文化などに触れ、感性を育むことができるよう、豊かな「遊びと体験」の機会の充実を図ります。	保育課
	地域防災に関わる体験や、三次市の自然・文化・歴史に触れる体験、地域の方々との交流等を通して、児童の豊かな心の育成を図ります。	学校教育課
	森林体験学習や森林ボランティアの育成活動など、多様な体験活動を通じて、環境保全や森林の重要性についての理解を深める取組を支援します。	農政課
	こどもの室内遊び場「みよし 森のポッケ」での、親子のふれあいと木育による成長の機会づくりを推進します。	こども家庭支援課
環境教育・啓発活動の推進	みよし未来環境会議の取組をはじめ、学校・地域等と連携した児童・生徒への環境学習及び啓発活動を推進します。	環境政策課
将来のライフデザインを持つための取組	高校生が乳幼児とのふれあいを持つ機会を提供し、将来、親となるイメージを持つ取組を行い、ライフプランを考えるための機会を提供します。	こども家庭支援課

取組	内容	担当課
先進的な教育政策の調査研究	教育政策研究チームによる先進的な教育政策の調査研究や取組の検証を行い、本市でめざすこどもの資質・能力を高めていきます。	学校教育課
青少年健全育成の推進	自然体験活動やその他の体験活動を行う団体を支援することで、多様なつながりの場づくりに繋がります。	社会教育課
	青少年育成三次市民会議等の関係機関と連携し、青色回転防犯パトロールや啓発活動等により、犯罪、事故等から地域のこどもの安全を守る取組を行います。	
文化芸術体験の機会の提供	芸術鑑賞事業等を実施し、文化・芸術を身近なものに感じること、文化・芸術への関心を深めるとともに、豊かな感性を育みます。	社会教育課
スポーツ体験機会の提供	トップアスリート等の“本物”に触れる機会を創出するとともに、スポーツを見たり、体験しながら、やりたいスポーツができる環境づくりを推進します。	共生社会推進課
高校生キャリア育成の取組	高校生が市内企業の事業活動を見聞することで、市内企業への興味・関心を高めるとともに、将来的な市内企業への就業と定住の促進を図ります。	商工観光課
こどもの意見表明の機会の確保	こどもに関する市の施策について、こどもの意見を聴取し、施策に反映させる取組を行います。	全部署
こどもの権利についての理解促進	小中学校での教育活動を通して、こども基本法やこどもの権利条約の趣旨や内容についての理解促進を図ります。	学校教育課
こどもが権利の主体であることの啓発	男女共同参画週間及び人権週間を中心とした啓発活動を行います。	共生社会推進課
	多様な機会をとらえ、家庭や地域社会における意識啓発を推進し、「こどもまんなか社会」の機運醸成を図ります。	こども家庭支援課 共生社会推進課

施策（２）児童虐待防止対策の充実・ヤングケアラーへの支援

児童虐待は、こどもの心身を深く傷つけ、成長後においても様々な生きづらさにつながる可能性があります。すべてのこどもの健やかな成長のため、引き続き児童虐待の発生予防，早期発見，早期対応，早期ケアの充実を図り，総合的な取組を強化します。

①虐待の予防的支援と早期対応

虐待の発生予防のため，妊娠，出産及び子育て期に養育支援を必要とするこどもや妊婦の家庭を早期に把握し，適切な支援につなげていきます。

②関係機関との連携強化と相談体制の充実

虐待の発生予防，早期発見，早期対応などのために，関係機関との連携及び情報収集・共有により支援を行う，すくすくネットワーク協議会（要保護児童対策地域協議会）の取組の強化を図るとともに，相談体制の充実に取り組みます。

③ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーの問題について，本人や家族に自覚がない場合が多く，顕在化しにくい傾向があるため，啓発活動を行うとともに，各関係機関の連携を高めて早期発見・把握・相談支援に取り組みます。

<主な取組内容>

取組	内容	担当課
児童虐待の予防	健康診査や保健指導などの母子保健活動や、乳児家庭全戸訪問などを通じて支援が必要な家庭を把握し、特に支援を必要とする場合には養育支援訪問活動等を実施し、適切な支援を行います。	健康推進課 こども家庭支援課
	こどもの育ちに関する情報の一元化をはかり、三次市こども家庭センターを中心に支援の必要な家庭を早期に把握し、予防的支援に取り組みます。	こども家庭支援課 健康推進課 学校教育課
	ペアレント・トレーニングを実施し、子育てに悩みを持つ保護者や支援が必要な保護者の、養育力の向上、悩みの解消を図ります。	こども家庭支援課
	体罰によらない子育ての推進等、児童虐待防止のための啓発活動に取り組みます。	こども家庭支援課
相談支援体制の強化	三次市すくすくネットワーク協議会（要保護児童対策地域協議会）を運営し、医療・福祉・警察・教育などの関係機関との連携強化により、早期発見・早期解決を図ります。	こども家庭支援課 ほか
ヤングケアラーの早期把握と相談支援	ヤングケアラーの認知度向上のための啓発を図り、教育、医療、介護、福祉等の関係機関と連携し、早期発見、相談支援に取り組みます。	こども家庭支援課 学校教育課 社会福祉課 高齢者福祉課 健康推進課

施策（３）経済的困難を抱える家庭への支援

経済格差の広がりには、こどもの教育や進学を狭めるだけでなく、こどもが育つ環境にも影響を及ぼします。すべてのこどもが、生まれ育った環境や経済状況にかかわらず、未来への希望を持ち、自立する力をのばすことができるよう、就学支援、生活支援、経済的支援を総合的に推進します。

①安心できる相談体制と情報発信の充実

貧困の状況にあるこどもや子育て当事者が社会的孤立に陥ることのないよう、安心して気軽に相談できるような体制及び支援を必要とする家庭に必要な情報が届くよう情報発信の強化を図ります。

②就学支援の充実

経済的理由により就学困難なこどもを支援するため、教育費等の負担の軽減等、誰もが学ぶことができる環境づくりに取り組みます。

③多様な体験機会の確保

経済的理由によりこどもが健やかに育つための体験機会や学びの機会に格差が生じているため、多様な体験の機会や場を提供します。

④経済的支援

各種減免制度や助成制度などにより、子育てや教育にかかる負担の軽減を図ります。

<主な取組内容>

取組	内容	担当課
生活困窮家庭への相談支援	三次市こども家庭センターにおいて、生活困窮の状態にあるこどもと家庭が安心して相談できる取組を推進します。	こども家庭支援課
	市社会福祉協議会や関係機関との連携により、住まいや就労困難等の課題を抱えている人の相談や自立支援を推進します。	社会福祉課
学用品などの経費援助	就学援助事業により、経済的理由のために就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品などの経費を援助します。	学校教育課
奨学金の貸付	学習の意欲がありながら経済的理由等により高等学校等への修学が困難な高校生・大学生等に対し、奨学金を貸し付け支援します。	社会教育課
こどもの学習支援の実施	経済的困難を抱える世帯やひとり親世帯の小・中学生を対象に集合型の学習支援を行います。	こども家庭支援課
多様な体験機会の提供	ひとり親世帯等が、親子で参加できる文化・スポーツ等の体験機会や場を提供します。	こども家庭支援課
利用料・負担金等の減免	放課後児童クラブ負担金や、病児・病後児保育利用料、子育て短期支援事業利用料などを減免し、負担の軽減を図ります。	社会教育課 こども家庭支援課

施策（４）ひとり親家庭の自立支援の充実

様々な困難を抱えるひとり親家庭の生活を早期に安定させ、自立した生活になるよう、きめ細かい総合的な自立支援を行います。

①母子・父子自立支援員による相談・就労支援

母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭が抱える様々な悩みや相談ごとや、自立に向けた就労相談等に柔軟に対応し、一人ひとりに寄り添った支援を行います。

②自立のための総合的支援

保護者が安心して子育てと仕事ができるよう、引き続き経済的支援に努めるとともに、各家庭のそれぞれの状況に応じた生活支援、子育て支援、就労支援等の総合的支援に取り組みます。

<主な取組内容>

取組	内容	担当課
ひとり親家庭の相談支援	母子・父子自立支援員がハローワークと連携した就労に関する相談支援を行い、様々な悩みや相談に対応します。	こども家庭支援課
ひとり親家庭の自立応援プロジェクト	ひとり親家庭等自立応援プロジェクト事業により、養育費確保、学習支援、体験活動の提供、各種給付事業を実施します。	こども家庭支援課
ひとり親家庭の経済的負担の軽減	児童扶養手当の支給、ひとり親家庭等医療費公費負担などの支援制度や、各種減免制度により、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図ります。	こども家庭支援課
ひとり親家庭への情報提供の充実	ひとり親家庭への各種支援制度の周知を図ります。	こども家庭支援課

施策（５）支援を必要とするこどもへの支援

様々な課題を抱えるこどもが安心して生活ができるよう相談支援体制の充実を図り、関係機関の連携強化による一貫した支援に取り組めます。

①障害や発達に課題のあるこども等への支援

障害や発達面で心配のあるこどもや医療的ケアが必要なこども等の健やかな発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、年齢や障害などに応じた療育や保育、教育が提供できる環境づくりに取り組めます。

②こどもの悩みに対する支援

学校や家庭生活等における悩みを抱えるこどもが、安心して気軽に相談できる相談支援体制の充実を図るとともに、こどもの気持ちに寄り添いながら、悩みの解決に向けた支援を行います。

③連携強化による一貫した支援

保健、医療、福祉、教育などの関係機関の連携により、障害のあるこども等の在宅支援の充実や教育支援体制の整備など一貫した取組を推進します。

<主な取組内容>

取組	内容	担当課
ネウボラみよし子育て相談	市役所を拠点、地域子育て支援センター3か所をサテライトと位置づけ、子育てに関する相談支援を行います。	健康推進課 こども家庭支援課 保育課
乳幼児期の発達支援	乳幼児健診や相談等で発達面に心配がある乳幼児、保護者に対して個別での心理相談を実施し、療育機関と連携して、切れ目ない支援に取り組めます。	健康推進課
障害児の在宅生活を支える経済的負担の軽減	障害児福祉手当、特別児童扶養手当の支給や、自立支援医療費（育成医療）の給付、各助成事業により、障害児を抱える家庭の経済的負担の軽減を図ります。	社会福祉課
障害児に係る総合相談支援	障害児に係る総合相談支援を専門機関への委託により実施し、関係機関との連携や社会資源を活用するための支援を行います。	社会福祉課
障害児支援にかかわる関係機関の連携強化	関係機関により構成される障害者支援協議会の「療育・発達支援部会」及び医療的ケア児の支援を行う関係機関により構成される「医療的ケア児支援部会」により連携や地域の課題解決を行います。	社会福祉課 健康推進課 保育課 こども家庭支援課

取組	内容	担当課
障害児通所支援等の実施	障害児通所支援や日常生活用具給付をはじめとする各種給付を行い、障害児が地域で自立した日常生活及び社会生活を営むことができるように支援を行います。	社会福祉課
医療的ケア児の支援	保育所に看護師を配置し、医療的ケアの必要な児童の受け入れを行います。	保育課
発達に関する相談支援	三次市こども発達支援センターにおいて、未就学児の発達に関する専門相談や親子通所教室、保育所等巡回による発達支援などを実施し、関係機関と連携して発達に関する支援を行います。	保育課
学習支援の充実	こどもの学びを支援するための職員を配置し、個々の児童生徒に対応した学習支援の充実を図ります。	学校教育課
特別支援教育の充実	一人ひとりの障害の状態や発達の段階等に応じた適正な就学相談・指導、学校における組織的かつ効果的な特別支援教育の充実を図ります。	学校教育課
安全・安心な居場所と学びの場づくり	いじめ・不登校の対策および生徒指導の充実による安全・安心な居場所と学びの場づくりを充実させます。	学校教育課
悩みを持つこどもへの相談支援	こども自身の様々な悩みを、安心して気軽に相談できる体制の充実を図ります。また、三次市こども家庭センターや各機関が提供する相談窓口の周知に努めます。	こども家庭支援課
	三次市こども応援センター、三次市教育支援ルームにおいて、小・中学生の教育上の悩みや不安に対する相談業務を行います。	学校教育課

基本目標2 安心して産み育てられる環境づくり

施策（１）妊娠から子育て期までの切れ目のない支援

ネウボラみよし（三次市妊娠・出産・子育て相談支援センター）を中心に、三次市こども家庭センターや関係機関が連携し、妊娠期から出産、子育て期まで、切れ目のない支援を行います。安心して出産・子育てができるよう、様々なサポートや相談体制の充実を図ります。

①切れ目のない保健・医療の提供

ネウボラみよし（三次市妊娠・出産・子育て相談支援センター）を中心として、妊娠前から出産期・産後までの適切なケアを行います。またこどもの健やかな成長を支援するため、成長段階に応じて切れ目のない保健・医療の提供を行います。

②子育て相談支援

気軽に子育ての相談ができる体制を整え、相談・支援を行います。

③子育て情報提供の充実

妊娠から子育て中の必要な人へ、必要な時に必要な情報が届くよう、子育て情報提供の充実を図ります。

<主な取組内容>

取組	内容	担当課
妊娠・出産・育児の切れ目のない支援	安心して妊娠、出産、子育てができるよう、身近な相談窓口として、ネウボラみよしにおいて、保健師、助産師等が母子の健康、子育ての悩み等様々な相談に対応し、支援します。	健康推進課
	三次市こども家庭センターにおいて、ネウボラみよしと連携し、専門の相談員が、妊産婦やこども、子育て世帯へ継続した相談支援を行います。	こども家庭支援課
妊娠・出産期に係る支援	妊娠8か月の妊婦を訪問し、妊娠経過の確認、産後のサービスの情報提供、相談に対応します。	健康推進課
	出産・子育て応援交付金事業を実施し、切れ目のない支援を行います。	
	妊娠、出産、育児に関する知識の普及のため、パパママ教室を行います。	

取組	内容	担当課
産前・産後の支援	産前・産後ヘルパー派遣事業や、母乳育児相談助成券の配布等、母体の回復や育児不安の軽減のための取り組みを実施します。	健康推進課
	多胎妊産婦等のもとへサポーターを派遣し、予防接種や乳児健診等の外出時の補助を行います。	
	出産後1年以内の母子に対し、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行います。	
	産後2週間と産後1ヶ月に健康診査の補助券を交付し、産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図ります。	
育児に係る支援	24時間365日小児救急医療体制や、予防接種費用助成等の医療体制の充実を図ります。	健康推進課
	栄養士による離乳食講座を実施します。	
いのちの授業	保育所、小学校、中学校でのいのちの授業を行い、いのちの大切さについて学びを深める取り組みを行います。	健康推進課
子育て相談支援の実施	子育て中の親子が気軽に利用でき、相談できる地域子育て支援拠点事業を実施します。	健康推進課 こども家庭支援課
	ネウボラみよし、三次市こども家庭センターで、専門の相談員が子育てに関する相談・支援を行います。	
【再掲】教育上の悩み相談業務	三次市こども応援センター、三次市教育支援ルームにおいて、小・中学生の教育上の悩みや不安に対する相談業務を行います。	学校教育課
子育てに係る情報提供の充実	電子母子手帳を活用した予防接種、乳幼児健診のデータ管理や、地域のイベント情報等の情報発信に取り組みます。	健康推進課
	電子母子手帳や、ホームページ、健診時等の様々な機会を活用し、必要な人に、必要な時に、必要な情報を提供します。	健康推進課 こども家庭支援課

施策（２）相談支援体制の充実

全ての妊産婦，子育て世帯の子育てに関する様々な相談支援を行うため，三次市こども家庭センターを中心に，関係機関と連携した相談支援体制の充実を図ります。

①安心できる相談体制と情報発信の充実

専門の相談員や保健師等が相談に応じ，安心して相談できる体制の充実に努めます。こどもの成長や発達に関する情報や相談窓口などの情報発信の充実に取り組みます。

<主な取組内容>

取組	内容	担当課
子育て相談支援体制の充実	三次市こども家庭センターを中心として，専門の相談員が，子育てや子育て家庭の様々な相談に応じ，養育に悩みや困難を抱える家庭への支援に対応します。	こども家庭支援課
情報発信の強化	悩みを抱える人が必要な支援につながるように，様々な相談窓口や相談方法を周知します。	こども家庭支援課
【再掲】教育上の悩み相談業務	三次市こども応援センター，三次市教育支援ルームにおいて，小・中学生の教育上の悩みや不安に対する相談業務を行います。	学校教育課

施策（３）子育てにかかる経済的負担の軽減

子育て当事者が経済的不安を抱えることなく、ゆとりをもって子どもたちと向き合うことができるよう、子育てにかかる経済的負担の軽減を図ります。

①子育て家庭の経済的負担の軽減

子育てにかかる費用の負担を軽減するため、手当や医療費等の助成などの経済的支援を行います。

<主な取組内容>

取組	内容	担当課
こども医療費の助成	18 歳までのこども医療費公費負担事業を継続し，子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。	こども家庭支援課
児童手当の支給	児童手当の支給により経済的支援を行います。	こども家庭支援課
【再掲】出産・子育て応援交付金	出産・子育て応援交付金により，切れ目ない支援を行います。	健康推進課
保育利用料の軽減	国の制度による多子軽減の特例措置に加え，市独自の軽減措置により，保育利用料を第 2 子目半額，第 3 子目以降無料とします。	保育課
副食費の軽減	保育所等において，国の制度による副食費の徴収免除に加え，市独自の制度により，副食費を補助します。	保育課
【再掲】学用品などの経費援助	就学援助事業により，経済的理由のために就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して，学用品などの経費を援助します。	学校教育課
放課後児童クラブ負担金の減免	要保護世帯・準要保護世帯については，負担金の減額措置を適用し，放課後児童クラブの利用を援助します。	社会教育課

施策（４）多様なライフスタイルに応じた子育て環境の推進

男女が共に協力し合いながら、子育てなどに取り組み、多様な働き方や暮らし方ができる社会をめざして、職場や地域社会全体で子育てを応援する機運の醸成に取り組むとともに、仕事と子育ての両立の支援を実施します。

①共育での推進

父親が子育てに参画できるよう、父親の子育て・家事への参画を促進するための取組を進めます。

②仕事と子育ての両立支援

子育てに関する理解の促進、ワーク・ライフ・バランスに対する意識の啓発などを行います。また、多様な働き方に応じた子育て支援サービスを実施し、仕事と子育ての両立を支援します。

<主な取組内容>

取組	内容	担当課
共育での意識啓発	共育てに関する情報発信を行い、意識啓発を図ります。	こども家庭支援課
子育てと仕事の両立の支援	病児・病後児保育や子育てサポート事業（ファミリーサポートセンター事業）を実施します。	こども家庭支援課
	「多様なライフスタイル」や「柔軟な働き方」を可能にする仕事と家庭の両立支援へ向けた啓発や支援に取り組みます。	共生社会推進課
ワーク・ライフ・バランスの促進	三次市雇用労働対策協議会が発行している市内の企業を紹介しているガイドブックにおいて、ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる企業を各種認証マークを用いて紹介します。	商工観光課

基本目標3 地域全体で子育てを支える環境づくり

施策（１）地域におけるこども・子育て支援の推進

すべての子育て家庭が，不安や負担を抱え込むことがなく，ゆとりをもって子育てができるように，身近な場所でこどもを預けたり，子育てに関する相談や情報共有ができる地域子ども・子育て支援事業の充実を図るための基本的な方向を示します。

①延長保育事業

延長保育の利用は増加傾向にあります。今後も，共働き家庭の増加や，就労形態の多様化が見込まれるため，希望する人が利用できるように保育環境の整備を図ります。

②一時預かり事業

一時預かりの需要は依然として高いことから，引き続き事業を実施し，一時的な保育や緊急を要する預かりに対応します。

③ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センター事業（子育てサポート事業）の利用は減少傾向にありますが，利用を希望する時にサービスを受けられるよう，提供会員確保に努めます。また，制度内容や利用方法を詳しく知らない人もいるため，事業の周知を図り，だれもが利用しやすい事業をめざします。

④子育て短期支援事業

保護者が疾病や育児疲れ等の理由により支援が必要となったときに，こどもの安全・安心を確保し，保護者の支援を行います。

⑤病児・病後児保育事業

突発的に生じるこどもの病気や病気からの回復期に対応できるよう，施設整備や人員確保に取り組めます。

⑥地域子育て支援拠点事業

子育ての不安を抱えている保護者は多く，相談できる場所が求められています。今後も，気軽にこどもと保護者が訪れることができ，子育て相談，子育て関連の情報や保護者間の交流が促進される場を提供します。

⑦利用者支援事業

個々のニーズに応じたサービスが円滑に受けられるよう，関係事業や関係機関と連携した利用者支援を図ります。

⑧乳児家庭全戸訪問事業

子育ての孤立化を防ぐために乳児家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境などの把握に継続して取り組みます。

⑨養育支援訪問事業、その他要支援児童・要保護児童等の支援に資する事業

保護者の安定した養育が可能となるための支援に継続して取り組むとともに、要保護児童対策地域協議会（三次市すくすくネットワーク協議会）の機能強化を図るための取組により児童問題の早期発見，早期の適切な対応，再発防止などの支援の充実に取り組みます。

⑩妊婦健康診査

本事業をはじめとした母子保健施策については、妊娠・出産期からの切れ目のない支援という観点から、母子保健に関する知識の普及，妊産婦などへの保健指導など幅広い取組を推進していきます。

⑪放課後児童健全育成事業

保護者の子育てと仕事の両立を支援するために、放課後等における児童の居場所づくりを推進します。

近年の利用者数の増加により待機児童を出さないよう、放課後児童支援員の確保を行いながら、資質向上を図ります。また、児童が安全・安心に過ごせる施設の環境整備に努めます。

放課後子ども教室においては、地域の方の参画を図り、より魅力のある体験活動ができるよう支援の充実に図ります。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

各施設が特色を持った教育・保育事業を提供しやすいよう、実費徴収部分に係る保護者の負担軽減策などを目的とした事業で、国の指針などにに基づき、子育てに対する経済的支援などに取り組みます。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

支援を受けるための新規施設などに対する実地支援，相談・助言などを行うための事業で、国の指針などにに基づき、今後、ホームページを活用した教育・保育の需給状態に関する情報提供や民間事業者などが新規参入する場合、必要性を判断し、支援を検討していきます。

⑭子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭，妊産婦，ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し，家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに，家事・子育て等の支援を実施することにより，家庭や養育環境を整え，虐待リスク等の高まりを未然に防ぐための事業で，国の指針などに基づき，今後，必要性を判断し，支援を検討していきます。

⑮児童育成支援拠点事業

養育環境等に関する課題を抱える児童等に対して，安全・安心な居場所を提供し，基本的な生活習慣の形成や食事の提供，学習のサポート等を行うとともに，個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供し，児童の最善の利益の保障と健全な育成を図るための事業で，国の指針などに基づき，今後，必要性を判断し，支援を検討していきます。

⑯親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し，講義やグループワーク，ロールプレイ等を通じて，児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供，相談及び助言を実施します。同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し，情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより，親子間における適切な関係性の構築を図るための事業で，健全な親子関係の形成に向けた支援に取り組めます。

⑰妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して面接やその他の措置を講ずることにより，妊婦等の心身の状況，その他おかれている環境等の把握を行うほか，母子保健や子育てに関する情報の提供，相談その他の援助を行うための事業で，すべての妊婦への支援に取り組めます。

⑱乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所等において，6か月から満3歳未満の保育所等に通っていない乳幼児を対象に，すべてのこどもの育ちを応援し，こどもの良質な成育環境を整備するとともに，すべての子育て家庭に対して保育サービスを提供するため，現行の幼児教育・保育給付に加え，月一定時間までの利用可能枠の中で，就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付制度で，令和8年度から取り組めます。

⑲産後ケア事業

出産直後に休養やケアが必要な産婦に対し，心身のケアや育児サポート等のきめ細かい支援や休養の機会を提供する事業で，支援が必要な産婦にケアやサポートが行えるよう，関係機関と連携して取り組めます。

施策（２）地域で見守り育む環境の推進

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化等により、子育ての悩みなど気軽に相談できる人がそばにいないなど、家庭を取り巻く状況、子育てを支える環境は大きく変化しています。地域社会や学校、行政、企業等が力を合わせ、社会全体で、こどもと子育て家庭を温かく見守り、こどもと子育て家庭にやさしい社会づくりに向け取り組みます。

①多様な居場所づくり

放課後児童クラブや放課後子ども教室をはじめ、こどもが安全・安心に過ごせる場所として、地域と連携しながら、様々な体験活動や交流、こどもの学習や生活の場など、多様な居場所づくりに取り組みます。

②ふるさとへの愛着を育む環境の推進

地域行事への参加やボランティア活動、人とのつながりや交流等、人や地域に学び、体験を通して、生まれ育った地域に誇りと愛着を持って成長できるよう環境づくりを促進します。

③安全・安心に過ごせる環境の推進

こどもが地域で安全・安心に過ごせるよう、事故や犯罪、災害等から身を守る取組を進めるとともに、青色防犯パトロール活動等、地域の見守り活動を推進します。

④家庭教育支援

「親の力」をまなびあう学習プログラムの活用や、家庭教育支援チームの設置等により、地域の実情に応じた家庭教育支援を促進します。

<主な取組内容>

取組	内容	担当課
こどもの居場所づくり	図書館や文化施設等で、こどもが安全・安心に過ごせる居場所づくりと、多様なつながりの場の創出に取り組みます。	社会教育課
	こどもが安全・安心に、気軽に過ごせる場所づくりを促進します。	こども家庭支援課
部活動の地域展開	学校の部活動の地域展開を推進し、こどものスポーツ体験、文化体験の充実を図るとともに、新たな居場所づくり、人とのつながりの創出につなげます。	共生社会推進課 学校教育課 社会教育課
地域と学校との協働活動の推進	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的取組を進め、地域と学校が協働し、こどもたちを育みます。	学校教育課 社会教育課
高校生の地域活動の推進	高校生地域活動支援事業により、郷土に愛着と誇りを持つ人材の育成をめざし、市内高等学校の生徒が取り組む地域振興又は地域貢献に関する活動などに補助します。	社会教育課
地域における見守り	事故や犯罪に巻き込まれないよう、青色防犯パトロールや地域での見守り活動を実施します。	社会教育課 まちづくり交通課
家庭教育の充実	学校や地域子育て支援センター等で、保護者に『親の力』をまなびあう学習プログラムを実施します。	社会教育課
	社会教育委員と連携しながら家庭教育支援のあり方を検討し、家庭教育支援チームの組織化をめざします。	

6.基本目標に係る指標

基本目標ごとに指標を設定し、達成に向けて取り組みを進めます。

基本目標1 すべてのこどもの健やかな育ちへの支援

指標	現状値	目標値（令和11年度）
こどもが喜んで保育所に通っていると感じる保護者の割合	89.5% （令和5年度）	92%以上
夢や目標をもっている児童生徒の割合	小6 83.1% 中3 70.4% （令和5年度）	小6 90%以上 中3 85%以上
児童生徒における「自己肯定感」の割合	小6 86.2% 中3 78.9% （令和5年度）	小6 87%以上 中3 80%以上
こどもの生活満足度	小学生 8.05 中学生 7.18 高校生 7.24 ※10段階中 （令和5年度）	現状値以上

基本目標2 安心して産み育てられる環境づくり

指標	現状値	目標値（令和11年度）
子育てに関して不安・負担を感じる就学前児童の保護者の割合	56% （令和6年度）	50%以下
育てにくさを感じたときに、相談先を知っているなどなんらかの解決する方法を知っている保護者の割合	82.8% （令和4年度）	95%
子育て環境や支援に満足している就学前児童の保護者の割合	39.7% （令和6年度）	60%以上
父母が協力して家事・育児をしていると思う保護者の割合	62.7% （令和5年度）	70%以上

基本目標3 地域全体で子育てを支える環境づくり

指標	現状値	目標値（令和11年度）
「地域の人が子育てを応援している」と思う市民の割合	30.4% （令和4年度）	40%以上
この地域で子育てをしたい保護者の割合	95.6% （令和4年度）	97.5%以上
三次市に愛着を感じている生徒の割合	78.1% （令和4年度）	80%以上

第Ⅲ部 事業計画

第1章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1. 教育・保育提供区域の設定

- 国の定義では、「量の見込み」、「確保方策」を設定する単位として、「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件」、「現在の教育・保育の利用状況」、「教育・保育を提供するための施設の整備の状況」などをニーズ調査結果や幼稚園・保育所などの施設の実態などから総合的に勘案し、「保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域」（以下「教育・保育提供区域」）を定めることとされています。
- 具体的には、以下の視点で区域設定を考えていきます。
 - 視点① 保護者や子どもが利用しやすい範囲であるか

各事業の特性や地域の特性に応じて、保護者や子どもが利用しやすい範囲を設定する必要があります。
 - 視点② 事業量を適切に見込み、確保できる単位であるか

人口推計やニーズ調査などから適切に必要な事業量を見込むとともに、需要に基づき、既存施設の活用を踏まえ、供給体制を確保しやすい範囲であることも重要です。
- これらの視点から、本市では「市全域」を教育・保育提供区域とします。

（判断理由）上記の2つの視点のバランスを勘案し需給調整が完結できる区域として市全域を教育・保育提供区域とすることが適当と判断しました。
- 従って地域子ども・子育て支援事業についても、基本的には「市全域」を提供区域とします。
- ただし、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、提供区域の基本は通学している小学校の区域内とします。

【地域子ども・子育て支援事業別区域設定】

事業区分	区域 設定	考え方
①延長保育事業	市全域	通常利用する教育・保育施設などでの利用が想定されるため、教育・保育提供の基本型である「市全域」とします。
②一時預かり事業	市全域	通常利用する教育・保育施設などでの利用が想定されるため、教育・保育提供の基本型である「市全域」とします。
③ファミリー・サポート・センター事業	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とします。
④子育て短期支援事業	市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とします。
⑤病児・病後児保育事業	市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とします。
⑥地域子育て支援拠点事業	市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とします。
⑦利用者支援事業	市全域	相談支援、情報提供という事業特性を踏まえ、市内全域とします。
⑧乳児家庭全戸訪問事業	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とします。
⑨養育支援訪問事業	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とします。
⑩妊婦健康診査	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とします。
⑪放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	小学校区	放課後に実施するという事業特性や施設の設置状況を踏まえ、通学している小学校の区域内とします。
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とします。
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とします。
⑭子育て世帯訪問支援事業	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とします。
⑮児童育成支援拠点事業	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とします。
⑯親子関係形成支援事業	市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とします。
⑰妊婦等包括相談支援事業	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とします。
⑱乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	市全域	通常利用する教育・保育施設などでの利用が想定されるため、教育・保育提供の基本型である「市全域」とします。
⑲産後ケア事業	市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とします。

2.教育・保育提供体制の確保

(1) 教育・保育の需要量及び確保の方策

ニーズ調査結果をもとに、また、三次市に居住するこどもの認定こども園、幼稚園、保育所、認可外保育施設などの「現在の利用状況」や「利用希望」を踏まえて、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を設定しました。

教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定しました。

①年齢の設定

年齢の設定は、以下のように設定します。

教育・保育施設及び地域型保育事業		算出対象 児童年齢
1号認定	（幼稚園及び認定こども園）＜専業主婦（夫）家庭，就労短時間家庭＞	3～5歳
2号認定①	（幼稚園）＜共働きであるが，幼稚園の利用を希望している家庭＞	3～5歳
2号認定②	（保育所及び認定こども園）＜共働き家庭＞	3～5歳
3号認定	（保育所及び認定こども園＋地域型保育事業）＜共働き家庭＞	0～2歳

②需要量と確保の方策

提供 区域	年度 (西暦)	項目		1号 認定	2号認定		3号認定	
					教育	保育	1・2歳児	0歳児
市 全 域	令和7年度 (2025年度)	量の見込①		94	118	738	472	189
		確保 方策 (提供 量)	特定教育・保育施設	154	215	1,181	527	139
			地域型保育事業	0	0	69	86	27
			合計②	154	215	1,250	613	166
			②－①＝	60	97	512	141	－23
	令和8年度 (2026年度)	量の見込①		89	112	698	453	184
		確保 方策 (提供 量)	特定教育・保育施設	154	215	1,181	527	139
			地域型保育事業	0	0	69	86	27
			合計②	154	215	1,250	613	166
			②－①＝	65	103	552	160	－18
	令和9年度 (2027年度)	量の見込①		86	109	679	450	181
		確保 方策 (提供 量)	特定教育・保育施設	154	215	1,181	527	139
			地域型保育事業	0	0	69	86	27
			合計②	154	215	1,250	613	166
			②－①＝	68	106	571	163	－15
	令和10年度 (2028年度)	量の見込①		83	105	656	442	179
		確保 方策 (提供 量)	特定教育・保育施設	154	215	1,181	527	139
			地域型保育事業	0	0	69	86	27
			合計②	154	215	1,250	613	166
			②－①＝	71	110	594	171	－13
	令和11年度 (2029年度)	量の見込①		80	101	633	435	176
		確保 方策 (提供 量)	特定教育・保育施設	154	215	1,181	527	139
			地域型保育事業	0	0	69	86	27
			合計②	154	215	1,250	613	166
			②－①＝	74	114	617	178	－10

特定教育保育施設：幼稚園，保育所，認定こども園

地域型保育事業：小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育施設，認可外保育施設

【確保の内容】

〔1号認定〕	既存の私立幼稚園の定員数を1号認定/（1号+2号認定〔幼稚園〕）で算出した率で乗じた数と，認定こども園（教育希望）の定員の合計数とします。
〔2号認定（教育希望）〕	既存の私立幼稚園の定員数を2号認定〔幼稚園〕/（1号+2号認定〔幼稚園〕）で算出した率で乗じた数とします。
〔2号認定（保育必要）〕	既存の認定こども園，認可・認可外保育所の定員数とします。
〔3号認定〕	既存の認定こども園，認可・認可外保育所，事業所内保育所，小規模保育所の定員数とします。

3.地域子ども・子育て支援事業の充実

(1) 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。

ニーズ調査などをもとに、本市に居住するこどもの地域子ども・子育て支援事業の「現在の利用状況」や「利用希望」を踏まえて設定しました。

設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期（確保方策）を設定しました。

①延長保育事業

事業概要

保育認定を受けたこどもの利用時間以外に保育園や認定こども園などで保育を行う。

対象年齢

0歳児～5歳児

(単位：人/日)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	274	261	253	244	236
②確保方策	1,042	1,042	1,042	1,042	1,042
②－①＝	768	781	789	798	806

【確保の内容】

現在の提供体制を維持し、実施保育所の定員数とした。

②-1 一時預かり事業（幼稚園）

事業概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった幼児について、主に昼間において、幼稚園で一時的に預かる。

②-2 一時預かり事業（幼稚園）

事業概要

通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに保護者の要請に応じて希望する者を対象に、幼稚園等において一時的に預かる。

対象年齢

3歳児～5歳児

（単位：人日/年間）

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み合計	20,783	19,674	19,142	18,476	17,833
新1号認定	1,685	1,595	1,552	1,498	1,446
新2号認定	19,098	18,079	17,590	16,978	16,387
②確保方策合計	35,400	35,400	35,400	35,400	35,400
②-①=	14,617	15,726	16,258	16,924	17,567

【確保の内容】

既存の私立幼稚園の配置職員数から最大受け入れ定員数を算出し確保数とした。

（配置職員数8人×15人×295日）

②-3 一時預かり事業（幼稚園以外）

事業概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主に昼間において、保育所やその他の場所で一時的に預かる。

対象年齢

0歳児～5歳児

（単位：人日/年間）

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	1,368	1,307	1,265	1,220	1,181
②確保方策	8,350	8,350	8,350	8,350	8,350
②-①=	6,982	7,043	7,085	7,130	7,169

【確保の内容】

現在の提供体制を維持し、見込み量に応じた対応を図る。

（公立私立保育所7所×3人×295日）

（民間1所×6人×310日）

（事業所内保育事業所1所×1人×295日）

③ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）【子育てサポート事業】

事業概要

こどもの預かりなどの援助を受けたい者（おねがい会員）と援助を行いたい者（まかせて会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う。

対象年齢

0歳～小学6年生

（単位：人日/年間）

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み（未就学児）	352	336	325	314	304
量の見込み（就学児）	333	322	305	294	280
①量の見込合計	685	658	630	608	584
②確保方策	10,020	10,020	10,020	10,020	10,020
②－①＝	8,650	8,704	8,760	8,804	8,852

【確保の内容】

現在の提供体制を維持し、見込み量に応じた対応を図る。

（まかせて会員 167 人×5 日×12 月）

④子育て短期支援事業（ショートステイ）

事業概要

保護者の病気や出張、冠婚葬祭などにより、家庭においてこどもを養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設などで一定期間、養育・保護を行う。

対象年齢

0歳～17歳

（単位：人日/年間）

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	40	40	40	40	40
②確保方策	120	120	120	120	120
②－①＝	80	80	80	80	80

【確保の内容】

施設などとの委託契約により、見込み量に応じた対応を図る。

⑤病児・病後児保育事業

事業概要

発熱などの急な病気や病気からの回復期に集団保育が困難なこどもについて一時的に保育を行う。

対象年齢

生後6か月～小学6年生

(単位：人日/年間)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	197	188	182	175	170
②確保方策	1,180	1,180	1,180	1,180	1,180
②－①＝	983	992	998	1,005	1,010

【確保の内容】

病児・病後児保育事業は、現在の提供体制を維持し、利用に応じた確保を図る。

(1か所×定員4人×稼働日295日)

⑥地域子育て支援拠点事業

事業概要

公共施設や保育所などの地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談などを行う。

対象年齢

0歳～おおむね2歳

(単位：人日/年間)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	16,538	15,801	15,298	14,748	14,282
②確保方策	37,320	37,320	37,320	37,320	37,320
②－①＝	20,782	21,519	22,022	23,572	23,038

【確保の内容】

各施設が実態に応じて利用者の受入れに努める。

(1か所×30人×20日×12月)

(2か所×20人×20日×12月)

(1か所×30人×25日×12月)

(1か所×20人×25日×12月)

(1か所×20人×5日×12月)

(1か所×20人×18日×12月)

⑦-1 利用者支援事業（基本型）

事業概要

こども及びその保護者などが教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整などを行う。

【基本型】

（単位：か所）

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	2	2	2	2	2
②確保方策	2	2	2	2	2
②-①=	0	0	0	0	0

【確保の内容】

保育課に子育て支援に関する専門員等を配置

⑦-2 利用者支援事業（こども家庭センター型）

事業概要

母子保健と児童福祉が連携・協働して、すべての妊産婦及びこどもとその家庭等を対象に、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師などの専門職が妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援や虐待への予防的な支援など個々の家庭に応じた相談支援を行う。

【こども家庭センター型】

（単位：か所）

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
②-①=	0	0	0	0	0

【確保の内容】

実施体制：センター長，統括支援員，子ども家庭支援員，保健師など

実施関係機関：こども家庭支援課，健康推進課

⑧乳児家庭全戸訪問事業

事業概要

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う。

対象年齢

0歳

(単位：人/年間)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	267	252	244	238	231
②確保方策	267	252	244	238	231
②－①＝	0	0	0	0	0

【確保の内容】

実施体制：保健師，母子保健指導員

実施関係機関：健康推進課

⑨養育支援訪問事業、その他要支援児童・要保護児童等の支援に資する事業

【養育支援訪問事業】

事業概要

養育支援が特に必要な家庭に対して、家庭児童相談員と保健師、関係機関が連携して家庭訪問を実施し子育ての悩みや不安に対して適切な指導・助言などを行うなど、養育能力を向上させるための支援を行う。

対象年齢

0歳～17歳

(単位：人日/年間)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	250	250	250	250	250
②確保方策	250	250	250	250	250
②－①＝	0	0	0	0	0

【確保の内容】

実施体制：家庭児童相談員、保健師、母子保健指導員

実施関係機関：こども家庭支援課、健康推進課、要保護児童対策地域協議会関係機関

【要保護児童ケース検討事業】

事業概要

児童虐待など多様化する児童問題に対応するため、問題の早期発見、早期対応、再発防止などの支援を行うため要保護児童対策地域協議会における関係機関とのケース検討会議を実施する。

対象年齢

0歳～17歳

(単位：人日/年間)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	330	330	330	330	330
②確保方策	330	330	330	330	330
②－①＝	0	0	0	0	0

【確保の内容】

実施体制：家庭児童相談員、保健師、母子保健指導員

実施関係機関：こども家庭支援課、健康推進課、教育委員会、要保護児童対策地域協議会関係機関

⑩妊婦健康診査

事業概要

妊婦の健康の保持，増進を図るとともに，安全な出産を迎えるため妊婦健診を行う。

対象

妊婦

(単位：人回/年間)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	3,738	3,528	3,416	3,332	3,234
②確保方策	3,738	3,528	3,416	3,332	3,234
②－①＝	0	0	0	0	0

【確保の内容】

実施体制：医療機関及び助産所との委託契約，委託医療機関等以外で実施の妊婦健診にかかる費用の償還払い

実施関係機関：医療機関・助産所

検査項目：国が定める基本的な妊婦健康診査項目

⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

事業概要

保護者の就労等の理由で，放課後に保育を受けることができない小学校に就学している児童に対して，学校の余裕教室や公共施設などを活用し，放課後における生活の場，適切な遊び場を提供する。

対象年齢

小学1年生～小学6年生

(単位：人/年間)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	716	696	667	654	636
②確保方策	960	960	960	960	960
②－①＝	244	264	293	306	324

【確保の内容】

学校の空き教室などの活用も視野に入れた施設の確保に努め，児童の受入れを行う。

◇小規模型放課後児童クラブ※関連事業

事業概要

保護者の就労等の理由で、放課後に保育を受けることができない小学校に在籍する児童に対して、学校の余裕教室で小規模で運営され放課後に生活の場、適切な遊びを提供する。

対象年齢

小学1年生～小学6年生

(単位：人/年間)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	5	3	3	2	3
②確保方策	5	3	3	2	3
②－①＝	0	0	0	0	0

【確保の内容】

地域の実情に応じて、児童の受入に努める。

◇放課後子ども教室※関連事業

事業概要

地域の参画を得て、「学び」「体験」「交流」「遊び」といった多様な体験学習機会を提供し、こどもたちが地域社会の中で心豊かに育まれる環境づくりを推進する。

対象年齢

小学1年生～小学6年生

(単位：人/年間)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	154	157	152	143	128
②確保方策	154	157	152	143	128
②－①＝	0	0	0	0	0

【確保の内容】

各地域の実情に応じて、児童の受入に努める。

小学校区別の需要量と確保の方策

(単位：人/年間)

種別	小学校区		令和7 年度 (2025年度)	令和8 年度 (2026年度)	令和9 年度 (2027年度)	令和10 年度 (2028年度)	令和11 年度 (2029年度)
放課後児童クラブ	三次小学校区	①量の見込み	81	82	75	73	70
		②確保方策	120	120	120	120	120
		②-①	39	38	45	47	50
	十日市小学区	①量の見込み	216	211	197	196	193
		②確保方策	255	255	255	255	255
		②-①	39	44	58	59	62
	八次小学校区	①量の見込み	178	180	180	177	177
		②確保方策	210	210	210	210	210
		②-①	32	30	30	33	33
	酒河小学校区	①量の見込み	68	64	64	68	64
		②確保方策	100	100	100	100	100
		②-①	32	36	36	32	36
	神杉小学校区	①量の見込み	19	19	18	15	14
		②確保方策	40	40	40	40	40
		②-①	21	21	22	25	26
	和田小学校区	①量の見込み	20	18	17	15	13
		②確保方策	40	40	40	40	40
		②-①	20	22	23	25	27
	吉舎小学校区	①量の見込み	25	22	19	17	16
		②確保方策	40	40	40	40	40
		②-①	15	18	21	23	24
	みらさか小学校区	①量の見込み	56	55	55	55	55
		②確保方策	70	70	70	70	70
		②-①	14	15	15	15	15
	三和小学校区	①量の見込み	20	19	18	18	15
		②確保方策	40	40	40	40	40
		②-①	20	21	22	22	25
	甲奴小学校区	①量の見込み	33	26	24	20	19
		②確保方策	45	45	45	45	45
		②-①	12	19	21	25	26
合計		①量の見込み	716	696	667	654	636
		②確保方策	960	960	960	960	960
		②-①	244	264	293	306	324

種別	小学校区		令和7 年度 (2025年度)	令和8 年度 (2026年度)	令和9 年度 (2027年度)	令和10 年度 (2028年度)	令和11 年度 (2029年度)
放課後子ども教室	河内小学校区	①量の見込み	13	13	13	13	11
		②確保方策	13	13	13	13	11
		②-①	0	0	0	0	0
	栗屋小学校区	①量の見込み	21	21	18	19	18
		②確保方策	21	21	18	19	18
		②-①	0	0	0	0	0
	青河小学校区	①量の見込み	10	10	10	9	8
		②確保方策	10	10	10	9	8
		②-①	0	0	0	0	0
	田幸小学校区	①量の見込み	20	22	25	26	26
		②確保方策	20	22	25	26	26
		②-①	0	0	0	0	0
	川地小学校区	①量の見込み	16	15	13	11	9
		②確保方策	16	15	13	11	9
		②-①	0	0	0	0	0
	川西小学校区	①量の見込み	17	19	17	15	14
		②確保方策	17	19	17	15	14
		②-①	0	0	0	0	0
	君田小学校区	①量の見込み	9	9	8	6	6
		②確保方策	9	9	8	6	6
		②-①	0	0	0	0	0
	布野小学校区	①量の見込み	39	38	38	35	29
		②確保方策	39	38	38	35	29
		②-①	0	0	0	0	0
	作木小学校区	①量の見込み	9	10	10	9	7
		②確保方策	9	10	10	9	7
		②-①	0	0	0	0	0
合計		①量の見込み	154	157	152	143	128
		②確保方策	154	157	152	143	128
		②-①	0	0	0	0	0

(単位：人/年間)

種別	小学校区		令和7 年度 (2025年度)	令和8 年度 (2026年度)	令和9 年度 (2027年度)	令和10 年度 (2028年度)	令和11 年度 (2029年度)
童 放 小 ク 課 規 ラ 後 模 ブ 見 型	八幡小学校区	①量の見込み	5	3	3	2	3
		②確保方策	5	3	3	2	3
		②-①	0	0	0	0	0

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要

保護者の世帯所得の状況などを勘案して、特定教育・保育または特定子ども・子育て支援を受けた保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の助成を行う。

【確保の内容】

保育所や幼稚園等に入所している児童の保護者に対し、副食費の実費負担分を補助する。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業概要

特定教育・保育施設などへの民間事業者の参入の促進に関する調査研究，その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設などの設置または運営を促進する。

【確保の内容】

多様な主体が本制度に参入する場合，必要性を判断し，支援を検討する。

⑭子育て世帯訪問支援事業

事業概要

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭などの居宅を訪問支援員が訪問し，不安や悩みの傾聴や，家事・子育て等の支援を実施する。

【確保の内容】

今後，必要性を判断し，支援を検討する。

⑮児童育成支援拠点事業

事業概要

養育環境等に関する課題を抱える児童等に対して，安全・安心な居場所を提供し，基本的な生活習慣の形成や食事の提供，学習のサポート等を行うとともに，個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する。

【確保の内容】

今後，必要性を判断し，支援を検討する。

⑩親子関係形成支援事業

事業概要

子育ての悩みや不安を持つ保護者向けに、こどもとの関わり方を学ぶ講座や実践的な練習の機会を提供する。また、同じような経験を持つ保護者同士が交流し、互いの悩みを共有できる場を設けることで、より良い親子関係づくりを支援する。

対象

保護者

(単位：人)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	10	10	10	10	10
②確保方策	10	10	10	10	10
②－①＝	0	10	10	10	10

【確保の内容】

家庭児童相談員が講師を担い、全6回のペアレント・トレーニング講座を実施するほか、個別相談においても必要な家庭に対し支援を行う。

⑪妊婦等包括相談支援事業

事業概要

妊娠時から妊産婦やその家族に寄り添い、出産・育児等の見通しをたてるための情報発信を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行う。

対象

妊産婦とその家族

(単位：人回/年間)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	801	756	732	714	693
②確保方策	801	756	732	714	693
②－①＝	0	0	0	0	0

【確保の内容】

母子保健相談員、保健師が母子健康手帳交付、妊婦訪問、赤ちゃん訪問の機会を通じ、実施する。

⑱乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

事業概要

保育所，認定こども園，地域型保育事業，幼稚園等に通っていない0歳6か月～満3歳未満のこどもを対象に，月一定時間までの利用可能枠の中で，就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる，新たな通園制度です。

対象

0歳6か月～満3歳未満のこども

【確保の内容】

令和8年度からの実施に向けて調整を行う。

⑲産後ケア事業

事業概要

産後1年未満の産婦及びその乳児に対し，心身のケアや育児のサポート等の支援を行い，産後も安心して子育てができるように，専門家が寄り添いながら支援する。

対象

産後1年未満の産婦及びその乳児

（単位：人日/年間）

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	165	156	151	147	143
②確保方策	165	156	151	147	143
②－①＝	0	0	0	0	0

【確保の内容】

支援が必要な産婦にケアやサポートが行えるよう，一般社団法人広島県助産師会と契約し，関係機関と連携して取り組む。

第Ⅳ部 計画の推進

1. 計画の推進体制

本計画によるこども政策を総合的かつ計画的に推進するため、市は、計画の推進主体として、庁内の関係部局が連携、調整を図りながら、こども・子育て支援に取り組めます。

また、こどもや子育て家庭を社会全体で支援していくためには、行政だけでなく、家庭や地域、教育・保育関係機関、事業所等を含めて社会全体が連携することが必要です。取組の推進にあたっては、関係する各機関等が適切に連携・協働し、こども・子育て支援に関する施策を推進します。

2. 計画の進捗状況の管理及び評価

本計画の実行性を高めるため、PDCAサイクル（計画、実行、評価、改善）に基づき、計画を推進します。事業の進捗状況の管理・評価にあたっては、利用者の視点に立ち点検、評価し、施策の改善につなげます。また、必要に応じて計画の見直しを行います。

三次市子ども・子育て会議において、毎年度事業計画に基づく事業の実施状況について点検、評価等を行い、その結果については、市ホームページ等を活用して公表します。

資料編

1.計画の策定経過

日にち	会議など	内容
令和5(2023)年 12月	子どもの生活実態調査 の実施	○小学6年生, 中学3年生, 高校2年生年齢の こどもとその保護者を対象に実施
令和6(2024)年 9月9日	第1回三次市子ども・ 子育て会議	○第2期子ども・子育て支援事業計画実績報告 ○ニーズ調査について
9月30日	第1回こども計画策定 委員会(書面)	○こども計画策定方針について
10月	子ども・子育てに關する ニーズ調査の実施	○就学前児童・小学生児童の保護者を対象に実 施
10月22日	第2回こども計画策定 委員会	○こども計画骨子(案)について
11月5日	第2回三次市子ども・ 子育て会議	○こども計画骨子(案)について
令和7(2025)年 1月	若者の意識に関するア ンケートの実施	○三次市二十歳のつどいに参加登録された方 を対象に実施
2月3日	第3回こども計画策定 委員会	○こども計画(素案)について
2月10日	第3回三次市子ども・ 子育て会議	○こども計画(素案)について
2月27日～ 3月18日	パブリックコメントの 実施	○こども計画(案)について
3月21日	第4回こども計画策定 委員会(書面)	○こども計画(案)について
3月24日	第4回三次市子ども・ 子育て会議(書面)	○こども計画(案)について

2.三次市子ども・子育て会議条例

平成 26 年 9 月 30 日条例第 18 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 72 条第 1 項の規定に基づき、審議会その他の合議制の機関として、三次市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、子ども・子育て支援法において使用する用語の例による。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 14 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 市民の代表
- (3) 事業者の代表
- (4) 各種団体の代表者
- (5) 関係行政機関の代表者
- (6) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (7) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 子ども・子育て会議の委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(臨時委員)

第 6 条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、子ども・子育て会議に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、第 3 条第 2 項各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会議)

第7条 会長は、子ども・子育て会議の会議を招集し、その議長となる。

- 2 子ども・子育て会議の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(部会)

第8条 子ども・子育て会議は、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長の指名する者がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに廃止前の三次市子ども・子育て会議設置要綱（平成25年三次市告示第180号）第3条第2項の規定により委嘱又は任命された子ども・子育て会議の委員は、この条例第3条第2項の規定により委嘱された委員とみなす。

附 則（令和5年3月22日条例第6号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

3.三次市子ども・子育て会議 委員名簿

◎会長 敬称略

区 分	氏名	所属等
学識経験者	◎清水 克之	広島文教大学 人間科学部人間福祉学科 准教授
事業者代表	八谷 尚幸	三次商工会議所専務理事
保護者	福田 昌希	三次市保育所保護者会連合会長（和田保育所）
	川本 忍	三次市PTA連合会（小童小学校）
市民代表	田中 みどり	三次市母子保健推進員代表（三次地区）
各種団体代表	BERRA ALBERTO	三次市私立幼稚園協議会代表 （学校法人広島信望愛学園 三次清心幼稚園 園長）
	赤木 実	三次市小学校校長会代表（八次小学校）
	梵 大英	三次市住民自治組織連合会代表
関係行政機関	中村 真由美	広島県北部こども家庭センター所長
その他市長が必要と認める者	藤井 皇治郎	青少年育成三次市民会議会長
	藤永 信昭	三次市民生委員児童委員協議会主任児童委員会委員長
関係行政機関	宮脇 有子	三次市教育委員会教育部長
	松長 真由美	三次市子育て支援部長
	児玉 弘子	三次市保育所長（神杉保育所長）

三次市こども計画



編集・発行 三次市子育て支援部／令和7（2025）年3月

〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号

TEL:0824-62-6148 FAX:0824-62-6300